

産学連携における利益相反ルールの形成に関する実証的研究

**A Study on the Rulemaking of Conflicts of Interest in University-Industry
Research Relationships**

2005年5月

新谷 由紀子

菊本 虔

(筑波大学産学リエゾン共同研究センター)

は じ め に

今日、大学の知的財産はますます重要性を帯び、日本の大学の保有する優れた知識を活用した技術革新がこれまで以上に注目を浴び、大きな期待が寄せられている。しかし、産学連携活動が日々マスコミを賑わす中で、時として不透明な資金の流れや教員の勤務時間などが問題になることがある。これは、大学教員という、その職業の特殊性に起因している。教員には、通常みられるような就業規則に則った勤務体系を適用することが必ずしも大学にとってメリットをもたらすとも限らず、裁量労働制のような形態を採用することが一般的である。また、こうした勤務形態のもとで、大学教員は国家や自治体等の各種諮問委員会や所属大学の枠を超えたアカデミックな活動に関与することができ、そうした融通性が社会をより活性化しているといえる。

しかし、冒頭に触れたように、特に、現在活発に実施されている産学連携活動の中では、教員個人の私的な利益が大学における各種の活動に影響を与えているのではないかという疑念を第三者からもたれるという状況も往々にして生じている。このような状況は教員個人のみならず大学という組織の社会的信用にも影響を及ぼすため、近年、各大学では、こうした状況の改善を図るために利益相反のルール作りに取り組み始めた。しかし、これらのルール作りは試行錯誤的なものであり、現実に機能するかどうか、また、広く国民の支持を得られるかどうかなどは、全くの未知数である。

ここで行われた研究は、産学連携において最も重要な課題の一つである利益相反問題について、全国の国公立大学を対象とした事例収集を行うとともに、その処理の実例を集めることによって、現実に効力を持つ利益相反ルールを明らかにしようとする試みである。

しかし、利益相反のルール作りはまだ歩き始めたばかりという状況から、今回実施した調査は時期尚早の感があり、実際に生じた事例やその対処方法に関しては、わずかな情報しか得られなかった。したがって、本調査研究では、平成 16 年 12 月末頃における、各大学の利益相反ポリシーの整備状況についてのデータの提示と若干の事例についての考察を書き得るにとどまった。ただ、調査過程で、利益相反という言葉自体の意味を理解していない大学もあることが明らかになったため、本稿の第 1 章ではアメリカでの利益相反ポリシーの事例の提示等を行うことによって、利益相反の意味を明らかにするとともに、筑波大学の利益相反ポリシーの概要を示した。これにより、平成 16 年度に実施したアンケート調査研究結果は、第 2 章で取り扱うこととした。

今回の調査ではまだ利益相反事例は僅少であったが、今後、利益相反ルールが各大学で整備され、適用が軌道に乗り始めれば、利益相反の事例は増加し、さらに同様な調査が重要となってくるものとみられる。こうした事例研究を重ねることにより、利益相反ルールの現実の姿と、今後の進むべき方向を明示することは、産学連携という最も劇的に変化しつつある領域において、日本の社会の変動と倫理的命題の変化との相関関係を明らかにす

ることにも貢献し得るものである。

なお、本研究は、平成 16 度 筑波大学システム情報工学研究科教育研究費重点配分プロジェクトほかの経費によって実施したものである。

平成 17 年 5 月

筑波大学産学リエゾン共同研究センター

新 谷 由紀子

菊 本 度

産学連携における利益相反ルールの形成に関する実証的研究

目 次

第1章	利益相反について	
第1節	利益相反とは何か	
1.	大学における利益相反の歴史～アメリカ～	1
2.	米国立科学財団（NSF）の助成と利益相反ポリシー	2
3.	利益相反の概要	3
4.	アメリカの大学での事例	
（1）	スタンフォード大学の責務相反および利益相反ポリシー	5
（2）	ノースウェスタン大学の責務相反および利益相反ポリシー	8
5.	利益相反ポリシーの策定にあたって	12
第2節	筑波大学における利益相反ポリシーの概要	
1.	筑波大学における利益相反とは	15
2.	利益相反の対象者	16
3.	利益相反マネジメント・システム	16
4.	利益相反問題に対処するための基本的ルール	18
第2章	産学連携における利益相反ルールの形成に関する実証的研究アンケート調査結果	
第1節	本調査研究の目的	19
第2節	本研究の方法	20
第3節	調査の対象	21
第4節	調査の概要	30
第5節	調査結果の概要	
1.	利益相反ポリシー策定状況	31
2.	利益相反ポリシーに関する内容	
（1）	利益相反ポリシーの範囲	32
（2）	個人としての利益相反ポリシーの対象	32
（3）	金銭的利益に対する報告義務	33
（4）	大学発ベンチャーの株式の取得について	39
3.	利益相反に対応する組織等について	
（1）	利益相反に関する相談を受ける部署等	44
（2）	利益相反の有無を審査する委員会等	45
（3）	大学の措置についての不服申し立てのあった場合に審査する委員会等	46

(4) その他の利益相反問題担当部署	47
(5) その他	47
4. 利益相反事例	48
(1) 金銭的利益と大学の決定や行為との間の利益相反	49
(2) 金銭的利益と研究成果との間の利益相反	49
(3) 金銭的利益と治験の結果との間の利益相反	49
(4) 金銭的利益と学生に対する指導との間の利益相反	49
(5) 金銭的利益と外部活動との間の利益相反	50
(6) 金銭的利益と大学の施設等の利用との間の利益相反	50
(7) 学生の外部活動における利益相反	51
(8) 教員の関係者に関する利益相反	52
(9) その他の利益相反	52
第6節 調査結果のまとめ	55
第3章 おわりに	58

【資料編】

1. 産学連携における利益相反ルールの形成に関する実証的研究アンケート調査 集計結果	59
2. 調査票	98

第1章 利益相反について

第1節 利益相反とは何か

1. 大学における利益相反の歴史～アメリカ～

利益相反の問題はアメリカにおいて古くから論じられていた¹。1964年には、米国大学教授協会の協議会（The Council of the American Association of University Professors; AAUP）と米国教育協議会（The American Council on Education; ACE）が共同で、「大学における政府後援の研究の利益相反防止について（"ON PREVENTING CONFLICT OF INTEREST IN GOVERNMENT-SPONSORED RESEARCH AT UNIVERSITY"）」を公表した。この声明では、産学連携が発展する中、政府後援の研究を実施するにあたっては、利益相反の防止に努めるべきことを謳っている。この中では、(1) 利益相反状況について明示するとともに、(2) 大学の責任についても語っている。これはその後多くの大学のポリシーの基礎となった¹。

その後、1990年には、米医科大学協会（Association of American Medical Colleges; AAMC）が、「研究における責務相反と利益相反の取り扱いのためのガイドライン（"Guidelines for Dealing with Faculty Conflicts of Commitment and Conflicts of Interest in Research"）」を公表し、責務相反（Conflicts of Commitment）と利益相反（Conflicts of Interest）を区別し、定義づけている²。この中で、責務相反とは、学術活動の契約（通常、授業や研究や患者の治療における「常勤」）と外部活動の義務に対する勤労配分に関連する言葉であるとしている。また、科学における利益相反とは、金銭的またはその他の個人的な考慮が、研究の実施・報告における研究者の専門的判断を危うくしたり、一見危うくするように見えるような状況を示す言葉であるとしている。したがって、簡便に換言すれば、責務相反と利益相反の問題の元凶と基本的な対処方法については次のようなことがいえるだろう。

- ① 責務相反に関しては、基本的には時間的な問題なので、教員や職員の勤務時間や兼業について、大学に対する責任や義務を明確に周知する。
- ② 利益相反に関しては、外部活動における金銭的な利益が問題となる。こうした関係が研究者の研究結果や大学の意思決定に影響を与えるのを避けるため、情報の開示を中心とした対策を整える。

以後も、1993年に米国大学協会（Association of American Universities; AAU）が「金

¹ Association of American Universities(AAU) , *Framework Document on Managing Financial Conflicts of Interest* (1993.5) (<http://www.aau.edu/reports/FrwkCOI.html>)

² <http://www.aamc.org/research/dbr/coi.htm>

銭的利益相反のマネジメントのための枠組み文書（“Framework Document on Managing Financial Conflicts of Interest”）」¹を発表し、表題が示すように、特に金銭的な利益相反の事例、審査方法などを列記した。

さらに、1995年には、公衆衛生局（Public Health Service; PHS）や国立科学財団（National Science Foundation; NSF）が大学等の研究機関に交付金を助成するにあたり、利益相反の管理システムを整備することを条件にした³。この中で、研究者（配偶者・扶養している子を含む）の研究や教育に当然影響を及ぼすような「相当な金銭的利益（Significant Financial Interests）」の情報について、機関長への開示を求めている。

2. 米国立科学財団（NSF）の助成と利益相反ポリシー

上記のように、交付金助成対象である大学等に利益相反管理システム整備を要請している米国立科学財団（NSF）の助成方針についての概要は、次のとおりである。

NSFは、現在公開されている助成方針マニュアル（Grant Policy Manual; GPM : 2002年7月付）において、50人以上を雇用している助成金被交付機関に対し、適切な利益相反ポリシーの策定、施行を要求している⁴。この中では、「相当な金銭的利益（Significant Financial Interests）」を開示しなければならない研究者は、NSFによる助成に関与する（共同）主任研究員や、その他計画、実施、報告、研究、教育活動等に責任のある人物とし、これらの研究者は、配偶者や扶養している子を含めて、すべての相当な金銭的利益を所属機関の責任者に開示しなければならないとしている。この場合の相当な金銭的利益とは、

- ① その金銭的利益がNSFの助成や助成申請によってなされる研究教育活動に当然影響を及ぼしているように見えたり、
- ② 事業体における金銭的利益がNSFの助成や助成申請によってなされる研究教育活動に当然影響を及ぼしているように見える場合

のものである。

この相当な金銭的利益には、業務に対する給与等の収入（ex.コンサルティング料や謝礼金）、株式利益（ex.株、ストックオプション等の所有利益）、知的財産権（ex.特許権、著作権等の権利からのロイヤルティ）など、何らかの金銭的価値のあるものが含まれているが、以下のものは除かれる。

- ① 申請機関からの給与、ロイヤルティ等の報酬。
- ② 申請機関が政府のSmall Business Innovation Research Program (SBIR)またはSmall Business Technology Transfer Program (STTR)の出願者である場合は、その機関において得た所有者利益。
- ③ 公共団体または非営利団体の後援による、セミナー、講演、指導業務での収入。

³ <http://www.gpoaccess.gov/fr/index.html>

⁴ <http://www.nsf.gov/pubs/2002/nsf02151/index.jsp>

- ④ 公共団体または非営利団体の発起による、諮問委員会や審査委員会の業務での収入。
- ⑤ 研究者とその配偶者及び扶養している子の、1箇所の事業体からの株式収入総額が10,000ドル以下で(10,000ドルという基準は、一般的な価格あるいはその他の市場の適正価格に照らして設定される。)、かつ、株式所有利益が5%相当以下の場合。
- ⑥ 研究者とその配偶者及び扶養している子の、給与、ロイヤルティ等の報酬の総額が1年間に10,000ドル以下の場合。

そして、申請機関におけるポリシーでは、NSFへの助成申請時に、研究者がすべての要求された金銭的利益を開示していることを保証しなければならない。また、助成期間中は、これらの情報が、年ベースまたは新たな「相当な金銭的利益」が得られた時点で更新されていなければならない。さらに、申請機関のポリシーでは、これらの金銭的利益の開示を再検討し、利益相反が生じていないか決定し、もし何らかの利益相反が認められた場合には、それらを軽減または除去するために機関によって課せられる条件や規制を決定するような人物を1名以上任命しなければならない。そして、解決例として次のものを挙げている。

- ①相当な金銭的利益の公開
- ②独立査察官による監視
- ③研究計画の修正
- ④相当な金銭的利益によって影響を受けるようなNSFの助成研究への参加資格剥奪
- ⑤相当な金銭的利益の剥奪
- ⑥相反が生じる関係を断絶

ただし、条件や規制をかけることに効果がないまたは不公正な場合であって、相当な金銭的利益から生じるマイナスの影響の可能性よりも、科学の進歩や技術移転、あるいは公衆衛生・福祉の利益の方が勝ると再検討者が決定した場合には、そのような条件や規制を課さずに研究を進めることを許可してもよい。

ポリシーは、適切な執行メカニズムと、必要な場合には制裁を含むものとする。また、利益相反に対して満足なマネジメントができないようなことがあった場合には、NSFの総会事務局に適宜報告するようなポリシーでなければならない。金銭的利益の開示記録と利益相反の解決措置の記録については、すべて、少なくとも助成終了後3年間(またはNSFの決定のうちどちらか長い期間)保管しなければならない。

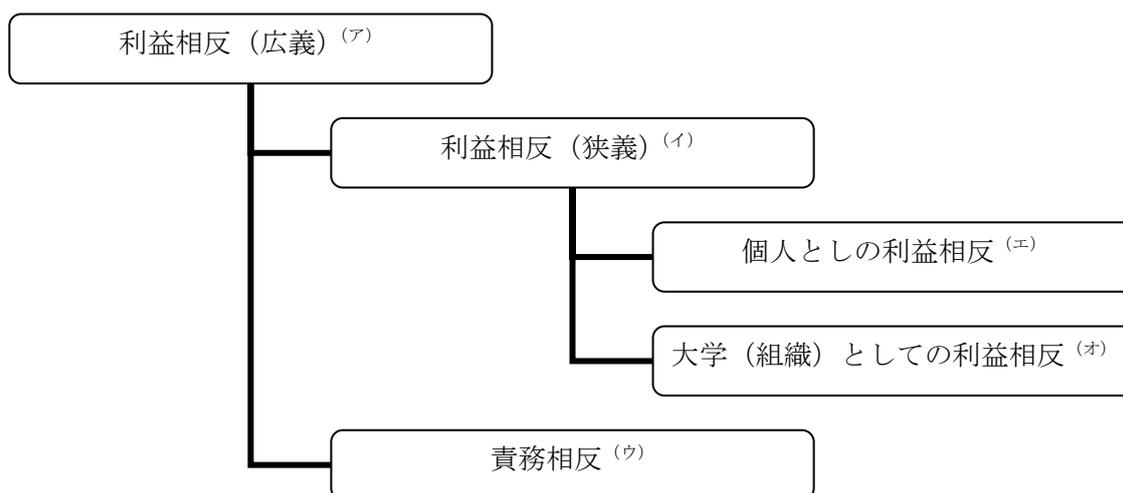
3. 利益相反の概要

以上がNSFの示した助成方針の中の利益相反ポリシーの整備に関する記載であるが、利益相反については、簡潔な定義のみではなかなか全貌を明らかにすることは困難である。

利益相反を、責務相反と狭義の利益相反に区別する考え方は前述の米医科大学協会のが

イドラインで説明したが、さらに、利益相反は、個人レベルと組織レベルに分けて考えることができる。これらについて、日本の科学技術・学術審議会のワーキング・グループ⁵では、図 1-1-1 のように分類している。

図 1-1-1 利益相反の分類



- (ア) 広義の利益相反：狭義の利益相反 (イ) と責務相反 (ウ) の双方を含む概念。
- (イ) 狭義の利益相反：教職員又は大学が産学官連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式等)と、教育・研究という大学における責任が衝突・相反している状況。
- (ウ) 責務相反：教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態。
- (エ) 個人としての利益相反：狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の大学における責任との相反。
- (オ) 大学 (組織) としての利益相反：狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反。

* 狭義の利益相反と責務相反の異同：どちらも大学における責任の遂行が問題となる点では同じであるが、その要因が「企業等から得る利益」である場合には狭義の利益相反、「企業等に対して負う責任 (責務)」である場合には責務相反、と区別することができる。

⁵ 文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会利益相反ワーキング・グループ『利益相反ワーキング・グループ報告書』(2002.11.1) p.4

1993年に米国大学協会が注目したように、上記の分類の中でも特に個人レベルの金銭的利益相反は、教職員の数の分だけ存在する可能性があるといえ、問題となりやすく、日本でも規程が整備される場合が多い。一方で、責務相反は時間配分の問題に帰するところが大きく、兼業規制などで対処可能なこともあり、責務相反のみを取り立てて問題視し、改めてポリシーを策定するという場合はあまりない。ただし、現実には、利益相反と責務相反が同時に進行している場合がある。また、特に、大学においては、産学連携活動の中で利益相反問題が発生しやすく、このような場での具体的な例を提示した上での教職員への周知がなされている。上述のように、利益相反がどのような問題であるかは、簡単には示し難く、事例によって解説されることが多い。

4. アメリカの大学での事例

アメリカの各大学での、利益相反、責務相反に対する定義等を以下に示す。

(1) スタンフォード大学の責務相反および利益相反ポリシー

例えば、Stanford Universityのポリシー（1994年4月14日初版、2004年12月2日最新版）⁶の要約は以下のとおりである。

①責務相反の一般原則

教員は、大学に対する職業的な忠誠を負い、教育・研究等に対する時間と知的活力について責務がある。大学に対する責任と外部活動とはバランスをとる。責務相反とは、時間とエネルギーの配分の問題である。外部活動を行うにあたっては、通常、四半期で13日間を超えないようにする。

②利益相反の一般原則

利益相反は、個人の私的利益と大学に対する職業的義務との間に生じるもので、個人の職業的な行動や決定が、個人の金銭的利益等を考慮してなされたと、観察者が当然に疑問に持つようなことである。利益相反は、個人の性格や行動に帰するものではなく、状況による。利益相反は現代の研究大学では不可避である。大学の学究活動によって得られた知識の民間への移転を促進し、公益に資することは大学の使命であるが、そこから利益相反は生じ得る。コンサルティングや技術の商業化によって教員が報酬やロイヤルティ配分を受けることは適当であるが、私的金銭的利益を考慮して大学での行為や決定を行うことは職業的客観性と個人倫理に問題を生じ、大学にもマイナスの影響を与える。

これら責務・利益相反の問題の疑義が生じるような場合は、教員はすぐに部局長、研究科長、副学務部長等と相談する。

⁶ <http://www.stanford.edu/dept/DoR/rph/4-1.html>

③主要規定の要約

- ア. 教員は各学期を通じて、実際に活動が義務付けられた日は、学生や教職員が接触できるよう、大部分キャンパスにいななければならない（フィールド研究などで許可を得ている場合は除く）。
- イ. 大学に対する忠誠を損なうような他での職業行為は許されない（専任教員の民間企業などでの外部活動は四半期で 13 日間が上限）。例えば、専任教員が他で重要な管理責任を持ったり、大学でできるようなプロジェクトについて外部資金提供により他の機関で主任研究者を引き受けるなど。
- ウ. 教員はオープンでタイムリーな研究成果の交換を促進するために大学の自由な雰囲気を育むよう努めなければならない、学生やポスドクには教員の私的利益からの独立を確保し、学術情報の自由な交換に影響を及ぼすような外部の義務については、学生・同僚らに情報を伝える。
- エ. 教員は、外部のコンサルティング活動の一部として、あるいは、大学の使命としての教育・研究・学問・民間へのサービス以外の目的で、大学の施設、設備、人、秘密情報等の資源を、極く付随的な場合を除き、使用してはならない。
- オ. 教員は、大学の活動の中であるいは大学の資源を使用して生まれた、特許性のある創作物や発見は適宜開示しなければならない。この発明の所有権は、資金源に関わらず大学に譲渡しなければならない、発明者はロイヤルティ収入を分配されることになる（大学が首尾よく（例えば、60 日）特許化やライセンスをしない場合、契約義務が許し、創作者の要求があれば、所有権は返還される）。
- カ. 大学が事業体との間の贈与、外部資金プロジェクト、技術のライセンス、調達等の契約を承認する前に、その事業体から教員（配偶者、国税庁で決定された扶養している子、同棲者等の肉親を含む）が相当な金銭的利益*を得ていたり、あるいは、そうした利益を伴ったコンサルティング契約や雇用契約などの関係がある場合は、そのことを大学に開示しなければならない。

* 事業体における「相当な金銭的利益」とは以下のものを意味する。

- (i) 新興企業のような非公開株式の事業体においては、株式、共同出資またはストックオプションのような派生的利益を含む、現在のあるいは未処理の利益。
- (ii) 株式公開している事業体においては、株式、共同出資またはストックオプションのような派生的利益を含む、現在のあるいは未処理の利益で、総計が少なくとも会社の株式の 0.5% を所有しているかまたは少なくとも 10,000 ドルの利益。但し、ミューチュ

アルファンドのように第三者が管理しているような所有利益は除く。

(iii)少なくとも年間総額 10,000 ドルの利益で、雇用やコンサルティング等上記(i)(ii)の利益以外のもの。例えば、謝金、ライセンス収入、ロイヤルティ収入。

また、以下の(a)~(d)は、処理する前に研究科長に開示。

(a)コンサルティングや雇用関係にあるなどして、上記の「相当な金銭的利益」を得ている教員（肉親等を含む）の関係する事業体の管理下にあたり教員の教育研究を直接支援したりするような金銭や資産の大学への贈与。

(b)事業体からの資金提供によるプロジェクトの申込みの場合、それに関与する研究者（肉親等を含む）が、その資金提供申込み者や申込み者の下請け企業、供給メーカー、共同研究者等とコンサルティングや雇用関係にあるなどして、相当な金銭的利益（人間に関する研究についてはいかなる金銭的利益をも含む）を得ている場合。

(c)発明者である教員がコンサルティングや雇用関係にあるなどして、相当な金銭的利益を得ている（肉親等を含む）会社と大学が技術のライセンス契約をする場合。

(d)外部の事業体から機材や役務を単独調達する場合や、株式非公開の事業体であって、その調達に関与している教員（肉親等を含む）がその供給申込み業者とコンサルティングや雇用関係にあるなどして、相当な金銭的利益を得ている場合。

キ. 教員の客観性*に当然疑問が生じる場合、研究科長は、独立の監視委員会を設け、申請研究の妥当性を再検討したり、研究の実施を監視したり、研究成果の公開や適宜普及を行うことを保証する。利益相反の疑義が生じるような治験には全てこの監視委員会が必要である。

* 上記「カ」にあるような契約や、研究者が個人的な金銭的利益を得る（コンサルティングや雇用関係を含む）ような臨床技術の評価（治験）を大学が承認した場合、教員の行為における科学的客観性が当然に疑問をもたれる可能性がある。

ク. 教員は毎年研究科長に対して、利益相反および責務相反に関する大学のポリシーに対する遵守を証明しなければならない。また、教育研究に関わる資金提供を受けている外部組織や、それ以外で、現在、大学に金銭的關係を申し込んでいるあるいは懸案中である場合で教員が関与しているとき、それらの金銭關係の情報を肉親等を含めて開示しなければならない。これに加え、教員は、責務相反や利益相反の疑義が生じるような現在のまたは提案されたまたは懸案中の状況を知った場合は、直ちに、研究科長にその都度開示しなければならない。

ケ. 研究科長は、教員の毎年あるいは臨時に開示された潜在的または明白な相反を、確実に適宜再審査する手続きを確立するとともに、研究部長室と相談しながら、それらの相反を適切にマネジメントしなければならない。この手続きにおいて、研究科の教員

の代表者を再審査組織の構成員に含めてもよい。研究科長は、自分自身の年次開示や研究部長への遵守証明について保管しておく。

コ. 研究部長は各研究科長の本ポリシー実施計画を承認したり、研究科長とともに条項の解釈をしたり、研究科長の決定に抗議をする教員に対応したり、本ポリシー実施状況について毎年研究委員会に報告したりする。

サ. 教員は、研究部長の決定に抗議したい場合、学務部長に訴えることができる。学務部長はアドバイザリーボードと相談しながら訴えを検討する。

(2) ノースウェスタン大学の責務相反および利益相反ポリシー

Northwestern University (2001年9月1日現在)⁷のポリシーの要約は以下のとおりである。

①責務相反の概要

大学教員は大学に対する主要な職業的忠誠義務を負い、時間と知的エネルギーの主な責務は、教育、研究、育英事業である。責務相反は、教員が大学で果たすべき責任にマイナスとなるような外部活動に時間を充てる時に生じる。副業あるいは公益のための無報酬の仕事や政府用役であってさえも、教員の大学に対する主要な責任に優先しないようにしなければならない。

専任教員は他のどのような組織とも常勤の契約はしてはならないし、学部長の承認なく他の教育機関の教員としての契約を結んではならない。コンサルティングのような報酬を伴う専門的または商業的活動は、通常、学期期間中、平均して1週間に1日を超えてはならない。

無報酬の専門的活動(ex.大学、専門家の学会の会合および研究関係のない組織での不定期の講演やセミナー、教育または専門的組織の学術論文等の準備や編集、論文や助成金申請の査読、編集委員、政府助成機関(ex.国立衛生研究所調査委員会)・非営利財団・教育機関における諮問委員会や評価委員会の業務、学会の指導部、教科書やその他の教材の準備、継続的専門教育の配信)に励むことは、大学における教育・研究・サービスに支障がない限り奨励する。これらについては、責務相反に相当しない限り承認は不要だが、報告は必要。

学術研究によって得られた知識を、一般の利益となるよう、教員が移転促進することは奨励する。しかし、コンサルティングのような報酬を伴う専門的または商業的活動については、教員として個人的利益を得る場合は特に、責務相反や利益相反を生じる可能性がある。

⁷ <http://www.northwestern.edu/research/policies/facultyConflict.html>

報酬の有無に関わらず、大学における義務の遂行を危うくしたり損なったりするような場合は、大学に対する責任や報酬を減じるなどの措置をとる。非常勤で専門的または商業的活動を引き受ける場合は、適当な管理部の承認が必要であり、通常継続期間が制限される。場合によっては拒否されることもある。報酬の有無に関わらず、外部活動によって大学に対する義務に大幅に支障をきたす場合は、無給の休暇という措置がとられる。特別な事情がある場合を除き、休暇は1年間を超えてはならず、頻繁または継続的な休暇によって、教員としての大学への貢献が損なわれてはならない。

②利益相反の概要

一般に、利益相反は、教員の個人的利益と大学に対する職業上の義務との間に齟齬が生じた場合に起きる。それは、教員の専門的な行為や決定が大学の最大の利益のためにではなく、それ以外の何らかの考慮によっていると第三者から当然疑問をもたれるような場合である。コンサルティング等の報酬のある専門的または商業的活動において、受領した総額が、大学の給与総額の10%を超えた場合は、開示しなければならない。ただし、特別な事情により、研究科長と研究担当副学長に明らかにしている場合は除く。利益相反が存在する場合は、影響を及ぼすような大学の決定行為に関与してはならない。また、利益相反が生じる可能性のある活動に従事するときは、部局長、センター長、学部長あるいは研究担当副学長に書面で届け出なければならない。その行為が承認され、引き受けてよいかどうかということについては、10日以内（休日を除く）に書面で通知される。教員は潜在的または明白な利益相反について1年に1度開示しなければならない。

③利益相反が生じ得る事例

ア. 外部からの金銭的利益*

外部からの金銭的利益が、教員に対して大学の決定や行為に影響を及ぼす動機を与えるような場合であって、その教員が主任研究員のような立場であるために、実際に影響を与え得るような立場にいるとき。

* 金銭的利益を得ている者は、教員の配偶者、国税庁で決定された扶養している子、同棲者等の肉親を含み、金銭的利益とは次のことを示す。

(i) 株、ストックオプション、あるいはそれに類する所有利益（教員が支配していないような対象で、専らミューチュアルファンド、年金基金、その他機関投資のようなビジネスへの投資から上がってくる利益は除く）や、

(ii) 料金（ex. 外部でのコンサルティング）、給与、手当、支払猶予、支払免除、動産・不動産利益、配当金、技術のライセンスによるロイヤルティ収入、賃借料、キャピタルゲイン、動産・不動産、その他の形式による報酬あるいはこれらの組み合わせを、ビジネスから、あるいは取次人または代表者として得たり、得るであろう権利を持つこと。

なお、肉親を含む教員の現在または懸案中の収入の総計が 100,000 ドル未満でかつ会社の株式の 0.5%未満相当である場合は含まれない。独立した第三者によって運用されているミューチュアルファンドのような所有利益も含まれない。また、大学から配分されるロイヤルティ収入なども外部からの金銭的利益には含まれない。

イ. コンサルティング等の報酬を伴う専門的あるいは商業的活動

教員は、他の学術機関、政府機関、商業的機関によって提案または統御されている外部資金プロジェクトに主任研究員として働くことはできない（大学の裁定による下請け契約としてならよい）。また、適切な資源の使用や帰属についての疑義が生じないように、大学と外部活動との境界を明確にしなければならない。他の組織での監督や民間企業等で毎日決定を下すような責任のある管理職は、1週間に1日という外部活動の上限（専任教員が報酬を伴う業務をする場合）では業務を果たすことが不可能であり、大学における責任や報酬の適切な縮減と担当管理者の承認を得ずして引き受けることはできない。専任教員は他のいかなる組織とも常勤の契約はできないし、学部長の承認なく他の教育機関と契約を結ぶこともできない。

ウ. 学生や支援職員の外部活動への関与

アイデアや研究成果を自由にオープンに交換できることが学術のコミュニティとしての大学が求められているインテグリティ⁸である。教員はこうした雰囲気維持する義務がある。したがって、学生が教員個人の商業的利益のために従属させられたり、学生、支援職員、協力者の研究が教員の外部における義務に関連して不当に利用されたりすることのないよう、保証しなければならない。学生や支援職員の時間や労力やアイデアを利用するときは、事前の部局長やセンター長への開示および承認が必要である。研究プロジェクトで教員が個人的に商業的利益を受ける場合は、そのことについて学生、支援職員、協力者に知らせなければならない。非常勤で雇用されている学生は、教員の報酬を伴った専門的または商業的活動に関与することによって、多くの教育的利益を得る可能性があるため、この場合は、部局長、学生の論文指導教員、学生本人と協議した後、研究科長の承認を得る。一般に、学生の論文指導や大学院の助手（ティーチング・アシスタント）である学生の研究の指導をしている場合には、学生にそのような外部活動に関与させるべきではない。もし既に学生が教員の報酬の伴った専門的商業的活動(ex.ベンチャー)に関与しているならば、その学生の研究指導、学問的プログラムの指導、学位審査からはずれるべきである。支援職員が、その性格と範囲に応じて教員の報酬を伴った専門的または商業的活動を手伝うこ

⁸ 文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会利益相反ワーキング・グループ、前掲書（脚注5参照）、p.3では、「社会的信頼」、「尊厳」、「らしさ」などの訳語を挙げている。

とは適当である。しかし、両者間に利益相反の可能性があるため、当事者間で話し合いの上、部局長またはセンター長の承認を得る。

エ. 大学の資源の使用

大学の名前、施設、設備は、大学の目的のためだけに使用するべきであって、大学以外の活動のためには使用させない。教員の外部活動や利益のために施設利用を許可する場合でも、大学に多大な利益をもたらす場合に限り、通常 1 年で、更新も追加で 2 年まで。大学資源の不適切な使用例としては、次のものが挙げられる。

- (i) 大学の名前やレターヘッドを商業的サービス・製品に使用させる。
- (ii) 大学の使命以外の目的で大学の設備やサービスを外部の事業体に利用させる。
- (iii) 個人的な利益のために大学で得た秘密情報を使用したり、許可されていない他人に使用させたりする。
- (iv) 個人的な利益のために大学で得た研究成果、マテリアル、生成物を外部の事業体に優先的に接触させる。

オ. 治験

治験については、研究者が研究成果に対して個人的な金銭的利益を得る場合は特に注意が必要である。新しい治療法の試験・開発については、その問題となる病気の研究をしていて、その治療や医療器具の発明者である者がその分野のリーダーとしてふさわしく、臨床前あるいは臨床試験を実施するのに最も適任である場合が多いし、外部組織から研究支援を受けることもあろう。いずれにしても、教員は試験結果について公平無私であるべきである。いかなる提案活動に対しても研究科長の承認が必要であり、また、次の(i)~(v)のようなことがあるときは、研究の評価・監視のための独立管理委員会を設置することによってインテグリティを守られなければならない。

- (i) 教員が、自分の発明や創作物による治験に関与する場合
- (ii) 教員の発明や創作物の使用ができる権利を持つ会社はその試験に出資している場合
- (iii) 教員の客観性について何らかの疑問がある場合
- (iv) 試験結果が操作されているように見えたり、研究支援の可能性がある場合
- (v) 試験を教員の部局以外のメンバーに委託する場合

カ. 教員の関係する事業体への大学の関与

教員やその肉親が金銭的利益、すなわち、何らかの雇用関係、コンサルティング関係をもっているような事業体と大学が契約を締結するときは、明白なあるいは潜在的な利益相反の疑義が生じ、臨時の開示・再審査・承認が必要である。次の(i)~(v)のようなことがある場合は、契約前に、研究科長か研究担当副学長に対して金銭的利益の関係等について開示し、教員が本契約に関与しないことや金銭的利益に関与しないことを保証しなければな

らない。

- (i) 教員やその肉親が、雇用関係、コンサルティング関係をもったり、金銭的利益を得ているような事業体から、教員が直接管理するあるいは教員の教育研究活動を直接支援するような現金や資産の大学への贈与。
- (ii) 外部資金提供によるプロジェクトの申し込みであって、関与する研究者やその肉親が、その資金提供においてあるいは下請けや製造供給元、共同研究者と、雇用関係、コンサルティング関係もったり、金銭的利益を得ているようなことがある場合。
- (iii) 教員やその肉親が、雇用関係、コンサルティング関係もったり、金銭的利益を得ているような会社と大学が技術のライセンス契約を締結する場合。
- (iv) 教員やその肉親が、雇用関係、コンサルティング関係もったり、金銭的利益を得ているような事業体から、教員が機材や役務を調達する場合。
- (v) 教員やその肉親が、雇用関係、コンサルティング関係もったり、金銭的利益を得ているような事業体とその他の契約をする場合。

契約の申し入れが研究科長に承認された場合は、教員の開示と学部長の所見および勧告が研究担当副学長に提出され、承認を受けることになる。研究科長も研究担当副学長も、そのような契約に関して臨時の委員会を開催することもできる。委員会のメンバーは、契約の結果に権限を持つもの以外の者であれば、教員以外の者や、学外のメンバーを含めることができる。

5. 利益相反ポリシーの策定にあたって

以上のようなアメリカの大学の掲げている利益相反や責務相反の例示をみると、利益相反問題についての概要が把握できてくる。前述の文部科学省科学技術・学術審議会等がまとめた「利益相反ワーキング・グループ報告書」⁹では、利益相反は、「一般に、「責任ある地位に就いている者の個人的な利益と当該責任との間に生じる衝突」といわれているが、「明確な統一的定義は見出し難い状況にある」と指摘している。冒頭で、利益相反と責務相反の問題の元凶と基本的な対処法について簡便に示したが、両者をまとめる概念である「広義の利益相反」について換言すれば、法規違反というわけではないものの、公的な立場において、個人的な利益を考慮したという疑義が生じる状況であるといえる。各大学でポリシーを策定するに当たっての留意事項として新谷¹⁰は次のようにまとめている。

- ① 社会貢献のために外部活動を大学が奨励するということが前提であるということ。
- ② 外部活動を行うに当たっては利益相反や責務相反が不可避であり、またこれらがどのよ

⁹ 文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会利益相反ワーキング・グループ、前掲書（脚注5）、p.4

¹⁰ 新谷由紀子「産学連携における倫理をめぐる諸問題と倫理基準策定の研究」（平成14・15年度文部科学省科学研究費補助金若手研究(B)（課題番号：14710017）、2004.1）p.102

うなものであるかを説明すること。

- ③ 責務相反に関しては、基本的には時間的な問題なので、教員や職員の勤務時間や兼業について、大学に対する責任や義務を明確に周知する。
- ④ 利益相反に関しては、外部活動における金銭的な利益が問題となる。こうした関係が大学の意思決定や研究結果に影響を与えるのを避けるため、情報の開示を中心とした対策を整える。
- ⑤ どのような場合に利益相反が生じるかという例を挙げておくことは有効である。また、そのような例の場合、どのような対処をするのかということも併記しておく。
- ⑥ 情報公開に関しては、専任教員に対し、年1回の外部活動や外部資金受け入れの報告が課されるのが通常であるが、常に最新情報に更新されていること。また、その他の雇員・ポスドク等にも潜在的利益相反について報告させる。なお、申告が滞ることのないよう、様式については簡便なものであることが望ましい。
- ⑦ 利益相反に該当するかどうかということ個人が疑問に思ったときに、相談できる委員会や部署を設置しておく。また、審査のできる委員会を設置し手続きを決めておく。不服申し立てにも対処すべきである。

以上は、利益相反ポリシーの概要を把握するための簡単な留意事項である。

アメリカでは、政府の助成金を申請する場合に利益相反ポリシーを整備することを義務付け、大学のインテグリティを確保しようとする方針が明確である。ここでは教員の肉親を含めた関係団体からの収入を、金額の下限まで明示して所属機関に開示することが要請されている。これによって大型の研究大学は必然的に詳細な利益相反ポリシーを整備せざるを得ない状況になっている。このような整備の義務付けは、アメリカで活発に行われている産学連携活動において、一部の大学教員が大学における義務よりも外部活動を優先させて個人の利益を追求する方向に走っているという問題が現実には生じているからであろう。2001年7月10日付けの朝日新聞に、「日本の予感—「改革」の光と影」と題したアメリカの産学連携に関する紹介記事があり、次のような記載がある。

米国では行き過ぎも浮かび上がってきた。州立のカリフォルニア大学バークリー校は3年前、スイスの医薬品大手と「5年間で2500万ドルの研究費を受ける」と契約した。学科研究費の3割に相当する。見返りに企業側に研究成果の3割について商業化を最初に交渉する権利と、研究費の用途を決める委員5人のうち2席を渡した。

イグナシオ・チャペラ助教授(41)は反対の声をあげた。「公立大には公益に奉仕すべき役割がある。一企業と利害関係を持つと、その信頼が根っこから崩れる」。研究者同士の利害もぶつかり、人間関係はずたずたになった。実益につながらず、休眠状態に追い込まれる学科も出てきた。

スタンフォード大学では事業に専念する大勢の教官が休暇を取り、代用教官が増え

て問題になった。ハーバード大学の一部の大学院は、教授が在校生の立ち上げた会社で働いたり、投資したりすることを禁じた。

後半のハーバード大学の事例はまさに利益相反のポリシーの問題である。ただし、このようなアメリカの社会状況の中で策定、制定されている利益相反ルールをそのまま日本社会に導入することは適当ではない。日本では、第 2 次世界大戦後の学生運動が隆盛であった頃、産学連携は必ずしも肯定的に扱われてはおらず、結果として特定の企業を利することにつながる産学連携に対して、大学と企業の癒着が懸念される風潮が強く、教員個人対企業の水面下での連携活動が長く続いていたという状況がある¹¹。近年、日本において産学連携が評価をされ始めた背景には、アメリカにおける産学連携の成功を見聞する中で、①経済不況によって生じた大学の研究成果への期待の萌芽、②政府の財政危機による大学の外部資金獲得強化といった、大学、産業界両者の状況の変化がある。

利益相反の問題は特に産学連携において生じやすい。このことは、利益相反のポリシーにおいて産学連携における規制を強化し、相反というマイナスイメージを強調するこが、近年ようやく芽が出てき始めた産学連携活動を萎縮させ、即座に流れを逆行させるものにならないとも限らない。そもそも、産学連携活動は大学の社会貢献という意味で、基本的にアメリカでも奨励されているものである。日本における利益相反ポリシーの策定にあたっては、規制を強調するのではなく、教員が、大学のインテグリティを確保しつつ、安心して産学連携活動ができるような、スムーズな相談・報告等のシステムを構築しておくという視点が重要である。

特に、現代社会は、環境問題をはじめ、人類共通の世界的問題が数多く生起しており、大学と産業界が対立構造にあつてはこうした問題を解決に導くことはできない。哲学者の今道¹²が次のように語っているのもこのような懸念からである。

大学紛争のときに「産学協同」が攻撃された。私は実験室と工場の哲学を介する良心的な結びつきがない限り、世界の将来はないような気がしていましたから、学生とやりとりするときに、「学産協同」こそ必要だといひ続けました。その心理は理解されず、「ばかやろう。自己批判しろ」といわれたことを思い出します。

大局的に見れば、現代、産学連携は非常に重要な局面を迎えているといっても過言ではない。こうした中で、利益相反問題の解決は、いわば、現場での細部にわたる行為に対する判断の積み重ねであり、そうした地道なシステムの回転こそが産学連携活動の信頼を支え、産学連携を成功させる礎となるものなのである。

¹¹ 新谷由紀子・菊本虔「大学から産業界への技術移転の方法と課題」電気学会『電気技術史研究会資料』（2004.7.16）p.7

¹² 今道友信『知の光を求めて—哲学者の歩んだ道』（中央公論新社、2000）p.87

第2節 筑波大学における利益相反ポリシーの概要

第1章第1節では、利益相反問題の概観を把握したが、本節では、具体的な日本の大学の利益相反ポリシーについて、筑波大学における事例を紹介する¹³。

1. 筑波大学における利益相反とは

前節に示したように、利益相反は、産学連携活動において特に生じやすい。

したがって、筑波大学では、産学連携活動に対象を限定した利益相反ポリシーを策定している。かつ、当面現実的に問題の起こることが多いとみられる個人としての利益相反のみを対象としている。また、責務相反については、大学の任用等に関する規則で定めた兼業時間の上限や報酬を得る場合の給与の減額などについて言及し、こうした規則と併せて取り扱っている。これらの観点から、筑波大学での利益相反の定義は次のようになっている。

利益相反	=	教職員が企業等から得る利益又は企業等にかけている責任と、大学における当該教職員の責任が両立し得ない状況をいう。
責務相反	=	教職員が企業等にかけている責任と大学における当該教職員の責任が両立し得ない状況をいう。

筑波大学の利益相反ポリシーは、利益相反の問題を取扱うシステムとルールを構築して、産学連携に対する取組みを萎縮させずに、大学に対する社会的信頼を確保することを目的としている。

また、利益相反とは、個人としての教職員が置かれている特別な状況のことを指しており、信頼性を確保するという立場から、以下の略図が示すように、法令違反とは相違している。重要なことは、事前の予防措置を講じることである。

利益相反	≠	現実の大学の利益の損失や法令違反
------	---	------------------

¹³ 筑波大学利益相反ポリシー全文は、
<http://www.ilc.tsukuba.ac.jp/rehp/jp/hp/documents.htm>

2. 利益相反の対象者

利益相反ポリシーの対象は、次のとおりである。

(ポリシー対象者)

- ・教員（非常勤を含む教授、助教授、講師、助手）
- ・大学の管理運営に責任者として携わっている者（大学の意思決定に関与する権限を有する者）
- ・産学官連携に従事している者（非常勤を含む大学職員や専門職であるマネージャー・コーディネータ等）
- ・大学と雇用関係にある学生・大学院生・ポスドク等（例えば、リサーチアシスタントや産学連携研究員など）

3. 利益相反マネジメント・システム

上記のように、筑波大学は個人としての利益相反に関するマネジメントをしているので、以下の①～⑤のようなシステムを構築している。

①金銭的情報に関する報告

=

教職員は、毎年5月中に、前年度の1年間に企業等から受けた特定の金銭的利益等について学長に対して報告する義務を負う。

【特定の金銭的利益等】＝次の二つの条件とともに該当するもの。

- ア. 金銭的利益を得た対象の企業等が、筑波大学の研究成果の移転を受けたことがあるか、又は筑波大学と共同研究等や、製品の提供等において契約関係があること。
- イ. 企業等から得た金銭的利益が年額（累計）100万円以上であること（筑波大学により配分される実施補償金を除く。）又は当該企業等の未公開株式を取得していること。



②教職員から提出された金銭的情報の記録・保存



③利益相反アドバイザー（知的財産統括本部¹⁴に設置）による事実関係の検討



④利益相反委員会による判断

知的財産統括本部に、利益相反委員会（委員長：研究・産学連携担当副学長）を設置する。利益相反委員会は、利益相反アドバイザーの報告をもとに、関係教職員のヒアリング等を通じ事実関係を把握し、当該利益相反が大学として許容できるかどうかを判断し、適切な対応策を決定する。

異議申し立て

④'利益相反アドバイザーボード（学外有識者諮問機関）

利益相反アドバイザーボードは、利益相反委員会の判定に対する異議申し立てについての控訴審的な役割を果たすほか、学内の利益相反委員会と定期的に意見交換をするなど、大学自身が利益相反マネジメントの客観性を維持するのを支援する役割を担うことになる。

見解



⑤外部への説明責任

各教職員から提出された情報については、プライバシーに関わる部分以外の情報については、利益相反委員会において外部に公表していくことが考えられる。

¹⁴ 研究・産学連携担当副学長を本部長とし、総合的な知財戦略を展開する組織。文部科学省の知的財産本部整備事業に採択され、2003年9月に設置。

<http://www.ilc.tsukuba.ac.jp/rehp/jp/hp/ilcpamphlet/02.html> 参照。

4. 利益相反問題に対処するための基本的ルール

前述のマネジメント・システムを運用する上での基本的なルールとしては、次のことを掲げている。

①個人的利益に関する透明性の確保のルール

教職員は、特定の金銭的利益について、定期的に報告する義務を負う。

②意思決定に関する公正の確保のルール

大学と企業等との特別な関係を持つかどうかの意思決定を行う際に、当該企業等から特定の個人的利益を得ている教職員が存在するときは、当該教職員をその意思決定に参画させないようにする。

③職務の責任に応じた取扱いに関するルール

大学の意思決定に参画しうる立場の者や産学官のリエゾン活動を職務としている者については、他の通常の職務に従事している教職員に比較して、利益相反に関して重い責任を負う。したがって、他の一般の教職員であれば問題のないような事柄でも、これらの教職員については、利益相反関係の解消を求めることがありうる。(例えば、未公開株の譲渡や、兼業先の役員辞任等)

第2章 産学連携における利益相反ルールの形成に関する実証的研究アンケート調査結果

第1節 本調査研究の目的

産学連携における利益相反の問題は、その現場における重要性にもかかわらず、これまで研究者が本格的に取り組むことがなかった。特に、日本でその重要性が認識されるようになったのは、国立大学の法人化が具体的な日程に上ようになってからであり、ここ2～3年のことである。また、欧米においても、実践的な事例の積み重ねはあるものの、本格的な研究テーマとして取り上げられることはまれであった。したがって、その研究の範囲や方法論など未開拓な部分が多く、他方、この問題は、大学と社会や産業界との関わり方、大学の役割、大学教員の社会における位置づけなどの問題を考えていく上で極めて重要な素材となるものである。

この調査研究は、産学連携における最も重要な課題の一つである利益相反問題について、全国の国公立大学から整備状況に関する情報や実際の事例を収集し、後者については、現実に行われた処理の方法を整理することによって、現在実行されている利益相反ルールの明らかにし、以って現実的に機能する利益相反ルールの形成に寄与しようとするものである。

第2節 本研究の方法

本研究では、全国の国公私立大学に対し、利益相反ポリシーの策定の現状等や利益相反事例とその処理状況について、質問紙郵送法によるアンケート調査を実施した。

対象については、全国の国公私立大学の産学官連携窓口または研究協力担当部・課長宛708か所である。

なお、産学官連携窓口は、神戸大学イノベーション支援本部・連携創造センター編集・発行『CONTACT'04 我が国の国公私立大学・高等専門学校等の産学官連携機関と窓口』（2004.3）の中の産学官連携機関窓口を参考にした。このうち、窓口に事務局のほか、センター等があるものについては、事務局宛とした。

【調査対象標本数】

国立大学	87 校
公立大学	77 校
私立大学	544 校
合 計	708 校

アンケート調査票の発送は平成16年11月20日に行い、調査票の返送の締切りは平成16年12月20日とした。

第3節 調査の対象

調査の対象は、前述のとおり全国の国公私立大学 708 か所の産学官連携窓口関係宛である。質問紙発送先の大学名称は表 2-3-1～2-3-3 参照。

表 2-3-1 調査表送付先（国立大学 87 校所）

No.	大学名	No.	大学名	No.	大学名
1	北海道大学	34	長岡技術科学大学	67	山口大学
2	北海道教育大学	35	上越教育大学	68	徳島大学
3	室蘭工業大学	36	富山大学	69	鳴門教育大学
4	小樽商科大学	37	富山医科薬科大学	70	香川大学
5	帯広畜産大学	38	金沢大学	71	愛媛大学
6	旭川医科大学	39	福井大学	72	高知大学
7	北見工業大学	40	山梨大学	73	福岡教育大学
8	弘前大学	41	信州大学	74	九州大学
9	岩手大学	42	岐阜大学	75	九州工業大学
10	東北大学	43	静岡大学	76	佐賀大学
11	宮城教育大学	44	浜松医科大学	77	長崎大学
12	秋田大学	45	名古屋大学	78	熊本大学
13	山形大学	46	愛知教育大学	79	大分大学
14	福島大学	47	名古屋工業大学	80	宮崎大学
15	茨城大学	48	豊橋技術科学大学	81	鹿児島大学
16	筑波大学	49	三重大学	82	鹿屋体育大学
17	宇都宮大学	50	滋賀大学	83	琉球大学
18	群馬大学	51	滋賀医科大学	84	政策研究大学院大学
19	埼玉大学	52	京都大学	85	北陸先端科学技術大学院大学
20	千葉大学	53	京都教育大学	86	奈良先端科学技術大学院大学
21	東京大学	54	京都工芸繊維大学	87	総合研究大学院大学
22	東京医科歯科大学	55	大阪大学		
23	東京外国語大学	56	大阪外国語大学		
24	東京学芸大学	57	大阪教育大学		
25	東京農工大学	58	兵庫教育大学		
26	東京芸術大学	59	神戸大学		
27	東京工業大学	60	奈良教育大学		
28	東京海洋大学	61	奈良女子大学		
29	お茶の水女子大学	62	和歌山大学		
30	電気通信大学	63	鳥取大学		
31	一橋大学	64	島根大学		
32	横浜国立大学	65	岡山大学		
33	新潟大学	66	広島大学		

表 2-3-2 調査表送付先（公立大学：77校）

No.	大学名	No.	大学名	No.	大学名
1	釧路公立大学	34	静岡県立大学	67	九州歯科大学
2	公立ほこだて未来大学	35	愛知県立大学	68	福岡県立大学
3	札幌医科大学	36	愛知県立看護大学	69	福岡女子大学
4	青森県立保健大学	37	愛知県立芸術大学	70	県立長崎シボル卜大学
5	青森公立大学	38	名古屋市立大学	71	長崎県立大学
6	岩手県立大学	39	三重県立看護大学	72	熊本県立大学
7	宮城大学	40	滋賀県立大学	73	大分県立看護科学大学
8	秋田県立大学	41	京都市立芸術大学	74	宮崎県立看護大学
9	国際教養大学	42	京都府立大学	75	宮崎公立大学
10	山形県立保健医療大学	43	京都府立医科大学	76	沖縄県立看護大学
11	会津大学	44	大阪女子大学	77	沖縄県立芸術大学
12	福島県立医科大学	45	大阪市立大学		
13	茨城県立医療大学	46	大阪府立大学		
14	群馬県立女子大学	47	大阪府立看護大学		
15	高崎経済大学	48	神戸市外国語大学		
16	前橋工科大学	49	神戸市看護大学		
17	埼玉県立大学	50	兵庫県立大学		
18	東京都立大学	51	奈良県立大学		
19	東京都立科学技術大学	52	奈良県立医科大学		
20	東京都立保健科学大学	53	和歌山県立医科大学		
21	神奈川県立保健福祉大学	54	島根県立大学		
22	横浜市立大学	55	岡山県立大学		
23	新潟県立看護大学	56	尾道大学		
24	富山県立大学	57	県立広島女子大学		
25	石川県立看護大学	58	広島県立大学		
26	金沢美術工芸大学	59	広島県立保健福祉大学		
27	福井県立大学	60	広島市立大学		
28	都留文科大学	61	下関市立大学		
29	山梨県立看護大学	62	山口県立大学		
30	長野県看護大学	63	香川県立保健医療大学		
31	岐阜県立看護大学	64	愛媛県立医療技術大学		
32	岐阜薬科大学	65	高知女子大学		
33	情報科学芸術大学院大学	66	北九州市立大学		

表 2-3-3 調査表送付先（私立大学：544校）

No.	大学名	No.	大学名	No.	大学名
1	旭川大学	34	石巻専修大学	67	共愛学園前橋国際大学
2	札幌大学	35	尚綱学院大学	68	群馬社会福祉大学
3	札幌学院大学	36	仙台大学	69	上武大学
4	札幌国際大学	37	仙台白百合女子大学	70	創造学園大学
5	星槎大学	38	東北学院大学	71	高崎健康福祉大学
6	千歳科学技術大学	39	東北工業大学	72	高崎商科大学
7	天使大学	40	東北生活文化大学	73	東京福祉大学
8	道都大学	41	東北福祉大学	74	跡見学園女子大学
9	苫小牧駒澤大学	42	東北文化学園大学	75	浦和大学
10	日本赤十字北海道看護大学	43	東北薬科大学	76	大宮法科大学院大学
11	函館大学	44	宮城学院女子大学	77	共栄大学
12	藤女子大学	45	秋田経済法科大学	78	埼玉医科大学
13	北星学園大学	46	東北芸術工科大学	79	埼玉学園大学
14	北海学園大学	47	東北公益文科大学	80	埼玉工業大学
15	北海学園北見大学	48	いわき明星大学	81	十文字学園女子大学
16	北海道浅井学園大学	49	奥羽大学	82	城西大学
17	北海道医療大学	50	郡山女子大学	83	尚美学園大学
18	北海道工業大学	51	東日本国際大学	84	女子栄養大学
19	北海道情報大学	52	福島学院大学	85	駿河台大学
20	北海道東海大学	53	茨城キリスト教大学	86	聖学院大学
21	北海道文教大学	54	つくば国際大学	87	西武文理大学
22	北海道薬科大学	55	東京家政学院筑波女子大学	88	東京国際大学
23	酪農学園大学	56	常磐大学	89	東邦音楽大学
24	稚内北星学園大学	57	流通経済大学	90	獨協大学
25	青森大学	58	足利工業大学	91	日本工業大学
26	青森中央学院大学	59	国際医療福祉大学	92	日本薬科大学
27	東北女子大学	60	作新学院大学	93	人間総合科学大学
28	八戸大学	61	自治医科大学	94	文教大学
29	八戸工業大学	62	獨協医科大学	95	平成国際大学
30	弘前学院大学	63	那須大学	96	武蔵野学院大学
31	岩手医科大学	64	白鷗大学	97	明海大学
32	富士大学	65	文星芸術大学	98	ものづくり大学
33	盛岡大学	66	関東学園大学	99	愛国学園大学

No.	大学名
100	江戸川大学
101	川村学園女子大学
102	神田外語大学
103	敬愛大学
104	国際武道大学
105	秀明大学
106	淑徳大学
107	城西国際大学
108	聖徳大学
109	清和大学
110	千葉科学大学
111	千葉経済大学
112	千葉工業大学
113	千葉商科大学
114	中央学院大学
115	帝京平成大学
116	東京基督教大学
117	東京歯科大学
118	東京情報大学
119	東京成徳大学
120	東洋学園大学
121	日本橋学館大学
122	麗澤大学
123	和洋女子大学
124	青山学院大学
125	亜細亜大学
126	上野学園大学
127	桜美林大学
128	大妻女子大学
129	嘉悦大学
130	学習院大学
131	学習院女子大学
132	北里大学

No.	大学名
133	共立女子大学
134	共立薬科大学
135	杏林大学
136	国立音楽大学
137	慶應義塾大学
138	恵泉女学院
139	工学院大学
140	国学院大学
141	国際基督教大学
142	国際仏教学大学院大学
143	国士舘大学
144	駒澤大学
145	駒澤女子大学
146	実践女子大学
147	芝浦工業大学
148	順天堂大学
149	上智大学
150	昭和大学
151	昭和女子大学
152	昭和薬科大学
153	白百合女子大学
154	杉野服飾大学
155	成蹊大学
156	成城大学
157	聖心女子大学
158	清泉女子大学
159	聖母大学
160	聖路加看護大学
161	専修大学
162	創価大学
163	大正大学
164	大東文化大学
165	高千穂大学

No.	大学名
166	拓殖大学
167	多摩大学
168	玉川大学
169	多摩美術大学
170	中央大学
171	津田塾大学
172	帝京大学
173	デジタルハリウッド [®] 大学院大学
174	東海大学
175	東京医科大学
176	東京音楽大学
177	東京家政大学
178	東京家政学院大学
179	東京経済大学
180	東京工科大学
181	東京工芸大学
182	東京慈恵会医科大学
183	東京純心女子大学
184	東京女学館大学
185	東京女子大学
186	東京女子医科大学
187	東京女子体育大学
188	東京神学大学
189	東京造形大学
190	東京電機大学
191	東京農業大学
192	東京富士大学
193	東京薬科大学
194	東京理科大学
195	東邦大学
196	桐朋学園大学
197	東洋大学
198	二松学舎大学

No.	大学名
199	日本大学
200	日本医科大学
201	日本歯科大学
202	日本社会事業大学
203	日本獣医畜産大学
204	日本女子大学
205	日本女子体育大学
206	日本赤十字看護大学
207	日本体育大学
208	日本文化大学
209	文化女子大学
210	文京学院大学
211	法政大学
212	星薬科大学
213	武蔵大学
214	武蔵工業大学
215	武蔵野大学
216	武蔵野音楽大学
217	武蔵野美術大学
218	明治大学
219	明治学院大学
220	明治薬科大学
221	明星大学
222	目白大学
223	立教大学
224	立正大学
225	ルーテル学院大学
226	LEC東京リカバインド大学
227	和光大学
228	早稲田大学
229	麻布大学
230	神奈川大学
231	神奈川工科大学

No.	大学名
232	神奈川歯科大学
233	鎌倉女子大学
234	関東学院大学
235	相模女子大学
236	産能大学
237	松蔭大学
238	湘南工科大学
239	情報セキュリティ大学院大学
240	昭和音楽大学
241	女子美術大学
242	聖マリアンナ医科大学
243	洗足学園音楽大学
244	鶴見大学
245	田園調布学園大学
246	桐蔭横浜大学
247	東洋英和女学院大学
248	フェリス女学院大学
249	八洲学園大学
250	横浜商科大学
251	敬和学園大学
252	国際大学
253	長岡大学
254	長岡造形大学
255	新潟医療福祉大学
256	新潟経営大学
257	新潟工科大学
258	新潟国際情報大学
259	新潟産業大学
260	新潟青陵大学
261	新潟薬科大学
262	高岡法科大学
263	桐朋学園大学院大学
264	富山国際大学

No.	大学名
265	金沢医科大学
266	金沢学院大学
267	金沢工業大学
268	金沢星稜大学
269	金城大学
270	北陸大学
271	仁愛大学
272	福井工業大学
273	健康科学大学
274	帝京科学大学
275	身延山大学
276	山梨英和大学
277	山梨学院大学
278	諏訪東京理科大学
279	清泉女学院大学
280	長野大学
281	松本大学
282	松本歯科大学
283	朝日大学
284	岐阜経済大学
285	岐阜女子大学
286	岐阜聖徳学園大学
287	中京学院大学
288	中部学院大学
289	東海女子大学
290	静岡英和学院大学
291	静岡産業大学
292	静岡福祉大学
293	静岡文化芸術大学
294	静岡理工科大学
295	聖隷クリスティー大学
296	常葉学園大学
297	浜松大学

No.	大学名
298	浜松学院大学
299	富士常葉大学
300	愛知大学
301	愛知医科大学
302	愛知学院大学
303	愛知学泉大学
304	愛知工科大学
305	愛知工業大学
306	愛知産業大学
307	愛知淑徳大学
308	愛知新城大谷大学
309	愛知文教大学
310	愛知みずほ大学
311	桜花学園大学
312	金城学院大学
313	椙山女学園大学
314	星城大学
315	大同工業大学
316	中京大学
317	中京女子大学
318	中部大学
319	東海学園大学
320	同朋大学
321	東邦学園大学
322	豊田工業大学
323	豊橋創造大学
324	名古屋音楽大学
325	名古屋外国語大学
326	名古屋学院大学
327	名古屋学芸大学
328	名古屋経済大学
329	名古屋芸術大学
330	名古屋産業大学

No.	大学名
331	名古屋商科大学
332	名古屋女子大学
333	名古屋造形芸術大学
334	名古屋文理大学
335	南山大学
336	日本赤十字豊田看護大学
337	日本福祉大学
338	人間環境大学
339	藤田保健衛生大学
340	名城大学
341	皇學館大学
342	鈴鹿医療科学大学
343	鈴鹿国際大学
344	松阪大学
345	四日市大学
346	成安造形大学
347	聖泉大学
348	長浜バイオ大学
349	びわこ成蹊スポーツ大学
350	平安女学院大学
351	大谷大学
352	京都外国語大学
353	京都学園大学
354	京都光華女子大学
355	京都嵯峨芸術大学
356	京都産業大学
357	京都情報大学院大学
358	京都女子大学
359	京都精華大学
360	京都造形芸術大学
361	京都創成大学
362	京都橘女子大学
363	京都トナリ女子大学

No.	大学名
364	京都文教大学
365	京都薬科大学
366	種智院大学
367	同志社大学
368	同志社女子大学
369	花園大学
370	佛教大学
371	明治鍼灸大学
372	立命館大学
373	龍谷大学
374	藍野大学
375	大阪医科大学
376	大阪音楽大学
377	大阪学院大学
378	大阪経済大学
379	大阪経済法科大学
380	大阪芸術大学
381	大阪工業大学
382	大阪国際大学
383	大阪産業大学
384	大阪歯科大学
385	大阪樟蔭女子大学
386	大阪商業大学
387	大阪女学院大学
388	大阪成蹊大学
389	大阪体育大学
390	大阪電気通信大学
391	大阪人間科学大学
392	大阪明浄大学
393	大阪薬科大学
394	大谷女子大学
395	追手門学院大学
396	関西大学

No.	大学名
397	関西医科大学
398	関西外国語大学
399	関西鍼灸大学
400	関西福祉科学大学
401	近畿大学
402	四天王寺国際仏教大学
403	摂南大学
404	千里金蘭大学
405	相愛大学
406	太成学院大学
407	帝塚山学院大学
408	常磐会学園大学
409	梅花女子大学
410	羽衣国際大学
411	阪南大学
412	東大阪大学
413	プール学院大学
414	桃山学院大学
415	芦屋大学
416	英知大学
417	大手前大学
418	関西国際大学
419	関西福祉大学
420	関西学院大学
421	近畿福祉大学
422	甲子園大学
423	甲南大学
424	甲南女子大学
425	神戸海星女子学院大学
426	神戸学院大学
427	神戸芸術工科大学
428	神戸国際大学
429	神戸松蔭女子学院大学

No.	大学名
430	神戸女学院大学
431	神戸女子大学
432	神戸親和女子大学
433	神戸薬科大学
434	神戸山手大学
435	聖和大学
436	園田学園女子大学
437	宝塚造形芸術大学
438	姫路獨協大学
439	兵庫大学
440	兵庫医科大学
441	武庫川女子大学
442	流通科学大学
443	畿央大学
444	帝塚山大学
445	天理大学
446	奈良大学
447	奈良産業大学
448	高野山大学
449	鳥取環境大学
450	岡山学院大学
451	岡山商科大学
452	岡山理科大学
453	川崎医科大学
454	川崎医療福祉大学
455	吉備国際大学
456	倉敷芸術科学大学
457	くらしき作陽大学
458	山陽学園大学
459	就実大学
460	中国学園大学
461	トクメク清心女子大学
462	美作大学

No.	大学名
463	エリザベト音楽大学
464	呉大学
465	日本赤十字広島看護大学
466	比治山大学
467	広島経済大学
468	広島工業大学
469	広島国際大学
470	広島国際学院大学
471	広島修道大学
472	広島女学院大学
473	広島文教女子大学
474	福山大学
475	福山平成大学
476	安田女子大学
477	宇部フロンティア大学
478	東亜大学
479	徳山大学
480	梅光学院大学
481	萩国際大学
482	山口東京理科大学
483	四国大学
484	徳島文理大学
485	四国学院大学
486	高松大学
487	聖カタリナ大学
488	松山大学
489	松山東雲女子大学
490	高知工科大学
491	九州栄養福祉大学
492	九州共立大学
493	九州国際大学
494	九州産業大学
495	九州情報大学

No.	大学名
496	九州女子大学
497	久留米大学
498	久留米工業大学
499	産業医科大学
500	西南学院大学
501	西南女学院大学
502	第一経済大学
503	第一福祉大学
504	第一薬科大学
505	筑紫女学園大学
506	東和大学
507	中村学園大学
508	西日本工業大学
509	日本赤十字九州国際看護大学
510	福岡大学
511	福岡工業大学
512	福岡国際大学
513	福岡歯科大学
514	福岡女学院大学
515	西九州大学
516	活水女子大学
517	長崎ウエスレヤン大学
518	長崎外国語大学
519	長崎国際大学
520	長崎純心大学
521	長崎総合科学大学
522	九州看護福祉大学
523	九州東海大学
524	九州ルーテル学院大学
525	熊本学園大学
526	熊本保健科学大学
527	尚綱大学
528	崇城大学

No.	大学名
529	平成音楽大学
530	日本文理大学
531	別府大学
532	立命館アジア太平洋大学
533	九州保健福祉大学
534	南九州大学
535	宮崎国際大学
536	宮崎産業経営大学
537	鹿児島国際大学
538	鹿児島純心女子大学
539	志學館大学
540	第一工業大学
541	沖縄大学
542	沖縄キリスト教学院大学
543	沖縄国際大学
544	名桜大学

第4節 調査の概要

本アンケート調査は、全国の国公私立大学 708 か所を対象に実施した。調査方法は、産学官連携窓口または研究協力担当部・課長宛に調査票を郵送し、記入後、同封の返信用封筒にて返送を依頼した。調査実施日は平成 16 年 11 月 20 日、締切りは同年 12 月 20 日とした。

また、回収状況は表 2-4-1 のとおりある。

表 2-4-1 調査票回収状況

対象	対象数	回答数	回収率 (%)
国立大学	87	69	79.31%
公立大学	77	40	51.95%
私立大学	544	211	38.79%
合計	708	320	45.20%

第5節 調査結果の概要

1. 利益相反ポリシー策定状況

「問 1 貴大学では利益相反ポリシーを策定していますか。○印をお付けください。」との問に対しては、全体では、「策定している」(7%)と「現在策定中である」(16%)とで約4分の1弱を占めた(図2-5-1)。大学別にみると、策定済みは国立大学に多く、25%、策定中をあわせると約3分の2となる(図2-5-2)。一方、公立大学は策定済みが0件で、私立大学も2%にしか過ぎない(図2-5-3、2-5-4)。公私立大学では策定中の割合も1割を切っており、未整備の割合が高い。

図2-5-1 利益相反ポリシー策定状況
(全体)

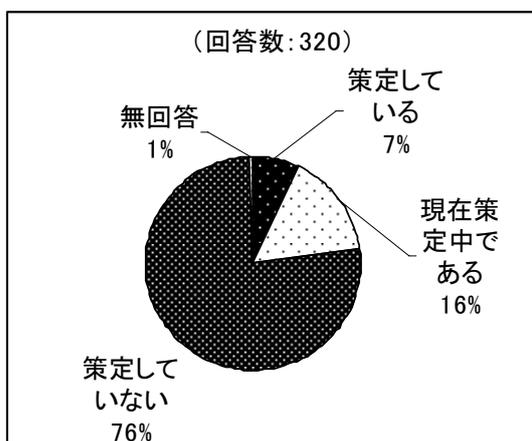


図2-5-2 利益相反ポリシー策定状況
(国立大学)

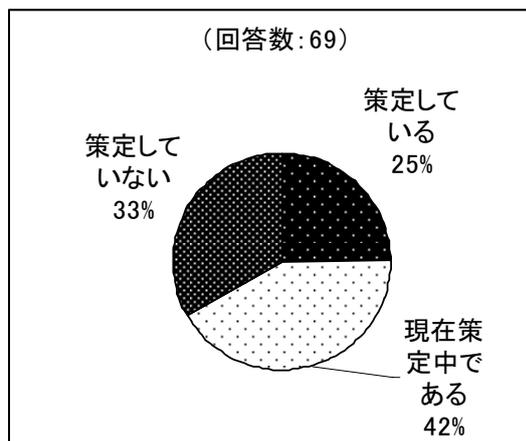


図2-5-3 利益相反ポリシー策定状況
(公立大学)

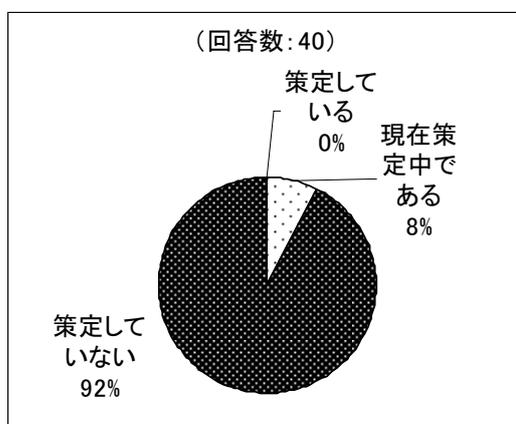
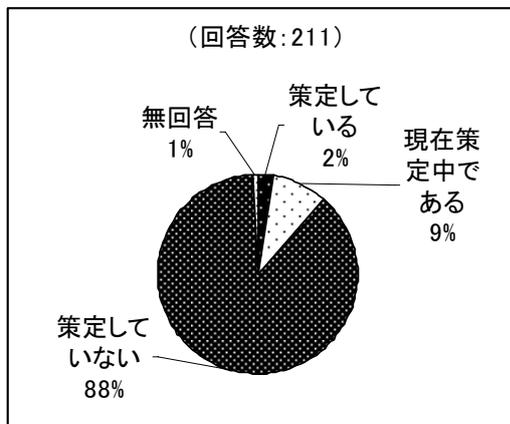


図2-5-4 利益相反ポリシー策定状況
(私立大学)



2. 利益相反ポリシーに関する内容

「問 2」では、「問 1」で「a. 策定している」に○印を付けた方におたずねします。」とし、利益相反ポリシーを策定している大学に対し、各種の質問を設けた。これに対しては、ポリシーは未策定であるものの、予定している事項、あるいは、他の規則等で定めている事項などについての回答が挙がった。本調査では利益相反ポリシーを策定している大学数が少ないため、問 2 については、利益相反ポリシーを策定していなくとも、当該ポリシー以外の規則等で対応している場合等の回答も含めることとした。

(1) 利益相反ポリシーの範囲

「2.1 貴大学では教職員ら対象の個人としての利益相反ポリシーのほかに、大学という組織としての利益相反ポリシーも策定していますか。」という問を設けたところ、全体では図 2-5-5 のとおりで、「個人として（教職員対象）の利益相反ポリシーのみ策定している」が過半数を占めた。また、「大学としての組織の利益相反ポリシー」と両方策定している割合は 35%であった。公立大学では策定済みの大学がなかったため、除外してあるが、国立大学、私立大学のポリシーの範囲は図 2-5-6、2-5-7 のとおりである。両者とも、個人としての利益相反ポリシーのみを整備している割合が高くなっている。なお、利益相反ポリシーを策定している大学は 22 大学であったが、策定を予定している国立大学の回答が 1 件加わり、全体で 23 件の回答となっている（図 2-5-5）。

(2) 個人としての利益相反ポリシーの対象

利益相反問題を考える場合、組織としての利益相反よりも個人として利益相反の方が、教職員の数だけ発生する可能性を持っているため、より重要である。このため、「以下の問 2.2～2.4 については、個人としての利益相反についておたずねします。」とし、以降、「問 2」における利益相反の質問項目は個人としての利益相反に限定した。

図 2-5-5 利益相反ポリシーの範囲（全体）

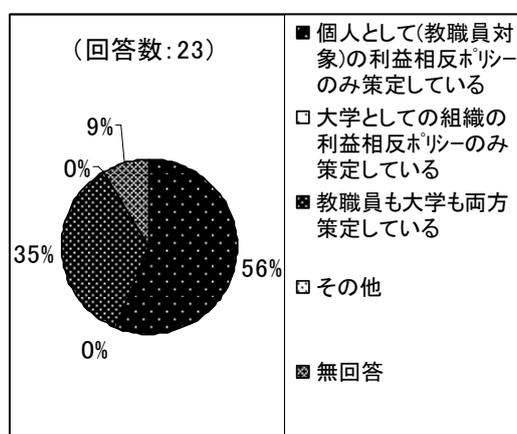


図 2-5-6 利益相反ポリシーの範囲
(国立大学)

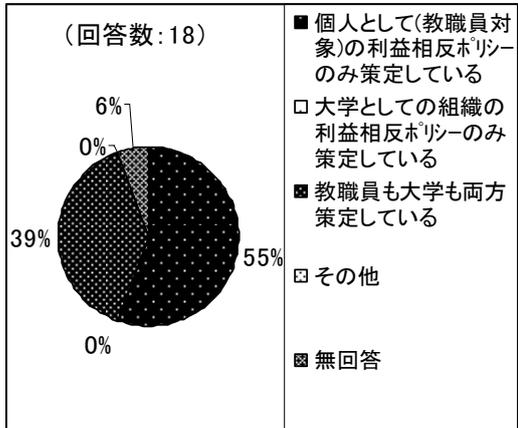
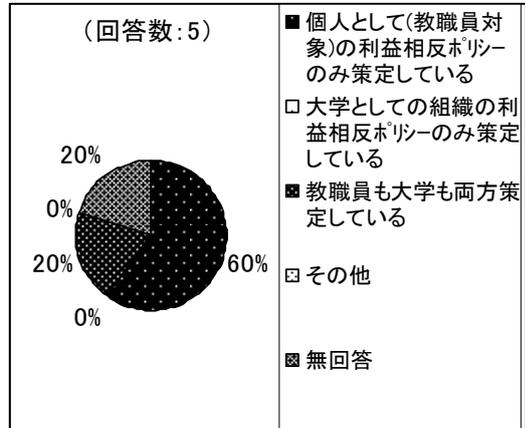


図 2-5-7 利益相反ポリシーの範囲
(私立大学)



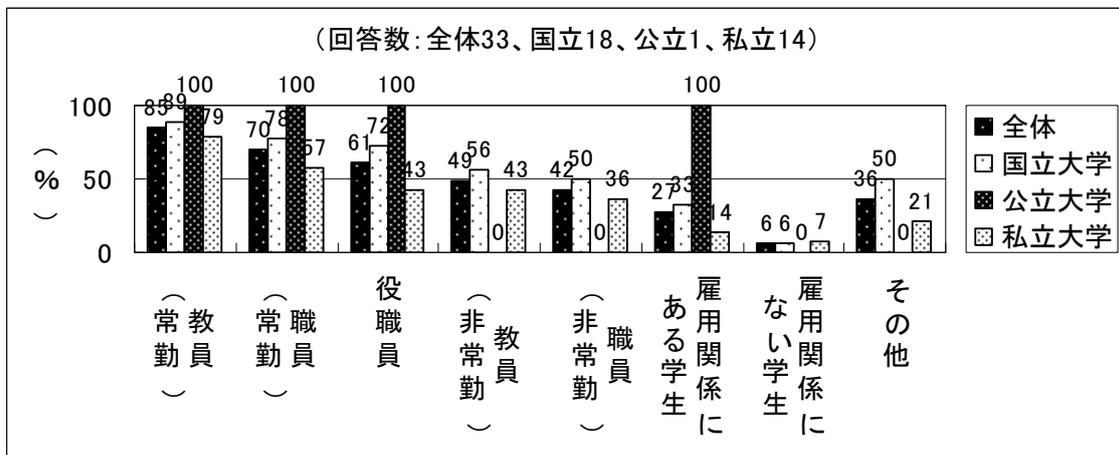
さて、「2.2 個人としての利益相反ポリシーの対象者の範囲すべてに○印をお付けください。」との設問では、教員（常勤）が 85%、職員（常勤）が 70%、役職員（61%）等の割合が高くなっている（図 2-5-8）。非常勤の教職員を対象としているのは半数弱である。

大学別で見ても傾向はほぼ同様である。公立大学では利益相反ポリシーを策定している大学はなかったが、既存の規則等で各種の問題に対応している大学があり、それに関する情報を記載していたため、本件に関する回答が 1 件あった。

(3) 金銭的利益に対する報告義務

「2.3 上記の間「2.2」の対象者が企業等から受けた個人的な金銭的利益についての報告義務について、以下の該当する選択肢に○印を付けてください。なお、職種によって異なる義務を設けている場合は、各選択肢の後ろの【 】内に「教員」や「職員」等、対象を

図 2-5-8 利益相反ポリシー対象者（母数は回答数）



記入してください。」との問を設け、金銭的利益についての報告義務の有無及び報告義務がある場合の具体的内容について選択肢から回答を求めるとともに、職種によってその内容が異なる場合については、具体的な対象についての記入を依頼した。

個人的な金銭的な利益についての報告義務については図 2-5-9～2-5-12 のようになった。

全体では 74%が報告義務があるとしているが、国立大学（81%）の方が私立大学（60%）よりも義務を課される割合が高くなっている。

①報告義務のあるケース

上記（3）に関して、個人的な金銭的利益について報告義務があると回答した大学のうち、「報告義務のあるケースは（該当するものすべてに○印をつけてください）・・・」として、選択肢を提示したところ、図 2-5-13 のようになった。

図 2-5-9 金銭的利益の報告義務（全体）

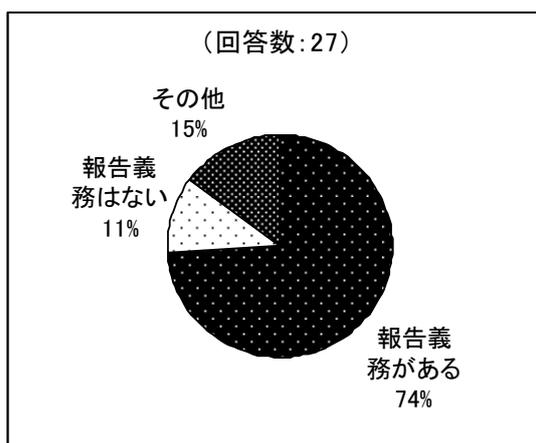


図 2-5-10 金銭的利益の報告義務（国立大学）

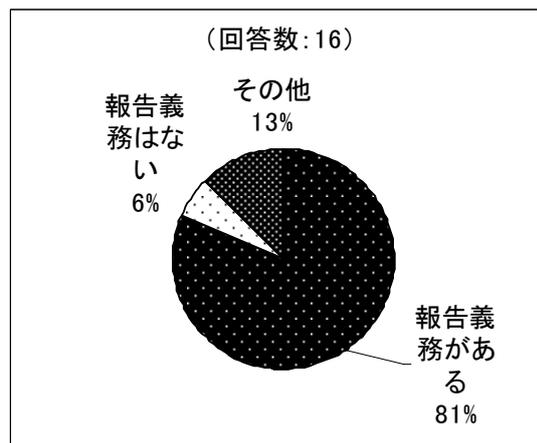


図 2-5-11 金銭的利益の報告義務（公立大学）

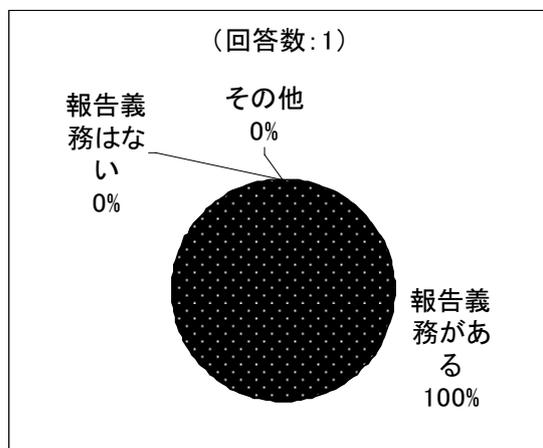


図 2-5-12 金銭的利益の報告義務（私立大学）

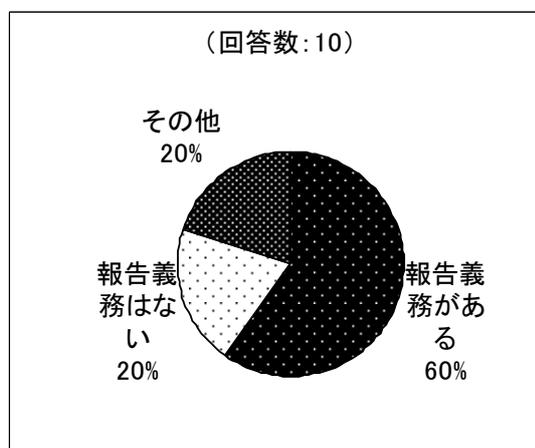
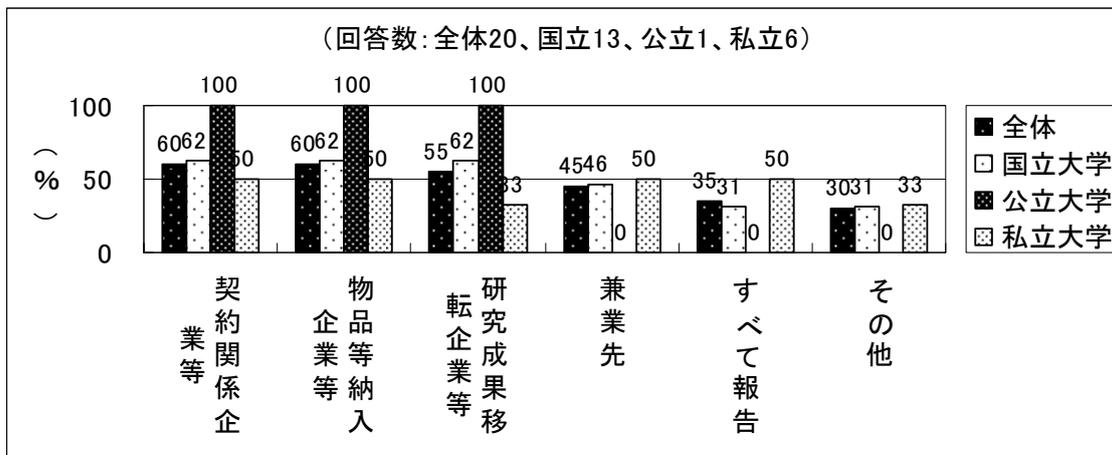


図 2-5-13 報告義務のある場合（母数は回答数）



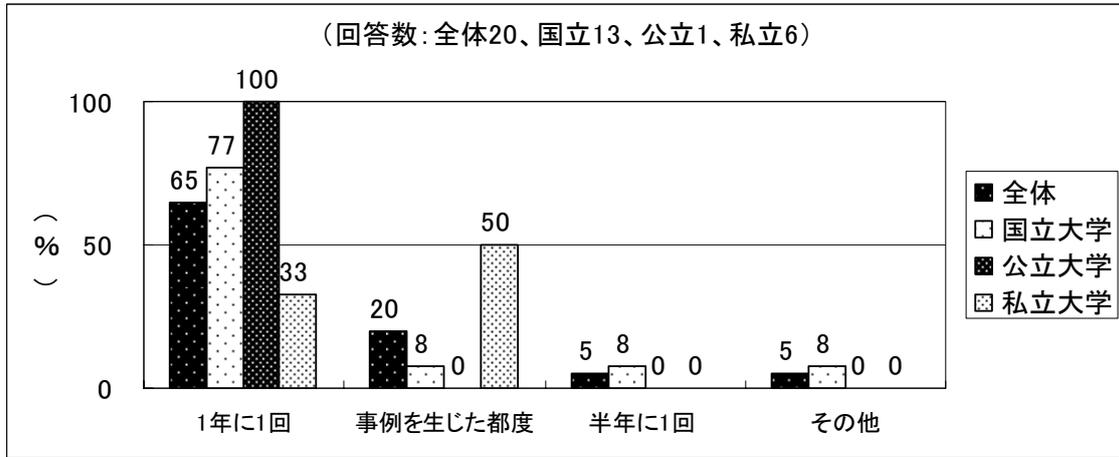
全体では、「大学と共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄附金などにおいて契約関係がある企業等から受けた利益」と「大学に対して製品またはサービスを提供する関係にある企業等から受けた利益」が60%と並んで割合が高く、次いで、「大学の研究成果の移転を受けたことのある企業等から受けた利益」が55%を占めた。また、国立大学ではこれら3者とも62%と同割合であったのに対し、私立大学では「大学の研究成果の移転を受けたことのある企業等から受けた利益」が33%にとどまり、代わりに「兼業先からの収入」と「大学以外の企業等からの収入についてはすべて報告する」が他2つと並んで50%を占めた。これは、大学の研究成果の移転を受けた、いわゆる大学発ベンチャーは、国立大学に多いため¹⁵、国立大学の方がこのような企業との関係に規制を設けている割合が高いものと考えられる。

②報告の時期

個人的な金銭的利益について報告義務のある大学の場合、その報告の期間について質問を設けたところ、図 2-5-14 のような結果となった。これをみると、「1年に1回」報告をするという割合が、全体で65%と最も多かった。国立大学もこの回答が77%と、高い割合を示したが、私立大学は1年に1回が33%にとどまり、「事例を生じた都度」が50%と最も高い割合であった。

¹⁵ 平成16年度文部科学省21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム報告書「大学等発ベンチャーの課題と推進方策に関する調査研究」(筑波大学産学リエゾン共同研究センター、2005.3)によると、2004年8月末現在の大学発ベンチャーの延数は、国立大学で564社、私立大学で354社である。調査対象の大学の母数は国立大学87、私立大学545であり、国立大学1校当たりの設立ベンチャー数は私立大学を大きく上回っている。

図 2-5-14 報告の時期（母数は回答数）



③収入の開示対象

個人的な金銭的利益について開示しなければならない対象の範囲については、図 2-5-15 のとおりであった。全体で 60%が本人の収入であり、配偶者の収入や扶養している子供の収入について開示を要求される割合も各 10%（すべて国立大学）あった。

④報告すべき金額の条件

個人的な金銭的利益について報告を義務付けられている場合、その金額についての条件は、図 2-5-16 のとおりとなった。これをみると、給与の割合から制限するという回答はなく、金額の下限を設ける場合が最も高い割合を示した（全体で 30%）。この場合、100 万円以上の場合報告するとする回答が最も多く、検討中というものも含めると 5 件あり、他は 1 万円、10 万円、500 万円が各 1 件ずつあった。

報告すべき金額の下限はないとする回答も 25%と、全体の 4 分の 1 を占めている。

図 2-5-15 収入の開示対象（母数は回答数）

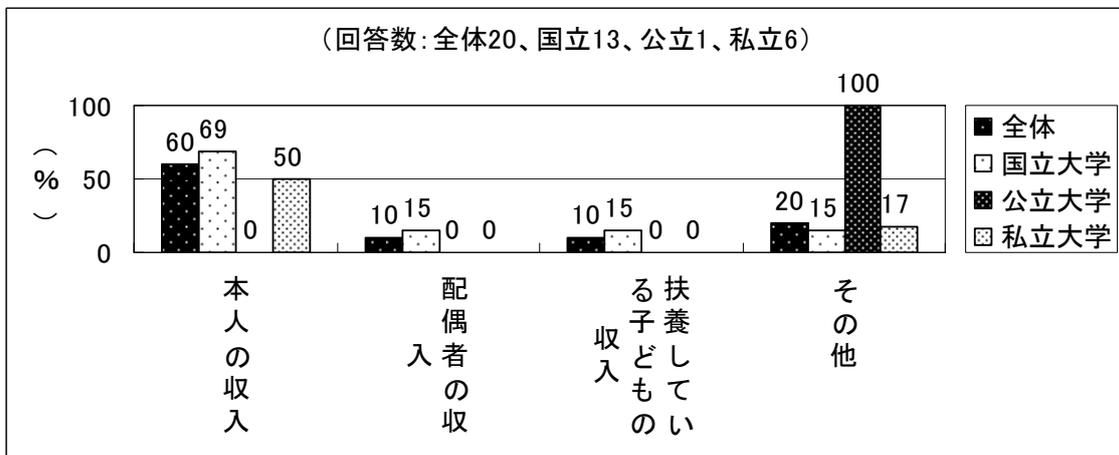
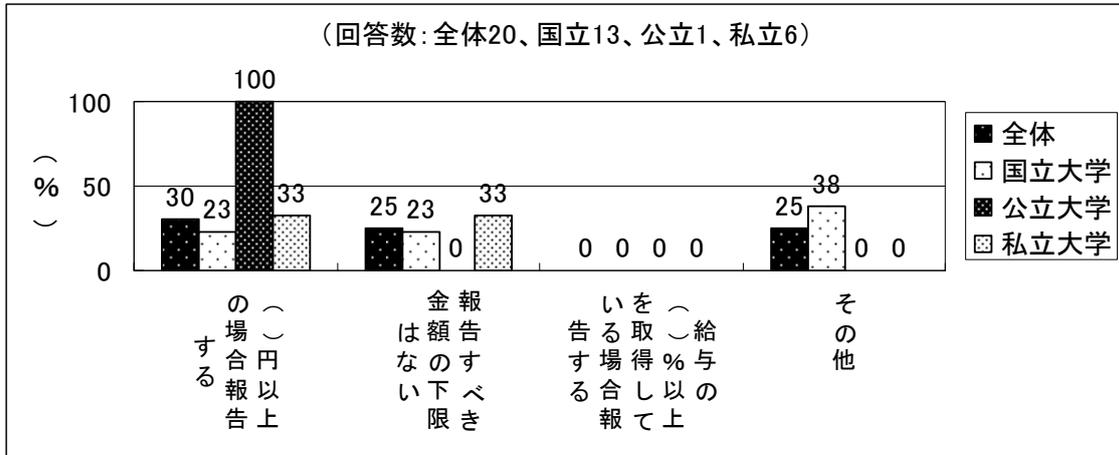


図 2-5-16 報告すべき金額の条件（母数は回答数）



⑤株式に関する報告義務

株式に対する報告義務については、全体で 58%が報告をするという回答であった（図 2-5-17）。報告義務があるとする回答は、国立大学の方が割合が高く 70%、私立大学は 25%であった（図 2-5-18、2-5-19）。

また、株式取得を報告する義務があるという回答の中で、上場済み株式と未公開株式の取扱いについても問を設けた。結果は以下のとおりである。

ア. 上場済み株式について

上場済み株式については、「報告すべき金額や割合は特に決めていない」とする割合が全体で 50%と最も高かった（図 2-5-20）。金額で制限のある場合については、100 万円以上の場合報告するという回答が国立大学に 1 件、10 万円以上とするものが私立大学に 1 件あった。また、会社の株式の割合について制限のある場合は、5%以上保有する場合に報告するという回答が国立大学で 2 件あった。なお、公立大学については該当がなかった。

図 2-5-17 株式に関する報告義務（全体）

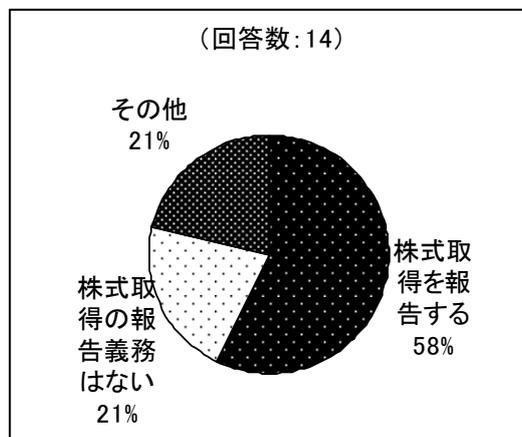


図 2-5-18 株式に関する報告義務
(国立大学)

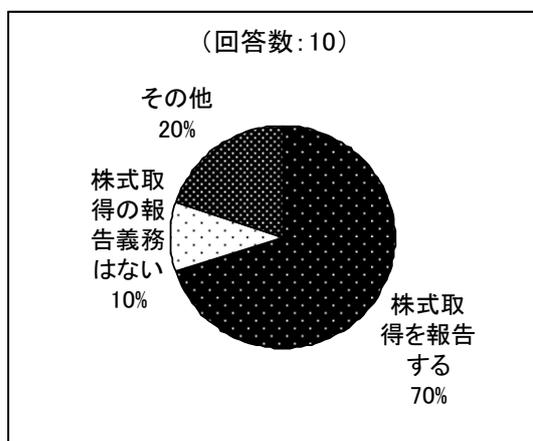


図 2-5-19 株式に関する報告義務
(私立大学)

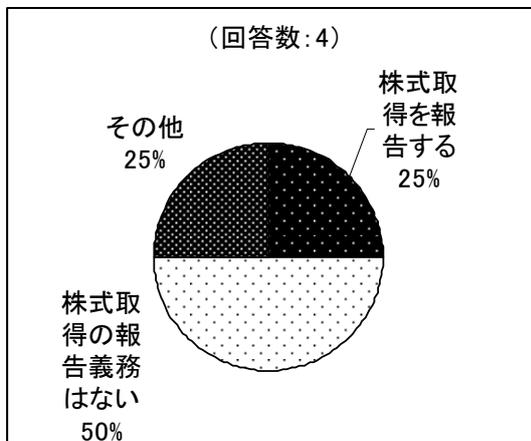
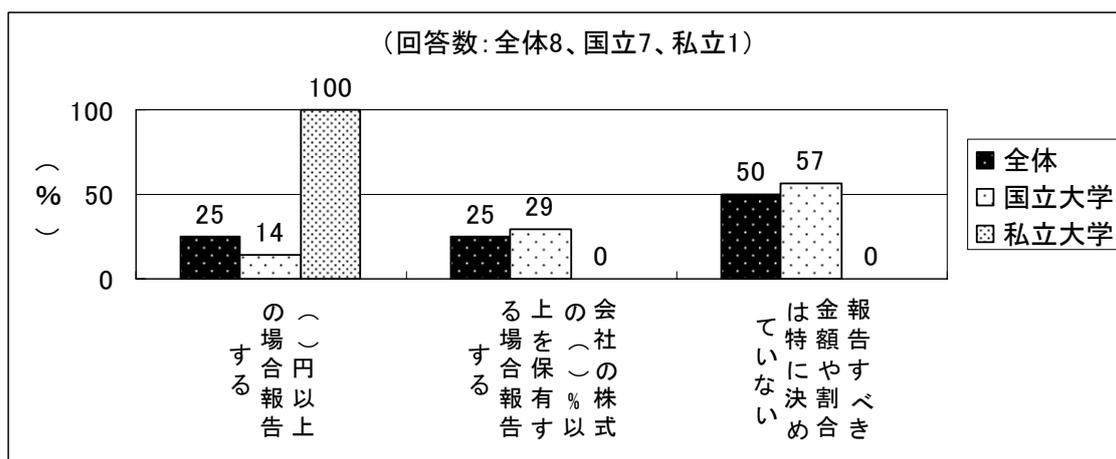


図 2-5-20 上場済み株式の報告義務 (母数は回答数)

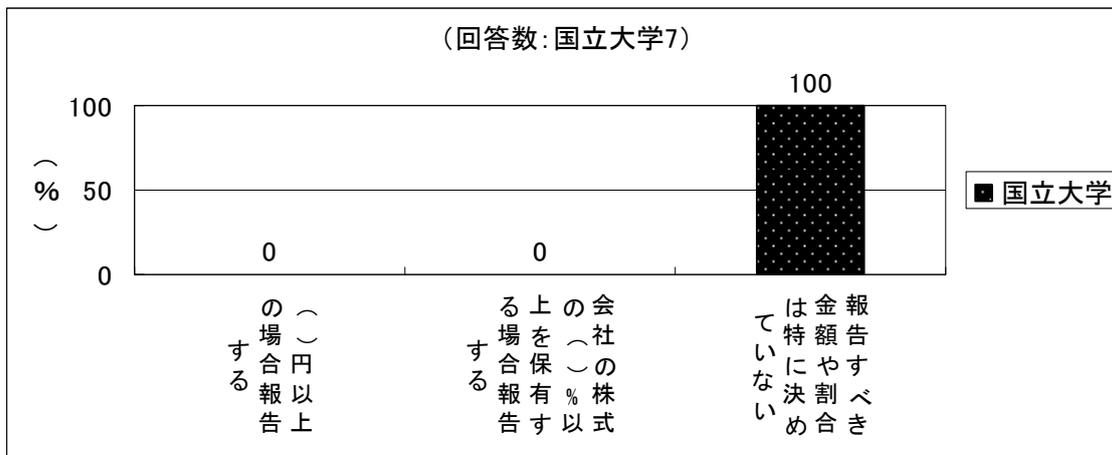


イ. 未公開株式について

未公開株式の報告義務があるという回答は、国立大学に7件あったのみで、いずれも「報告すべき金額や割合は特に決めていない」というものであった(図 2-5-21)。

なお、前述のように、以上の個人的金銭的利益の報告義務について職種によって内容が異なる場合についての記入を求めたが、特に特徴的な傾向は出なかった。

図 2-5-21 未公開株式の報告義務（母数は回答数）



(4) 大学発ベンチャーの株式の取得について

「2.4 大学発ベンチャーの株式の取得について、貴大学の規程に該当するものについて左右を線で結んでください。」という問を設け、未公開株式と公開株式について職種別の制限を調査した。なお、本件については、公立大学は該当がなかった。

①未公開株式について

ア. 大学の役職員の制限

図 2-5-22 は未公開株式における役職員の取得制限であるが、全体で 66%は特に制限がない。また、「取得してはならない」という回答はなかった。取得に制限のない割合は私立大学より国立大学の方が高い (図 2-5-23、2-5-24)。なお、「大学側の承認の上取得可 (金額や割合の制限はない)」が国立大学に 8%あった。

図 2-5-22 未公開株式における役職員の取得制限（全体）

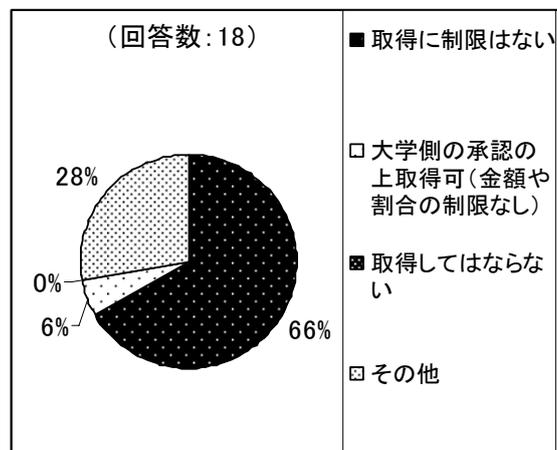


図 2-5-23 未公開株式における役職員の
取得制限（国立大学）

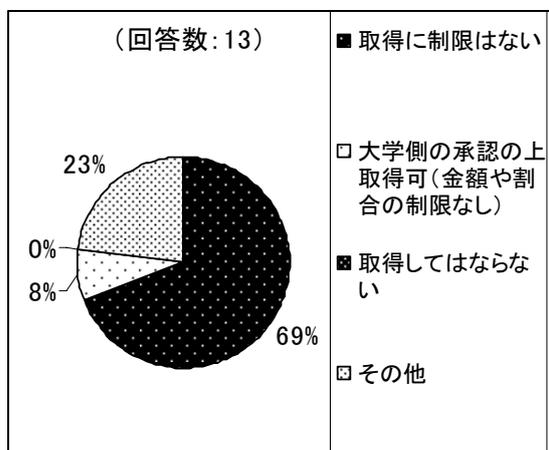
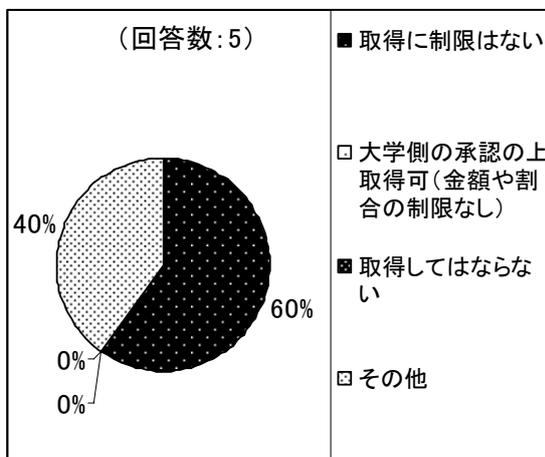


図 2-5-24 未公開株式における役職員
取得制限（私立大学）



イ. 当該ベンチャーの関係者

図 2-5-25 は未公開株式における当該ベンチャーの関係者の取得制限であるが、全体で 59%は特に制限がない。「取得してはならない」という回答はなかった。取得に制限のない割合は私立大学より国立大学の方が高い(図 2-5-26、2-5-27)。なお、「大学側の承認の上取得可(金額や割合の制限はない)」が国立大学に 9%あった。

ウ. その他

図 2-5-28 は未公開株式における大学の役職員や当該ベンチャーの関係者以外の取得制限であるが、全体で 25%は特に制限がない。「取得してはならない」という回答はなかった。本件に対する回答は少ないが、国立大学、私立大学は、図 2-5-29、2-5-30 のとおりであった。

図 2-5-25 未公開株式における当該ベンチャー関係者の取得制限（全体）

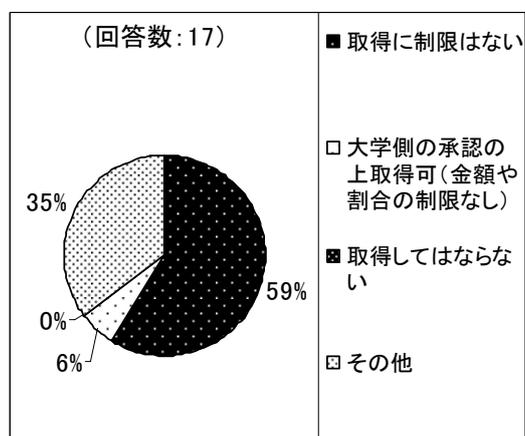


図 2-5-26 未公開株式会社における当該ベンチャー関係者の取得制限（国立大学）

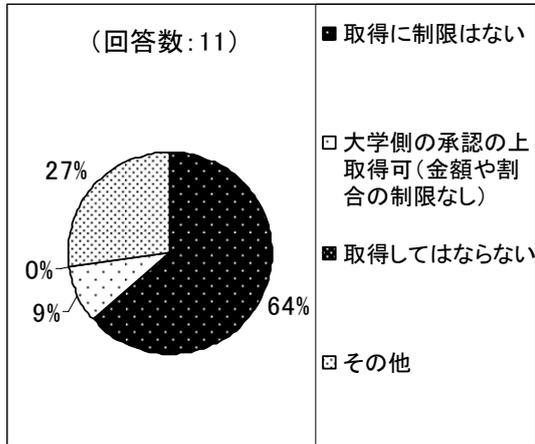


図 2-5-27 未公開株式会社における当該ベンチャー関係者の取得制限（私立大学）

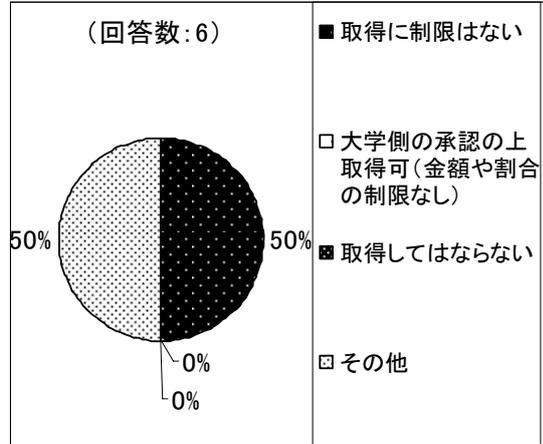


図 2-5-28 未公開株式会社におけるその他の取得制限（全体）

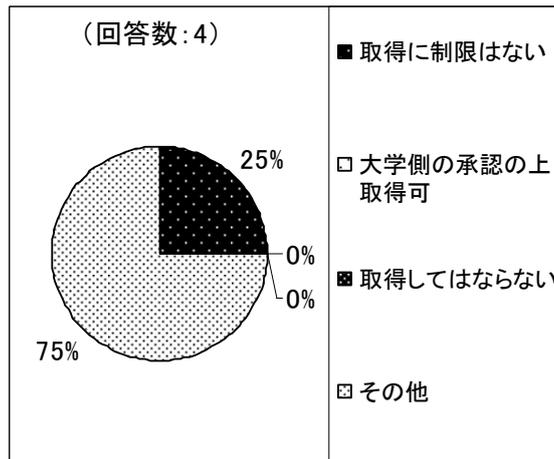


図 2-5-29 未公開株式会社におけるその他の取得制限（国立大学）

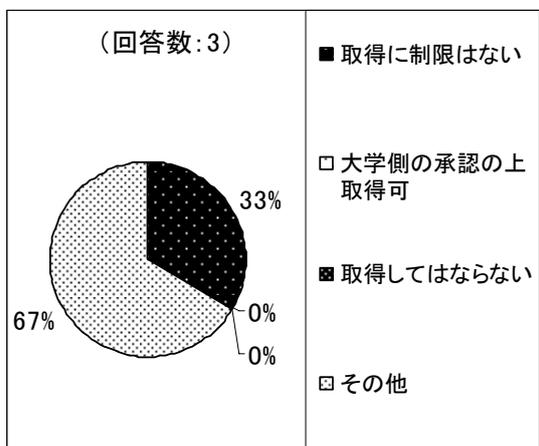
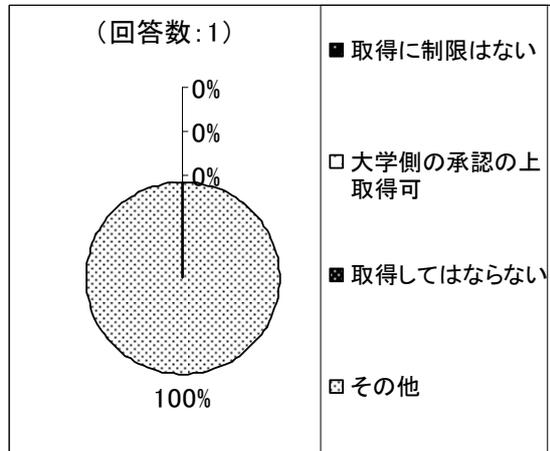


図 2-5-30 未公開株式会社におけるその他の取得制限（私立大学）



②公開株式について

ア. 大学の役職員の制限

図 2-5-31 は公開株式における役職員の取得制限であるが、全体で 64% は特に制限がない。また、「取得してはならない」という回答はなかった。取得に制限のない割合は私立大学より国立大学の方が高い（図 2-5-32、2-5-33）。「大学側の承認の上取得可」は全体で 10% あり、国立大学、私立大学ともに 1 件あった。

図 2-5-31 公開株式における役職員の取得制限（全体）

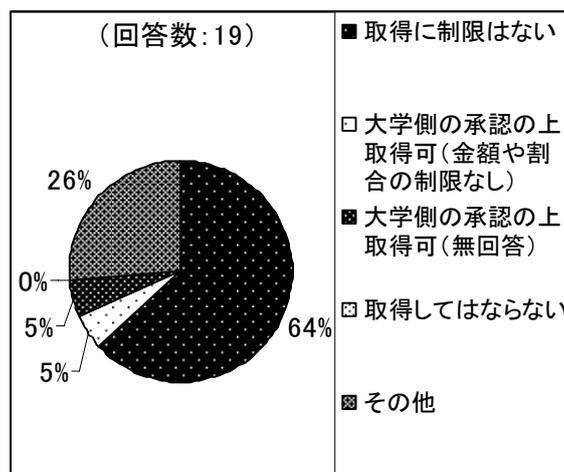


図 2-5-32 公開株式における役職員の取得制限（国立大学）

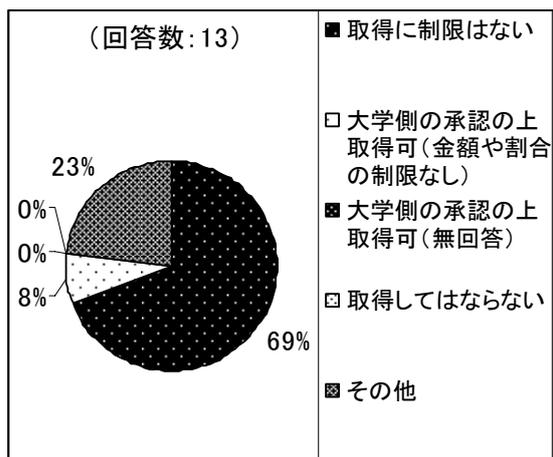
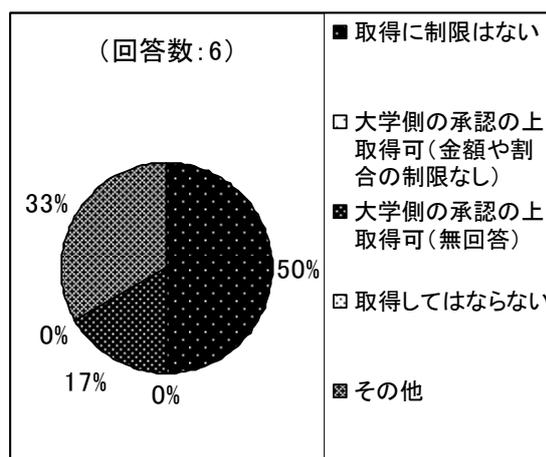


図 2-5-33 公開株式における役職員の取得制限（私立大学）



イ. 当該ベンチャーの関係者

図 2-5-34 は公開株式における当該ベンチャーの関係者の取得制限であるが、全体で 53% は特に制限がない。「取得してはならない」という回答はなかった。取得に制限のない割合は私立大学より国立大学の方が高い (図 2-5-35、2-5-36)。なお、「大学側の承認の上取得可」が国立大学に 18%あった。

ウ. その他

図 2-5-37 は公開株式における大学の役職員や当該ベンチャーの関係者以外の取得制限であるが、全体で 25%は特に制限がない。「取得してはならない」という回答はなかった。本件に対する回答は少ないが、国立大学、私立大学は、図 2-5-38、2-5-39 のとおりであった。

図 2-5-34 公開株式における当該ベンチャー関係者の取得制限 (全体)

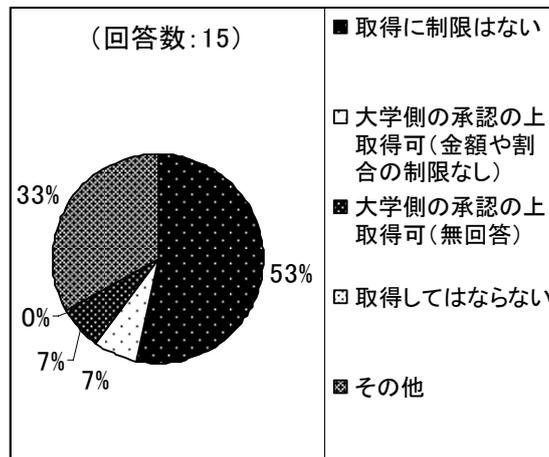


図 2-5-35 公開株式における当該ベンチャー関係者の取得制限 (国立大学)

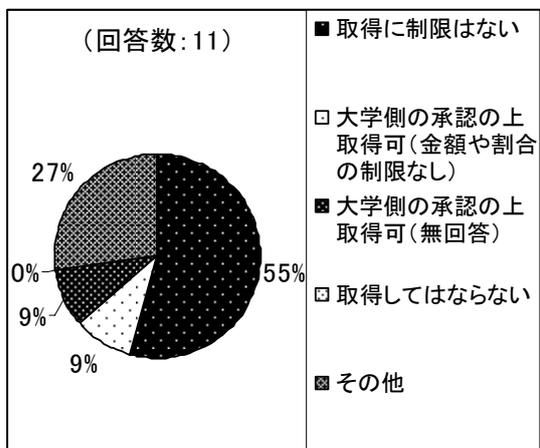


図 2-5-36 公開株式における当該ベンチャー関係者の取得制限 (私立大学)

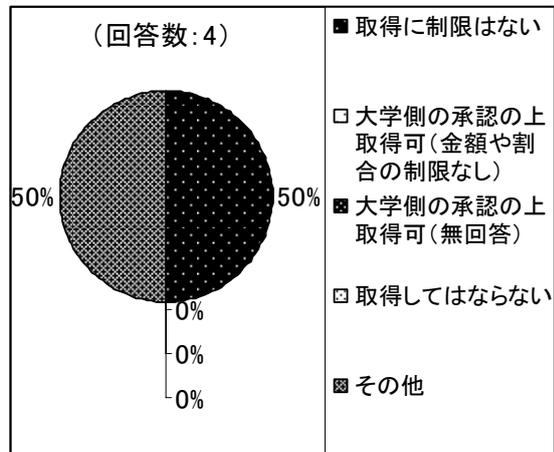


図 2-5-37 公開株式におけるその他の取得制限（全体）

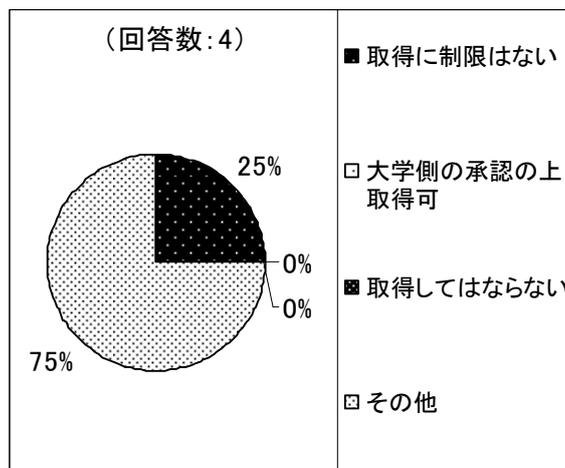
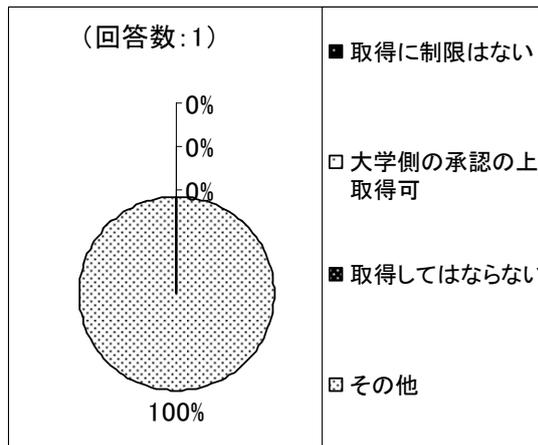
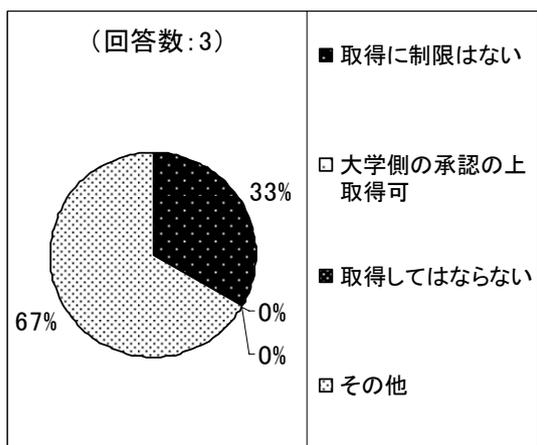


図 2-5-38 公開株式におけるその他の取得制限（国立大学）

図 2-5-39 公開株式におけるその他の取得制限（私立大学）



3. 利益相反に対応する組織等について

「問 3 貴大学では利益相反に関する相談を受けたり、利益相反の有無を審査する委員会や部署等がありますか。次の a～e のうち、該当するものに○印をつけ、具体的な名称や構成メンバーの種類についてもご回答ください。」とし、①相談部署、②審査委員会、③不服申し立て対処組織の 3 つの組織についての記載を求めた。この結果は以下のとおりである。

なお、以下の（1）～（5）に記載したグラフの「回答数」とは、各質問に対して何らかの回答をしているものについての総計である。

（1）利益相反に関する相談を受ける部署等

「a. 利益相反に関する相談を受ける部署等がある」という回答は、図 2-5-40 のとおりとなった。これによると、利益相反に対する相談部署等は、全体で 12%が整備されているが、このうち国立大学が最も整備が進み、27%となっている。この相談を受ける部署等の名称としては、「利益相反アドバイザー」が最も多く、24 件の回答中、7 件の記載があった。

図 2-5-40 利益相反に関する相談を受ける部署等（母数は回答数）

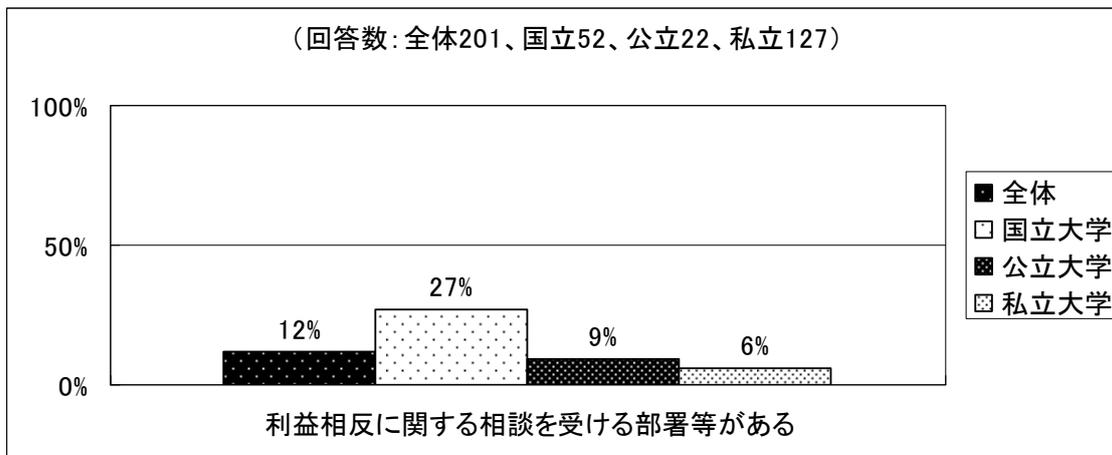
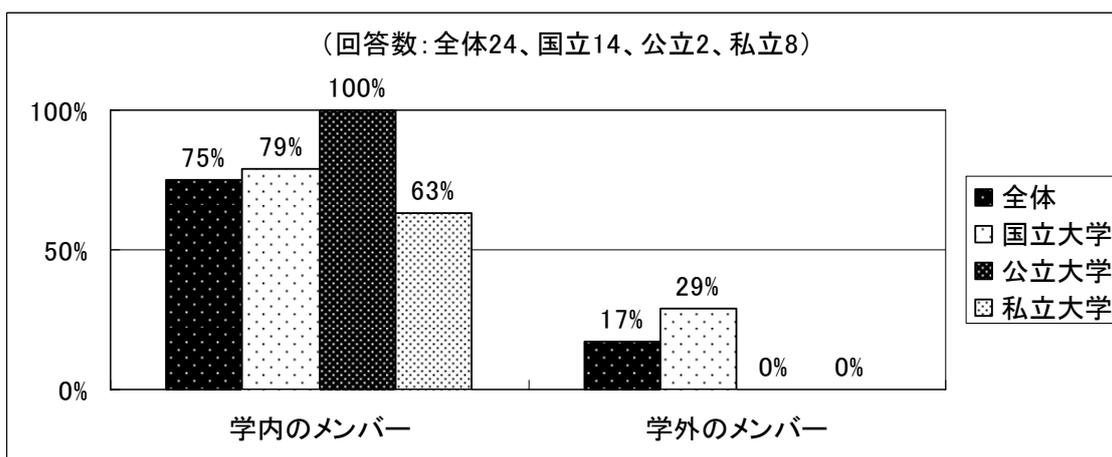


図 2-5-41 利益相反に関する相談を受ける部署等のメンバー（母数は回答数）



また、利益相反に関する相談を受ける部署等のメンバーは、学内メンバーである場合がほとんどであるが（75%）、一部、国立大学に学外メンバーを入れているところがある（図 2-5-41）。

（2）利益相反の有無を審査する委員会等

「b. 報告を受けた内容について、利益相反の有無を審査する委員会等がある」という回答は、図 2-5-42 のとおりとなった。これをみると、全体で 8%が整備されているが、このうち国立大学において最も整備が進み、25%となっている。この利益相反の有無を審査する委員会等の名称としては、「利益相反委員会」が最も多く、17 件の回答中、7 件の記載があった。また、「利益相反マネジメント委員会」という回答も 2 件あった。

利益相反に関する相談を受ける部署等のメンバーは、学内メンバーである場合がほとんどであるが（94%）、学外メンバーを入れているところが全体で 41%あった（図 2-5-43）。なお、公立大学は非該当であった。

図 2-5-42 利益相反の有無を審査する委員会等（母数は回答数）

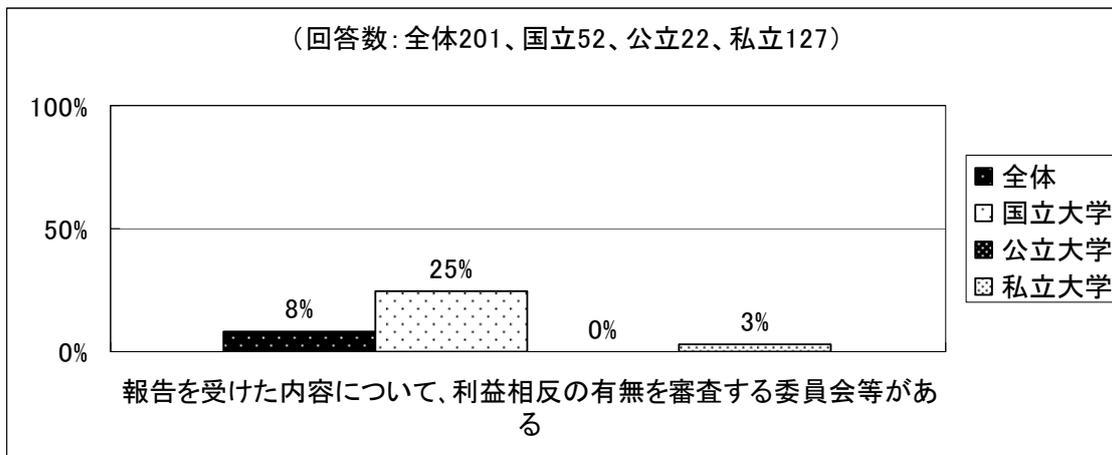
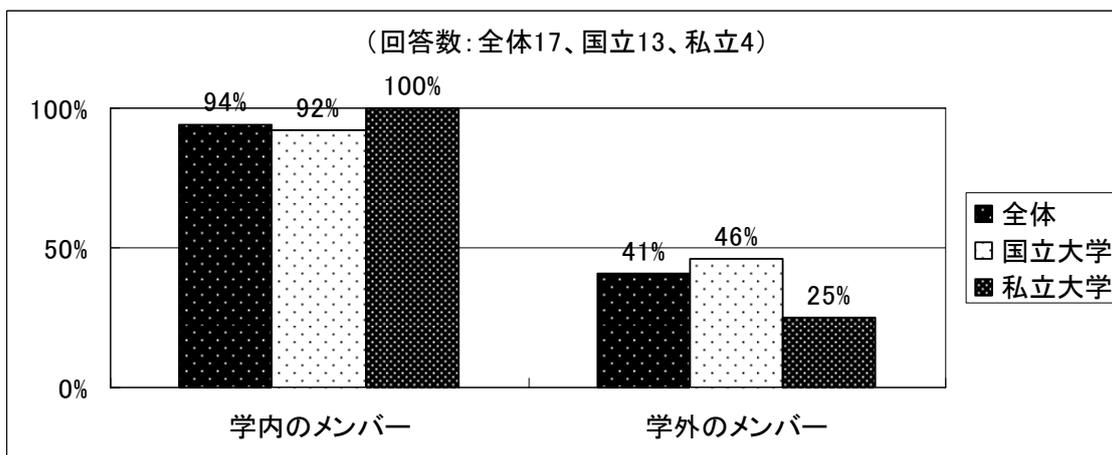


図 2-5-43 利益相反の有無を審査する委員会等のメンバー（母数は回答数）



(3) 大学の措置について不服申し立てのあった場合に審査する委員会等

「c. 利益相反に対する大学の措置について不服申し立てのあった場合に審査する委員会等がある」という回答は、図 2-5-44 のとおりとなった。これをみると、全体で 7%が整備されているが、このうち国立大学が最も整備が進み、23%となっている。この不服申し立てのあった場合に審査する委員会等の名称としては、「利益相反委員会」が最も多く、15件の回答中、3件の記載があった。また、「利益相反マネジメント委員会」という回答も 2件あった。

また、利益相反に関する相談を受ける部署等のメンバーは、学内メンバーである場合がほとんどであるが（全体で 73%）、学外メンバーを入れているところが 47%と、半数近くある（図 2-5-45）。なお、公立大学は非該当であった。

図 2-5-44 大学の措置について不服申し立てのあった場合に審査する委員会等
(母数は回答数)

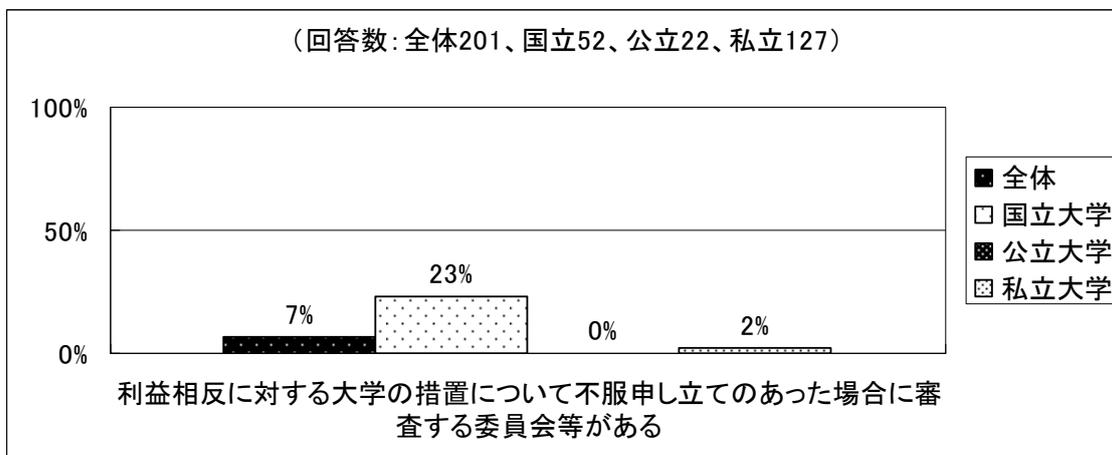
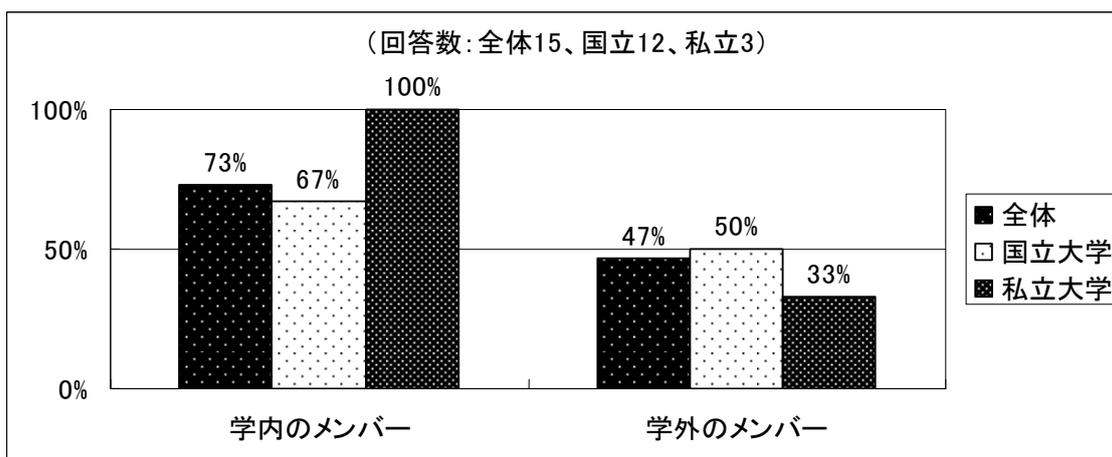


図 2-5-45 大学の措置について不服申し立てのあった場合に審査する委員会等のメンバー
(母数は回答数)



(4) その他の利益相反問題担当部署 (新たにつくっていない場合)

上記の(1)～(3)のような部署等は特別に設けていない場合の回答として、「d. 特に新たに作っておらず、()が全般を担当している」という大学は、図 2-5-46 のとおりで、全体で 33%であった。この担当部署としては、66 件の回答中、「総務課」(10 件)や「庶務課」(3 件)の記載が多く、「知的財産本部」も 3 件あった。

(5) その他

「e. その他 ()」という回答は、図 2-5-47 のとおりで、全体で 56%の回答があった。内容としては、110 件の具体的な記載中、61 件は「ない」、「特に新たにつくっていない」とするもので、「検討中」や「準備中」は 25 件、「今後検討をする予定」は 7 件であった。

図 2-5-46 その他の利益相反問題担当部署（新たにつくっていない場合）（母数は回答数）

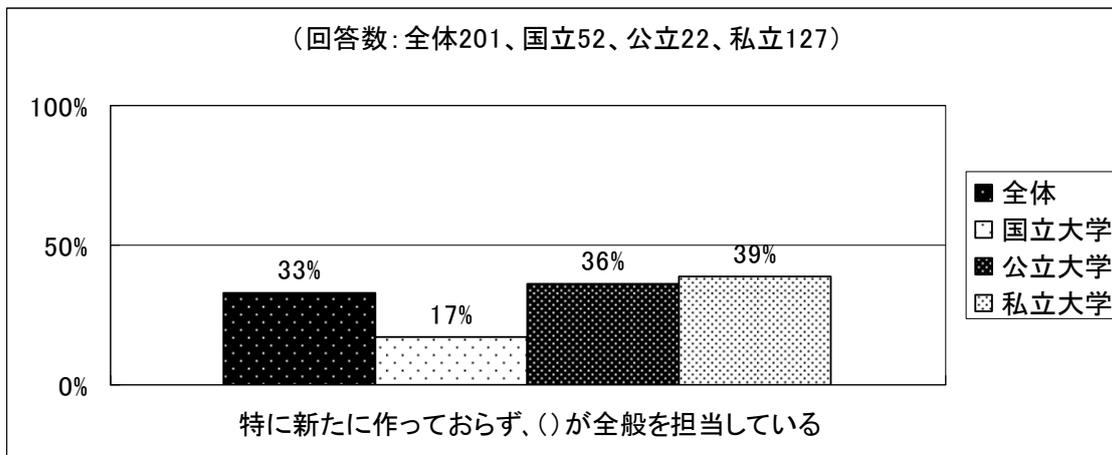
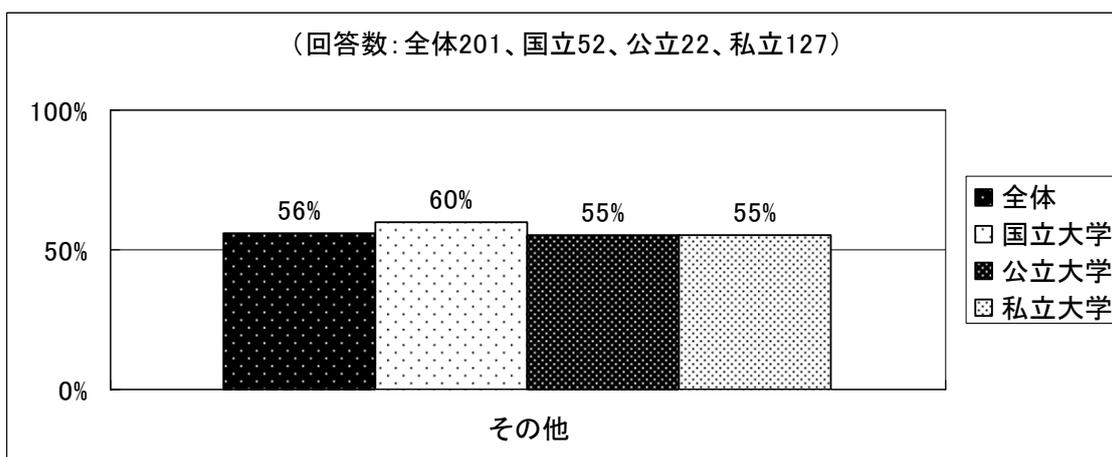


図 2-5-47 その他（母数は回答数）



また、過去に事例がないので必要に応じて担当部署が対応したり、今のところ決めていないといった回答も、4件あった。

4. 利益相反事例

「問 4 これまでに貴大学であった利益相反事例・審査例について該当する番号に○印を付し、これら事例の詳細を具体的にご記入いただき、対処方法については、下記の〈対処方法〉から該当する記号を選択するか具体的にご記入ください。また、列記した事例以外のケースがありましたら、下部の表に具体的にご記載ください。」とし、8つの利益相反事例を提示するとともに、他の事例があった場合に関しても併せて記載を求めた。結果は次のとおりである。

(1) 金銭的利益と大学の決定や行為との間の利益相反

「1 金銭的利益（株式を含む）を受けていることが大学の決定や行為に影響を及ぼす懸念がある場合（例：当該企業等の利害関係者が大学の契約決定に関与する場合など）」という利益相反事例については該当する回答はなかった。しかし、国立大学で 1 件、具体的な事例はないものの、そのような場合を想定し、「関与することは許されていない。利益相反アドバイザーがヒヤリング（利益相反が考えられる場合）して確認し、指導している。」というコメントがあった。

(2) 金銭的利益と研究成果との間の利益相反

「2-1 金銭的利益（株式を含む）を受けていることが研究成果に影響を及ぼす懸念がある場合（例：研究成果によって所有株価に影響を及ぼしたりする場合など）」という利益相反事例については該当する回答はなかった。しかし、国立大学で 1 件、具体的な事例はないものの、そのような場合を想定し、「ベンチャー企業の株保有者は研究成果が株価に大きな影響を与えることが考えられるが、現在、例はない。利益相反アドバイザーがヒヤリング（利益相反が考えられる場合）して確認し、指導している。」というコメントがあった。

(3) 金銭的利益と治験の結果との間の利益相反

「2-2 金銭的利益（株式を含む）を受けていることが治験の結果に影響を及ぼす懸念がある場合（例：研究者が利益を得たり、教員からライセンスを受けている会社の資金提供による場合など）」という利益相反事例については該当する回答はなかった。しかし、国立大学で 1 件、具体的な事例はないものの、そのような場合を想定し、「現在事例はない。治験については検討中であるが、治験に関わる教員は、寄付金、共同研究等関係する会社との金銭的、物資等の提供がある場合には、許可しない方針である。」というコメントがあった。

(4) 金銭的利益と学生に対する指導との間の利益相反

「3 金銭的利益（株式を含む）を受けていることが学生への指導に影響を及ぼす懸念がある場合（例：利益を得ている企業等の資金で来ている学生の指導教官になったり、学生発ベンチャーの株式を取得しながらその学生の指導教官になる場合など）」という利益相反事例については、国立大学に 1 件該当があり、当該国立大学において 2 件の事例報告があった。この 2 件の事例とは、①「学生が代表取締役としてベンチャーを設立した事例」と、②「担当教員研究成果で学生を立ててベンチャーを設立し、その株式を保有している事例」というもので、対処方法としては、「学生との関係についてヒヤリングをして利益相反関係、特に教員の権限等の学生への影響等を確認している。」とのことであった。

ノースウェスタン大学などでは、学生が教員の報酬を伴ったベンチャーに関与している場合、その研究指導、学位審査などからはずれるべきであるという厳しいポリシーを策定

しているが、こうしたアメリカの規制をそのまま導入するのは、大学発ベンチャー設立にブレーキをかける要素となってしまう可能性が大きく、大学から社会への技術移転がまだ不十分な日本では、必ずしも適切であるとは言い難く、現実的でもない。菊本等の大学発ベンチャー対象の調査¹⁶によれば、大学発ベンチャーを資産形成を目的として設立するという回答は皆無であり、最も大きな動機は「技術の実用化」であるということを考え合わせれば、まだ成功例の少ない日本の大学発ベンチャーに対する個人的な出資は、技術移転の支援の一つであるといえる。こうした場合には、教員の公正な姿勢が担保できるよう、透明性のある情報開示という継続的経過報告が妥当である。

(5) 金銭的利益と外部活動との間の利益相反

「4 金銭的利益（株式を含む）を受けていることが当該企業等におけるコンサルティング等の外部活動において影響を及ぼす懸念がある場合（例：大学資源の使用や成果物の帰属について明確に境界を設けなかった場合や無許可で他大学等の雇用契約を結んだ場合、取締役等を兼ねつつ研究にも関与して不利益な成果を隠した場合など）」という利益相反事例については、国立大学に1件該当があり、当該国立大学において3件の事例報告があった。この3件の事例とは、①「兼業の実施場所が大学内であった」、②「兼業先との研究成果、特に特許の帰属が明確でない事例」、③「兼業先のデータ利用に対する区別が明確でない事例」の3つで、対処方法としては、「実施場所は兼業先であることを明確にした。研究成果の区別化に対するラボノート管理、兼業実施の報告書の提出など実施している。」とのことであった。

本務と兼業先の研究の区別というのは非常に困難な場合が多い。無許可で他大学等と雇用関係を結んだり、兼業先の利益のために不利益な研究成果を隠蔽したりなど、明確な悪意や過失がある場合には問題として検討しやすいが、一人の教員の研究に確実な断絶というものはなく、あいまいな境界の上に利益相反が生じる可能性というものがなくはない。本件は後者の例であり、ラボノートなどの管理によって情報を開示していくような手段を整えておくことが重要である。

(6) 金銭的利益と大学の施設等の利用との間の利益相反

「5 金銭的利益（株式を含む）を受けていることが学外者の大学施設・設備・大学名の利用に関して影響を及ぼす懸念がある場合（例：大学の利益にならず、大学の目的以外の個人的・商業的（人的資源を含む）資源の使用や長期にわたる使用など）」という利益相反事例については、国立大学に2件、私立大学に1件の該当があった。当該国立大学においては各1件、2件の事例報告があり、私立大学の方は事例が1件であった。具体的には、国立

¹⁶ 菊本 虔・新谷由紀子『大学等発ベンチャーの課題と推進方策に関する調査研究』（平成16年度文部科学省21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム成果報告書、2005.3）p.46

大学の方では、「受託研究員として社員を受け入れている企業から、報酬を得る技術指導の依頼を受けることが、利益相反に該当するのではないかと考えられるケース」というものに対して、「利益相反はないと認めた。業務と兼業の峻別について、疑念を抱かれることのないよう注意喚起を行った。」というものがあつた。これは、受託研究員が大学の施設を利用するために、この分類の問題として記載したようであるが、前述の金銭的利益と外部活動との間の利益相反などにも関わってくるものであろう。このような企業との密接な関係のある場合は、とにかく、情報を開示して透明性を図り、研究成果などに影響のないような措置をとっておくということが妥当であらう。

また、国立大学の①「教員による大学発ベンチャー設立や兼業による学内実施による大学資産の使用」と②「インキュベーション施設等を利用した共同研究で、事務所等が大学内にあるようにインターネット等で公開し、大学の知名度を利用した事例」という2つの事例に対して、「学内兼業、学内ベンチャー活動への注意と指導を行っている。ベンチャー業務への学生生活用等についてはヒヤリングで確認し、指導している。」としたものと、私立大学で、①「大学発ベンチャーとして学内の研究室を拠点とし、活動を行っている。大学発ベンチャーと従来からの研究活動との境界が非常にあいまいで、大学の施設を無償でベンチャー企業活動に使用しているとも言える。」に対して、「まだ大学内での『利益相反ポリシー』が確立できていないのが最大の問題点ではあるが、今のところ、とりあえずの考え方としてベンチャー企業から受託調査研究としての受託を受け、その経費の一部を間接経費として大学へ入金することを使用料として置き換えている。」というものがあつた。

施設使用で問題になるのは、大学発ベンチャーの使用である場合が多いようである。ノースウェスタン大学では、「大学の使命以外の目的で大学の設備やサービスを外部の事業体に利用させる」ことは不適切であるとしているが、大学発ベンチャーによって大学の技術を社会に移転していくことは、一つの大学の使命であると捉えらるるならば、大学発ベンチャーが大学の施設を利用すること自体についてはあまり問題がない。しかし、その中で教員の個人的利益が優先されないように図ることが重要であるといえる。その意味では、例えば、大学発ベンチャーに提供する大学施設を有償にするか無償にするかはそれぞれの大学における産学連携に対する取り組み意識の相違から出るもので、どちらにしても大きな問題はないといえよう。しかし、その中で、情報開示により、大学の利益と教員の個人的金銭的利益のバランスを考慮し、問題点を整理していくことが必要である。

(7) 学生の外部活動における利益相反

「6 学生の外部活動への関与（例：アイデアや研究成果を自由にオープンに交換できるという原則が破られ、学生の権利を侵害した場合など）」という利益相反事例については、国立大学に1件該当があり、当該国立大学において2件の事例報告があつた。具体的には、「学生の外部活動に支障がない範囲内で、学生の上承のもと守秘義務契約を締結した事例」というもので、対処方法としては、「強制はできないが、学内における学生との守秘義務契

約書のモデルを作り、教員と学生との間で契約を交わす場合がある。」とのことであった。

スタンフォード大学では、オープンでタイムリーな研究成果の交換を促進することが教員の義務であるとし、ノースウェスタン大学では、アイデアや研究成果を自由にオープンに交換ができることが大学の求められているインテグリティであるとしている。しかしながら、企業等の受託研究等によって学生に守秘義務が課せられたとしても、当該学生が受託研究に関与することによって受ける教育的利益の方が大きい場合は、守秘義務期間等において妥協のできる線で契約を締結するのが合理的である。また、このような契約は、あくまで教員の強制ではなく、学生の自由意志が反映されている必要がある。特に、教員の個人的金銭的利益が関与している場合には注意が必要であり、情報開示も必要である。

(8) 教員の関係者に関する利益相反

「7 教員の関係する団体に大学が関与（例：教員やその肉親が金銭的利益、雇用関係、コンサルティング関係を持っているような企業等と大学とが契約を締結した場合など）」という利益相反事例については、国立大学と私立大学に各 1 件ずつ該当があり、当該大学において各 1 件の事例報告があった。具体的には、国立大学では、「大学として教員が合成した化合物の企業への MTA。当該企業へは技術顧問契約を個人的に行い、技術指導をしているケース」というものに対しては、「担当副学長までの決裁により MTA 契約を承認。」とし、私立大学では、「教員が代表を務めるベンチャー企業から、その教員の研究室と委託研究契約を締結したいとの申出があった。」という事例に対し、「事実上の脱税に当たる虞があるため、明確な理由がない場合は行わないよう勧告した。」とのことであった。

前者については、教員の個人的利益が研究成果に影響を及ぼすようなことのないよう、情報開示により、金銭的利益の額などの報告も得ていることが望ましいであろう。また、後者については、脱税に当たるかどうかは別として、一人の教員がベンチャーと大学との両方の側に立って契約を締結することになり、利益相反の生じる可能性は高い。収入の情報開示や責務相反を考慮した休職等の措置をとるなど、気を配りながら進めることが重要であろう。

(9) その他の利益相反

上記(1)～(8)以外の利益相反事例について具体的な記載を求めた結果、国立大学で 3 件、私立大学で 2 件の回答があった。具体的には、国立大学で、まず、①「本学の教員から研究成果活用兼業の申請があった。その申請自体に問題はないと思われたが、当該教員が所属する学科と、当該ベンチャー企業との間で、今後、物品等の購入契約、共同研究や寄附行為などの関係が生じる可能性があることが、審査の過程で判明した。」とするものに対して、「当該申請を承認するに当たり、当該企業との関係（所属学科との関係も含む）において、共同研究、寄附の受入、発注等の行為については、本学の規則、その他法令等を遵守され、大学の利益が損なわれることがないよう十分配慮のうえ行うこと、不明な点

については、相談すること、の2点を付帯条件として承認することとした。」というものである。

これについて、大学発ベンチャーに關与している教員は、大学における契約の決済ラインから外れることが基本であろう。これらの契約に対して合理的な理由があれば、契約を締結することに問題はなく、あとは、研究成果への影響などを考慮した情報開示などを行っていくことが望ましいであろう。

また、②「教員数名が発起人となり、大学発ベンチャー企業を、大学の研究室を所在地として設立した。その会社代表取締役（1名）、取締役（4名）、監査役（1名）に本学の教員が就任した。」というものに対しては、「現在対処方法について検討中である。」といったものがあつた。

本社を大学内に置くことについては、大学の産学連携に対する取り組み姿勢の濃淡を反映する問題であるが、国立大学が大学発ベンチャーの株式を取得して経営権を握るといったことは許可されておらず、大学がベンチャーの経営について責任を負うことができないこと、また、大学とベンチャーは別の法人格を有していることを考慮すると、一般論としては、ベンチャーが本社を大学内に置くことは望ましいことではないと考えられる。また、大学の名前を利用した教員がベンチャーから私的利益を得ることについても、バランスを考慮する必要があり、やはり情報開示が必要であろう。

また、③「COIになる前の相談が多数を占めています（例：大学発VBの株取得可否、取締役就任、コンサル契約等）。本学では定期モニターは平成17年4月に実施予定となっております。」というものに対しては、特に対処法の記載はなかつた。

私立大学では、①「補助金等、外部資金の使用にあたり、教員の経営する企業に対する一部業務委託の妥当性。」というものに対して、「他の事業所と経費や業務対応の比較を行い、利益相反にあたらぬ事を確認した。」というものがあつた。これは、前述の国立大学の①とほぼ同じケースである。

また、②「すでに起業している大学発ベンチャーがあり、利益相反となる状態が発生し、行き過ぎと思われる行為はないか、今まさに注視し始めている段階である。」というものに対して、「利益相反マネジメントに取り組むため、常任理事会のもとに利益相反委員会を設置した。また、日常的に教職員等の相談に応じ、利益相反に関する知識を普及させるため、利益相反委員会のもと、利益相反アドバイザーを配置した。」というものがあつた。

なお、国立大学に、「事例なし。このような利益相反が発生しないよう人事、会計で十分検討されている。」というコメントもみられた。

上記の（1）～（9）の利益相反事例は、質問紙であらかじめ分類しておいたものであるが、一つの行為が複数のタイプの利益相反を生じる場合もあり、必ずしも明確な区分としてあるわけではない。

なお、利益相反問題が生じたときの対処法としては、大学組織として許容し得る個人の

利益の枠（収入を得る対象や金額等）を明確化し、その許容範囲を超えた場合には、教職員の権限の縮小や計画修正などの措置を、各ケースを検討しながら課していくことになる。機関長への情報開示ということがその検討の前提としてあるわけである。

第6節 調査結果のまとめ

本調査結果では、利益相反ポリシーを策定している大学は全体で7%、「現在策定中である」を併せても23%という低い割合であった(図2-5-1)。詳細をみると、国立大学では、策定している(25%)と現在策定中である(42%)で、あわせて67%に上っている一方、公立、私立大学では、両者を併せてもそれぞれ8%、11%と、1割前後にとどまっている(図2-5-2~2-5-4)。このうち、個人としての利益相反ポリシーのみ策定している割合が全体で56%と過半数を超え、組織の利益相反ポリシーも併せて策定している(35%)割合を上回った(図2-5-5)。

さて、利益相反ポリシーの内容の特徴であるが、金銭的利益について報告義務がある割合は全体で74%を占め、国立大学(81%)が私立大学(60%)を上回った(図2-5-9)。また、報告義務のある場合については、年1回とする割合が最も多く、全体で65%であったが、これは回答数の多い国立大学が割合を引き上げているためで(77%)、私立大学では33%にとどまり、「事例を生じた都度」(50%)が最も高い割合となった(図2-5-14)。開示対象は本人の収入が全体で60%、配偶者や扶養している子どもの収入の開示は各(全体で)10%、国立大学にのみみられた(図2-5-15)。報告に関する形式は、全般に、国立大学の方が厳格である傾向にある。

報告義務のある個人的金銭的利益の中身については、「大学と共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄附金などにおいて契約関係がある企業等から受けた利益」と「大学に対して製品またはサービスを提供する関係にある企業等から受けた利益」が60%と並んで割合が高く、次いで、「大学の研究成果の移転を受けたことのある企業等から受けた利益」が55%を占めた(図2-5-13)。また、国立大学ではこれら3者とも62%と同割合であったのに対し、私立大学では「大学の研究成果の移転を受けたことのある企業等から受けた利益」が33%にとどまり、代わりに「兼業先からの収入」と「大学以外の企業等からの収入についてはすべて報告する」が、「大学と共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄附金などにおいて契約関係がある企業等から受けた利益」、「大学に対して製品またはサービスを提供する関係にある企業等から受けた利益」の2つと並んで50%を占めた。これは、大学の研究成果の移転を受けた、いわゆる大学発ベンチャーが国立大学に多いということが背景にあるといえる。

報告すべき金銭的利益の額については、100万円以上の場合報告するというパターンの割合が多いようである。これは、10,000ドル以下は開示義務がないとする米国立科学財団(NSF)の規程と比較しても、ほぼ妥当な線であるといえる。

株式を取得した場合の報告義務のある割合は、国立大学70%、私立大学25%で、全体では58%となった(図2-5-17~2-5-19)。なお、本件について、さらに、上場済み株式と未公開株式に分けて金額や割合について質問したところ、いずれも特に決めていないとする割合が高かった(図2-5-20、2-5-21)。特に未公開株式について言及している大学数は少なく、

国立大学に7件あったのみであり、株式に関する細かな区別の意識は全体に薄い。

また、特に、大学発ベンチャーに限定した株式取得に関してしてみると、未公開株については、役職員も当該ベンチャーの関係者も、取得制限がないとする割合が高かった（それぞれ全体で66%、59%）（図2-5-22、2-5-25）。一方、公開株式についても、役職員も当該ベンチャーの関係者も、取得制限がないとする割合が高かった（それぞれ全体で64%、53%）（図2-5-31、2-5-34）。大学発ベンチャーの株式上場に絡み、教員の未公開株式取得の問題が取り沙汰される場合もあり、このような場面に多く直面する大学では、未公開株式に対する配慮も今後必要となってくるであろう。

さて、利益相反が生じた時に対応する新たな組織作りであるが、①相談を受ける部署等がある割合は全体で12%、②利益相反の有無を審査する委員会等が8%、③大学の措置に対する不服申し立て審査委員会等が7%であった（図2-5-40、2-5-42、2-5-44）。多くはこうした場合の対応について、新たに部署等を作らず、担当部署を定めているというものであった（33%）（図2-5-46）。その他の回答としては111件中61件が「ない」や「特に新たにつくっていない」というもので、検討すらしていない大学が多い。なお、構成員として学外のメンバーを入れる割合は、①17%→②41%→③47%の順に徐々に高まっている（図2-5-41、2-5-43、2-5-45）。

大学で実際に生じた具体的な利益相反事例とそれらについての対処事例については、ほとんど回答を得られなかった。特に、金銭的利益と大学の決定や行為との間の利益相反、研究成果に影響する場合、治験における利益相反の3点については実際の該当事例が挙がってこなかった。もっとも、これについては、質問紙であらかじめ利益相反の問題について分類しておいたものの、一つの行為が複数のタイプの利益相反を生じる場合もあり、必ずしも該当事例として全く関与がないというわけではない。

そのほかの、「金銭的利益と学生に対する指導との間の利益相反」、「金銭的利益と外部活動との間の利益相反」、「金銭的利益と大学の施設等の利用との間の利益相反」、「学生の外部活動における利益相反」、「教員の関係者に関する利益相反」などで挙げたいくつかの事例を見てみると、特徴的なことは、個人の私的利益が大きな問題となったというよりは、ごく潜在的に利益相反ではないだろうかという疑問が湧いている状態である場合が多いということである。前述のように、日本の大学の研究者の多くは、個人的な資産の形成よりも技術の実用化に関心が高く、金銭的利益相反が具体的な問題となる場合は極めて少ない。この意味では、個人的な利益に走る教員を規制するというよりも、安心して産学連携に取り組むための利益相反問題の処理システムを構築するという視点が重要である。

また、もう一つ特徴的なことは、大学発ベンチャーについての利益相反問題が生じることが多いということである。現在、大学発ベンチャーには経済活性化の起爆剤としての期待がかけられており、文部科学省、経済産業省、自治体等が様々な支援策を展開しているところである。こうした中で、ベンチャーを起業しようとする大学人が増加し、その設立

数は 2000 年以來毎年 100 社を超え¹⁷、大学発ベンチャーにおける利益相反問題も今後益々増加するものと見られる。こうした中では、個人的な利益について透明性を確保すること、そして、一般企業にはできない、大学らしい先端技術の開発によって、むしろ社会を利することを大学のポリシーの骨格に組み込み、その視点から一つ一つ、個々の利益相反問題の解決を図っていくことが社会の理解を得られる方法となろう。

¹⁷ 菊本虔・新谷由紀子、前掲書（脚注 16 参照）、p.64

第3章 おわりに

冒頭にも述べたとおり、産学連携における利益相反の実例の収集は、時期尚早の感があった。しかし、これによって、産学連携が進み、それに伴って利益相反問題を数多く抱えるアメリカなどの状況とは大分異なった日本の産学連携の現況が浮かび上がってきた。

現在、日本では大学からの技術移転に多大な期待がかけられており、産学連携が日々各紙を賑わせているが、同時に利益相反問題解決のためのシステムの整備がアメリカなどの先進例から導入されつつあることは幸運なことである。利益相反の問題が氾濫する前に、手を打つことができるからである。しかし、利益相反の問題も、戦後の産学連携を否定的に見ていた時代の風潮からは全く異なるものとなっていることに注意しなければならない。なぜなら、産と学は対立すべきものではなく、その存続の根底で、両者ともに社会貢献や公共の福祉という大きな課題から離れることはできないからである。したがって、利益相反に対する処理も、民間のシステムを含めた社会状況全体の中で、産学ともに「公^{おおやけ}」というものに対して歩み寄って判断していく必要がある。

とはいっても、実際の利益相反問題の解決は、大きな視点からのみで図れるものではなく、現場で生じる様々な状況に対応していく極めて地道な処理の積み重ねである。しかし、そのことが大学という組織の社会的信頼性を高める重要な一歩であり、そのシステムを社会のコンセンサスを得ながら動かしていくことが大切である。

<謝辞>

末筆ですが、本調査研究の実施にあたり、調査にご協力をいただきました大学の皆様に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

また、データ処理にご尽力をいただいた角田裕子氏に厚く御礼申し上げます。

資料編

1. 産学連携における利益相反ルールの形成に関する実証的研究アンケート
調査集計結果

1. 調査実施日	平成16年11月20日
2. 調査実施対象	全国の国公立大学における産学連携担当／研究・協力部課長宛708箇所。 なお対象の抽出方法は以下の通り。 1. 神戸大学イノベーション支援本部・連携創造センター編集・発行『CONTACT'04 我が国の国公立大学・高等専門学校等の産学官連携機関と窓口』(2004.3)中の産学官連携機関窓口宛。 このうち、事務局とセンターがあるものは事務局宛。 2. 上記「1」に記載のない大学については、「研究協力担当部・課長」宛。
3. 調査実施方法	郵送により各大学に調査票を配付の上、同封の返信用封筒にて返送を依頼。 なお、締め切りは平成16年12月20日とした。

4. 回収状況

対 象	対 象 数	回 答 数	回 答 率
国 立 大 学	87	69	79.3%
公 立 大 学	77	40	51.9%
私 立 大 学	544	211	38.8%
合 計	708	320	45.2%

問	調 査 事 項		回答数	割合	備考				
3	企業等から受けた金銭的利益についての報告義務について○印を付けてください (続き)	株式	ア 上場済み株式	i. ()円以上の場合報告する ※19	2	25.0%	分母は8 (回答数)		
				ii. 会社の株式の()%以上を保有する場合報告する※20	2	25.0%			
				iii. 報告すべき金額や割合は特に決めていない ※21	4	50.0%			
				小計	8	100.0%			
		株式	イ 未公開株式	i. ()円以上の場合報告する	0	0.0%	分母は7 (回答数)		
				ii. 会社の株式の()%以上を保有する場合報告する	0	0.0%			
				iii. 報告すべき金額や割合は特に決めていない ※22	7	100.0%			
				小計	7	100.0%			
		小計 (ア、イの回答数)			8	57.1%	分母は14 (回答数)		
		ウ. 株式取得の報告義務はない ※23			3	21.4%			
		エ. その他 ※24			3	21.4%			
計			14	100.0%					
b. 報告義務はない			3	11.1%	分母は27 (回答数)				
c. その他 ※25			4	14.8%					
計			27	100.0%					
4	大学発ベンチャーの株式の取得について、貴大学の規程に該当するものについて左右を線で結んでください ※(10)	a. 大学発ベンチャーの未公開株式について ※(11)	7. 大学の役職員	7. 取得に制限はない ※(12)		12	66.7%		
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0	0.0%		
					ii. 特に制限はない	1	5.6%		
					小計	1	5.6%		
				ウ. 取得してはならない			0		0.0%
				エ. その他 ※26			5		27.8%
				計			18		100.0%
			イ. 当該ベンチャーの関係者	7. 取得に制限はない ※(13)		10	58.8%		
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0	0.0%		
					ii. 特に制限はない	1	5.9%		
					小計	1	5.9%		
				ウ. 取得してはならない			0		0.0%
				エ. その他 ※27			6		35.3%
				計			17		100.0%
			ウ. その他	7. 取得に制限はない		1	25.0%		
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0	0.0%		
					ii. 特に制限はない	0	0.0%		
小計	0	0.0%							
ウ. 取得してはならない				0	0.0%				
エ. その他 ※28				3	75.0%				
計				4	100.0%				

問	調査事項			回答数	割合	備考		
4	大学発ベンチャーの株式の取得について、貴大学の規程に該当するものについて左右を線で結んでください(続き)	b. 大学発ベンチャーの公開株式について	7. 大学の役職員	7. 取得に制限はない ※(14)	12	63.2%		
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0		0.0%
					ii. 特に制限はない	1		5.3%
					無回答	1		5.3%
					小計	2		10.5%
			ウ. 取得してはならない	0	0.0%			
			エ. その他 ※29	5	26.3%			
			計	19	100.0%			
			イ. 当該ベンチャーの関係者	7. 取得に制限はない ※(15)	8	53.3%		
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0		0.0%
		ii. 特に制限はない			1	6.7%		
		無回答			1	6.7%		
		小計			2	13.3%		
		ウ. 取得してはならない	0	0.0%				
		エ. その他 ※30	5	33.3%				
		計	15	100.0%				
		ウ. その他	7. 取得に制限はない	1	25.0%			
			イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0	0.0%		
				ii. 特に制限はない	0	0.0%		
				小計	0	0.0%		
ウ. 取得してはならない	0		0.0%					
エ. その他 ※31	3		75.0%					
計	4	100.0%						
3. 貴大学では利益相反に関する相談を受けたり、利益相反の有無を審査する委員会や部署等がありますか。該当するものに○印をつけて、具体的な名称等をご記入ください(複数回答)								
a. 利益相反に関する相談を受ける部署等がある ※32 ※(16)				24	11.9%	分母は201(回答数)		
内 訳		7. 学内のメンバー		18	75.0%	分母は24(回答数)		
		イ. 学外のメンバー		4	16.7%			
b. 報告を受けた内容について、利益相反の有無を審査する委員会等がある ※33 ※(17)				17	8.5%	分母は201(回答数)		
内 訳		7. 学内のメンバー		16	94.1%	分母は17(回答数)		
		イ. 学外のメンバー		7	41.2%			
c. 利益相反に対する大学の措置について不服申し立てのあった場合に審査する委員会等がある ※34※(18)				15	7.5%	分母は201(回答数)		
内 訳		7. 学内のメンバー		11	73.3%	分母は15(回答数)		
		イ. 学外のメンバー		7	46.7%			
d. 特に新たに作っておらず、()が全般を担当している ※35				66	32.8%	分母は201(回答数)		
e. その他 ※36				113	56.2%			

問	調査事項	回答数	割合	備考
4. これまでに貴大学であった利益相反事例・審査例について該当する番号に○印を付し、これら事例の詳細を具体的にについてご記入いただき、対処方法については、下記の＜対処方法＞から該当する記号を選択するか具体的にご記入ください。また、列記した事例以外のケースがありましたら、下の表に具体的にご記載ください ※(19)				
1	金銭的利益(株式を含む)を受けていることが大学の決定や行為に影響を及ぼす懸念がある場合(例:当該企業等の利害関係者が大学の契約決定に関与する場合など) ※(20)	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した b-3 研究申請や計画を修正の上許可した b-4 関連する行為の縮小の上許可した b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した b-6 金銭的利益の放棄を勧告した b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した c-1 その他 計	
2-1	金銭的利益(株式を含む)を受けていることが研究成果に影響を及ぼす懸念がある場合(例:研究成果によって所有株価に影響を及ぼしたりする場合など) ※(21)	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した b-3 研究申請や計画を修正の上許可した b-4 関連する行為の縮小の上許可した b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した b-6 金銭的利益の放棄を勧告した b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した c-1 その他 計	
2-2	金銭的利益(株式を含む)を受けていることが治験の結果に影響を及ぼす懸念がある場合(例:研究者が利益を得たり、教員からライセンスを受けている会社の資金提供による場合など) ※(22)	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した b-3 研究申請や計画を修正の上許可した b-4 関連する行為の縮小の上許可した b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した b-6 金銭的利益の放棄を勧告した b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した c-1 その他 計	

問	調査事項	回答数	割合	備考		
3	<p>金銭的利益(株式を含む)を受けていることが学生への指導に影響を及ぼす懸念がある場合 (例:利益を得ている企業等の資金で来ている学生の指導教官になったり、学生発ベンチャーの株式を取得しながらその学生の指導教官になる場合など)</p>	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた	0	0.0%	分母は1 (回答数)
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した	0	0.0%	
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した	0	0.0%	
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した	0	0.0%	
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した	0	0.0%	
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した	0	0.0%	
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した	0	0.0%	
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した	0	0.0%	
			c-1 その他 ※37	1	100.0%	
			計	1	7.1%	
			4	<p>金銭的利益(株式を含む)を受けていることが当該企業等におけるコンサルティング等の外部活動において影響を及ぼす懸念がある場合(例:大学資源の使用や成果物の帰属について明確に境界を設けなかった場合や無許可で他大学等の雇用契約を結んだ場合、取締役等を兼ねつつ研究にも関与して不利益な成果を隠した場合など)</p>	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた
b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した	0	0.0%				
b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した	0	0.0%				
b-3 研究申請や計画を修正の上許可した	0	0.0%				
b-4 関連する行為の縮小の上許可した	0	0.0%				
b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した	0	0.0%				
b-6 金銭的利益の放棄を勧告した	0	0.0%				
b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した	0	0.0%				
c-1 その他 ※38	1	100.0%				
計	1	7.1%				分母は14 (回答数)
5	<p>金銭的利益(株式を含む)を受けていることが学外者の大学施設・設備・大学名の利用に関して影響を及ぼす懸念がある場合(例:大学の利益にならず、大学の目的以外の個人的・商業的(人的資源を含む)資源の使用や長期にわたる使用など)</p>	対処方法				a-1 (結果として)利益相反はないと認めた
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した	0	0.0%	
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した	0	0.0%	
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した	0	0.0%	
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した	0	0.0%	
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した	0	0.0%	
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した	0	0.0%	
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した	0	0.0%	
			c-1 その他 ※39	3	75.0%	
			計	4	28.6%	分母は14 (回答数)

問	調査事項	回答数	割合	備考		
6	学生の外部活動への関与（例：アイデアや研究成果を自由にオープンに交換できるという原則が破られ、学生の権利を侵害した場合など）	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた	0	0.0%	分母は1 (回答数)
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した	0	0.0%	
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した	0	0.0%	
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した	0	0.0%	
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した	0	0.0%	
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した	0	0.0%	
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した	0	0.0%	
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した	0	0.0%	
			c-1 その他 ※40	1	100.0%	
			計	1	7.1%	分母は14 (回答数)
7	教員の関係する団体に大学が関与（例：教員やその肉親が金銭的利益、雇用関係、コンサルティング関係を持っているような企業等と大学とが契約を締結した場合など） ※(23)	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた	0	0.0%	分母は2 (回答数)
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した	0	0.0%	
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した	0	0.0%	
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した	0	0.0%	
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した	0	0.0%	
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した	0	0.0%	
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した	0	0.0%	
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した	0	0.0%	
			c-1 その他 ※41	2	100.0%	
			計	2	14.3%	分母は14 (回答数)
上記以外の利益相反事例等	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた ※42	1	20.0%	分母は5 (回答数)	
		b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した	0	0.0%		
		b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した	0	0.0%		
		b-3 研究申請や計画を修正の上許可した	0	0.0%		
		b-4 関連する行為の縮小の上許可した	0	0.0%		
		b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した	0	0.0%		
		b-6 金銭的利益の放棄を勧告した	0	0.0%		
		b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した	0	0.0%		
		c-1 その他 ※42	3	60.0%		
		無回答 ※42	1	20.0%		
		計	5	35.7%		分母は14 (回答数)
		計	14	100.0%		

< 国立大学 / 回答数 : 69 >

※1~42および※(1)~(23)は別紙参照

問	調査事項	回答数	割合	備考		
1. 貴大学では利益相反ポリシーを策定していますか。○印をお付けください						
	a. 策定している ※(1)	17	24.6%			
	b. 現在策定中である ※(2)	29	42.0%			
	c. 策定していない ※(3)	23	33.3%			
	無回答	0	0.0%			
	計	69	100.0%			
2. 「問1」で「a. 策定している」に○印を付けた方におたずねします (「a」以外の回答でも、記入のあるものは含めた)						
1	貴大学では教職員ら対象の個人としての利益相反ポリシーのほかに、大学という組織としての利益相反ポリシーも策定していますか	a. 個人として(教職員対象)の利益相反ポリシーのみ策定している	10	55.6%		
		b. 大学としての組織の利益相反ポリシーのみ策定している	0	0.0%		
		c. 教職員も大学も両方策定している ※(5)	7	38.9%		
		d. その他	0	0.0%		
		無回答	1	5.6%		
		計	18	100.0%		
2	個人としての利益相反ポリシーの対象者の範囲すべてに○印をお付けください(複数回答)	a. 役職員 ※(6)	13	72.2%	分母は18 (回答数)	
		b. 教員(常勤)	16	88.9%		
		c. 職員(常勤) ※(7)	14	77.8%		
		d. 教員(非常勤)	10	55.6%		
		e. 職員(非常勤)	9	50.0%		
		f. 雇用関係にある学生	6	33.3%		
		g. 雇用関係にない学生	1	5.6%		
		h. その他 ※1	9	50.0%		
3	企業等から受けた金銭的利益についての報告義務について○印を付けてください	a. 報告義務がある	13	81.3%	分母は16 (回答数)	
		報告義務がある	ア. 研究成果移転企業等 ※2	8		61.5%
			イ. 契約関係企業等 ※3	8		61.5%
			ウ. 物品等納入企業等 ※4	8		61.5%
			エ. 兼業先 ※5	6		46.2%
			オ. すべて報告 ※6	4		30.8%
			カ. その他 ※7	4	30.8%	
		期間	ア. 1年に1回 ※8 ※(9)	10	76.9%	分母は13 (回答数)
			イ. 半年に1回 ※9	1	7.7%	
			ウ. 事例を生じた都度 ※10	1	7.7%	
		エ. その他 ※11	1	7.7%		
		収入の対象の開示	ア. 本人の収入 ※12	9	69.2%	
			イ. 配偶者の収入 ※13	2	15.4%	
			ウ. 扶養している子どもの収入 ※14	2	15.4%	
			エ. その他 ※15	2	15.4%	
		金額	ア. ()円以上の場合報告する ※16	3	23.1%	
			イ. 給与の()%以上を取得している場合報告する	0	0.0%	
			ウ. 報告すべき金額の下限はない ※17	3	23.1%	
エ. その他 ※18	5		38.5%			

問	調査事項		回答数	割合	備考			
3	企業等から受けた金銭的利益についての報告義務について○印を付けてください (続き)	株式	ア 上場済み株式	i. ()円以上の場合報告する ※19	1	14.3%	分母は7 (回答数)	
				ii. 会社の株式の()%以上を保有する場合報告する※20	2	28.6%		
				iii. 報告すべき金額や割合は特に決めていない ※21	4	57.1%		
				小計	7	100.0%		
			イ 未公開株式	i. ()円以上の場合報告する	0	0.0%	分母は7 (回答数)	
				ii. 会社の株式の()%以上を保有する場合報告する	0	0.0%		
				iii. 報告すべき金額や割合は特に決めていない ※22	7	100.0%		
				小計	7	100.0%		
			小計 (ア、イの回答数)			7	70.0%	分母は10 (回答数)
			ウ. 株式取得の報告義務はない			1	10.0%	
エ. その他 ※24			2	20.0%				
計			10	100.0%				
b. 報告義務はない			1	6.3%	分母は16 (回答数)			
c. その他 ※25			2	12.5%				
計			16	100.0%				
4	大学発ベンチャーの株式の取得について、貴大学の規程に該当するものについて左右を線で結んでください ※(10)	a. 大学発ベンチャーの未公開株式について ※(11)	7. 大学の役職員	7. 取得に制限はない ※(12)		9	69.2%	
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0	0.0%	
					ii. 特に制限はない	1	7.7%	
					小計	1	7.7%	
				ウ. 取得してはならない		0	0.0%	
				エ. その他 ※26		3	23.1%	
				計		13	100.0%	
			イ. 当該ベンチャーの関係者	7. 取得に制限はない ※(13)		7	63.6%	
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0	0.0%	
					ii. 特に制限はない	1	9.1%	
					小計	1	9.1%	
				ウ. 取得してはならない		0	0.0%	
				エ. その他 ※27		3	27.3%	
				計		11	100.0%	
			ウ. その他	7. 取得に制限はない		1	33.3%	
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0	0.0%	
					ii. 特に制限はない	0	0.0%	
小計	0	0.0%						
ウ. 取得してはならない		0		0.0%				
エ. その他 ※28		2		66.7%				
計		3		100.0%				

問	調査事項			回答数	割合	備考		
4	大学発ベンチャーの株式の取得について、貴大学の規程に該当するものについて左右を線で結んでください(続き)	b. 大学発ベンチャーの公開株式について	7. 大学の役職員	7. 取得に制限はない ※(14)	9	69.2%		
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0		0.0%
					ii. 特に制限はない	1		7.7%
					無回答	0		0.0%
					小計	1		7.7%
				ウ. 取得してはならない	0	0.0%		
			エ. その他 ※29	3	23.1%			
			計	13	100.0%			
			イ. 当該ベンチャーの関係者	7. 取得に制限はない ※(15)	6	54.5%		
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0		0.0%
					ii. 特に制限はない	1		9.1%
		無回答			1	9.1%		
		小計			2	18.2%		
		ウ. 取得してはならない		0	0.0%			
		エ. その他 ※30	3	27.3%				
		計	11	100.0%				
		ウ. その他	7. 取得に制限はない	1	33.3%			
			イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0	0.0%		
				ii. 特に制限はない	0	0.0%		
				小計	0	0.0%		
				ウ. 取得してはならない	0	0.0%		
エ. その他 ※31	2		66.7%					
計	3	100.0%						
3. 貴大学では利益相反に関する相談を受けたり、利益相反の有無を審査する委員会や部署等がありますか。該当するものに○印をつけて、具体的な名称等をご記入ください(複数回答)								
a. 利益相反に関する相談を受ける部署等がある ※32 ※(16)				14	26.9%	分母は52(回答数)		
内 訳		7. 学内のメンバー		11	78.6%	分母は14(回答数)		
		イ. 学外のメンバー		4	28.6%			
b. 報告を受けた内容について、利益相反の有無を審査する委員会等がある ※33 ※(17)				13	25.0%	分母は52(回答数)		
内 訳		7. 学内のメンバー		12	92.3%	分母は13(回答数)		
		イ. 学外のメンバー		6	46.2%			
c. 利益相反に対する大学の措置について不服申し立てのあった場合に審査する委員会等がある ※34 ※(18)				12	23.1%	分母は52(回答数)		
内 訳		7. 学内のメンバー		8	66.7%	分母は12(回答数)		
		イ. 学外のメンバー		6	50.0%			
d. 特に新たに作っておらず、()が全般を担当している ※35				9	17.3%	分母は52(回答数)		
e. その他 ※36				31	59.6%			

問	調査事項	回答数	割合	備考
4. これまでに貴大学であった利益相反事例・審査例について該当する番号に○印を付し、これら事例の詳細を具体的にについてご記入いただき、対処方法については、下記の＜対処方法＞から該当する記号を選択するか具体的にご記入ください。また、列記した事例以外のケースがありましたら、下の表に具体的にご記載ください ※(19)				
1	金銭的利益(株式を含む)を受けていることが大学の決定や行為に影響を及ぼす懸念がある場合(例:当該企業等の利害関係者が大学の契約決定に関与する場合など) ※(20)	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した b-3 研究申請や計画を修正の上許可した b-4 関連する行為の縮小の上許可した b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した b-6 金銭的利益の放棄を勧告した b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した c-1 その他 計	
2-1	金銭的利益(株式を含む)を受けていることが研究成果に影響を及ぼす懸念がある場合(例:研究成果によって所有株価に影響を及ぼしたりする場合など) ※(21)	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した b-3 研究申請や計画を修正の上許可した b-4 関連する行為の縮小の上許可した b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した b-6 金銭的利益の放棄を勧告した b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した c-1 その他 計	
2-2	金銭的利益(株式を含む)を受けていることが治験の結果に影響を及ぼす懸念がある場合(例:研究者が利益を得たり、教員からライセンスを受けている会社の資金提供による場合など) ※(22)	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した b-3 研究申請や計画を修正の上許可した b-4 関連する行為の縮小の上許可した b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した b-6 金銭的利益の放棄を勧告した b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した c-1 その他 計	

問	調査事項	回答数	割合	備考		
3	金銭的利益(株式を含む)を受けていることが学生への指導に影響を及ぼす懸念がある場合 (例:利益を得ている企業等の資金で来ている学生の指導教官になったり、学生発ベンチャーの株式を取得しながらその学生の指導教官になる場合など)	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた	0	0.0%	分母は1 (回答数)
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した	0	0.0%	
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した	0	0.0%	
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した	0	0.0%	
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した	0	0.0%	
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した	0	0.0%	
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した	0	0.0%	
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した	0	0.0%	
			c-1 その他 ※37	1	100.0%	
			計	1	10.0%	分母は10 (回答数)
4	金銭的利益(株式を含む)を受けていることが当該企業等におけるコンサルティング等の外部活動において影響を及ぼす懸念がある場合(例:大学資源の使用や成果物の帰属について明確に境界を設けなかった場合や無許可で他大学等の雇用契約を結んだ場合、取締役等を兼ねつつ研究にも関与して不利益な成果を隠した場合など)	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた	0	0.0%	分母は1 (回答数)
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した	0	0.0%	
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した	0	0.0%	
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した	0	0.0%	
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した	0	0.0%	
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した	0	0.0%	
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した	0	0.0%	
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した	0	0.0%	
			c-1 その他 ※38	1	100.0%	
			計	1	10.0%	分母は10 (回答数)
5	金銭的利益(株式を含む)を受けていることが学外者の大学施設・設備・大学名の利用に関して影響を及ぼす懸念がある場合(例:大学の利益にならず、大学の目的以外の個人的・商業的(人的資源を含む)資源の使用や長期にわたる使用など)	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた	1	33.3%	分母は3 (回答数)
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した	0	0.0%	
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した	0	0.0%	
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した	0	0.0%	
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した	0	0.0%	
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した	0	0.0%	
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した	0	0.0%	
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した	0	0.0%	
			c-1 その他 ※39	2	66.7%	
			計	3	30.0%	分母は10 (回答数)

問	調査事項	回答数	割合	備考		
6	学生の外部活動への関与（例：アイデアや研究成果を自由にオープンに交換できるという原則が破られ、学生の権利を侵害した場合など）	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた	0	0.0%	分母は1 (回答数)
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した	0	0.0%	
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した	0	0.0%	
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した	0	0.0%	
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した	0	0.0%	
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した	0	0.0%	
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した	0	0.0%	
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した	0	0.0%	
			c-1 その他 ※40	1	100.0%	
			計	1	10.0%	分母は10 (回答数)
7	教員の関係する団体に大学が関与（例：教員やその肉親が金銭的利益、雇用関係、コンサルティング関係を持っているような企業等と大学とが契約を締結した場合など） ※(23)	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた	0	0.0%	分母は1 (回答数)
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した	0	0.0%	
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した	0	0.0%	
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した	0	0.0%	
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した	0	0.0%	
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した	0	0.0%	
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した	0	0.0%	
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した	0	0.0%	
			c-1 その他 ※41	1	100.0%	
			計	1	10.0%	分母は10 (回答数)
上記以外の利益相反事例等	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた	0	0.0%	分母は3 (回答数)	
		b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した	0	0.0%		
		b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した	0	0.0%		
		b-3 研究申請や計画を修正の上許可した	0	0.0%		
		b-4 関連する行為の縮小の上許可した	0	0.0%		
		b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した	0	0.0%		
		b-6 金銭的利益の放棄を勧告した	0	0.0%		
		b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した	0	0.0%		
		c-1 その他 ※42	2	66.7%		
		無回答 ※42	1	33.3%		
		計	3	30.0%	分母は10 (回答数)	
計	10	100.0%				

<公立大学／回答数：40>

※1～42および※(1)～(23)は別紙参照

問	調査事項	回答数	割合	備考		
1. 貴大学では利益相反ポリシーを策定していますか。○印をお付けください						
	a. 策定している	0	0.0%			
	b. 現在策定中である	3	7.5%			
	c. 策定していない ※(3)	37	92.5%			
	無回答	0	0.0%			
	計	40	100.0%			
2. 「問1」で「a. 策定している」に○印を付けた方におたずねします (「a」以外の回答でも、記入のあるものは含めた)						
1	貴大学では教職員ら対象の個人としての利益相反ポリシーのほかに、大学という組織としての利益相反ポリシーも策定していますか	a. 個人として(教職員対象)の利益相反ポリシーのみ策定している	/			
		b. 大学としての組織の利益相反ポリシーのみ策定している				
		c. 教職員も大学も両方策定している				
		d. その他				
		無回答				
		計				
2	個人としての利益相反ポリシーの対象者の範囲すべてに○印をお付けください(複数回答)	a. 役職員	1	100.0%	分母は1 (回答数)	
		b. 教員(常勤)	1	100.0%		
		c. 職員(常勤)	1	100.0%		
		d. 教員(非常勤)	0	0.0%		
		e. 職員(非常勤)	0	0.0%		
		f. 雇用関係にある学生	1	100.0%		
		g. 雇用関係にない学生	0	0.0%		
		h. その他	0	0.0%		
		計	4	100.0%		
3	企業等から受けた金銭的利益についての報告義務について○印を付けてください	a. 報告義務がある	1	100.0%	分母は1 (回答数)	
		報告義務 がある	ア. 研究成果移転企業等	1		100.0%
			イ. 契約関係企業等	1		100.0%
			ウ. 物品等納入企業等	1		100.0%
			エ. 兼業先	0		0.0%
			オ. すべて報告	0		0.0%
			カ. その他	0		0.0%
			計	3		100.0%
		期間	ア. 1年に1回	1		100.0%
			イ. 半年に1回	0		0.0%
			ウ. 事例を生じた都度	0		0.0%
			エ. その他	0		0.0%
		収入の 対象 開示	ア. 本人の収入	0		0.0%
			イ. 配偶者の収入	0		0.0%
			ウ. 扶養している子どもの収入	0		0.0%
			エ. その他 ※15	1		100.0%
計	1		100.0%			
金額	ア. ()円以上の場合報告する ※16	1	100.0%			
	イ. 給与の()%以上を取得している場合報告する	0	0.0%			
	ウ. 報告すべき金額の下限はない	0	0.0%			
	エ. その他	0	0.0%			

問	調 査 事 項		回答数	割合	備考		
3	企業等から受けた金銭的利益についての報告義務について○印を付けてください (続き)	株式	ア 上場済み株式	i. ()円以上の場合報告する		/	
				ii. 会社の株式の()%以上を保有する場合報告する			
				iii. 報告すべき金額や割合は特に決めていない			
				小計			
				イ 未公開株式	i. ()円以上の場合報告する		
					ii. 会社の株式の()%以上を保有する場合報告する		
			iii. 報告すべき金額や割合は特に決めていない				
			小計				
			小計 (ア、イの回答数)				
			ウ. 株式取得の報告義務はない				
エ. その他							
計							
b. 報告義務はない			0	0.0%	分母は1 (回答数)		
c. その他			0	0.0%			
計			1	100.0%			
4	大学発ベンチャーの株式の取得について、貴大学の規程に該当するものについて左右を線で結んでください	a. 大学発ベンチャーの未公開株式について	7. 大学の役職員	7. 取得に制限はない		/	
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり		
					ii. 特に制限はない		
				小計			
				ウ. 取得してはならない			
				エ. その他			
			計				
			イ. 当該ベンチャーの関係者	7. 取得に制限はない			
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり		
		ii. 特に制限はない					
		小計					
		ウ. 取得してはならない					
		エ. その他					
		計					
		ウ. その他	7. 取得に制限はない				
			イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり			
				ii. 特に制限はない			
			小計				
ウ. 取得してはならない							
エ. その他							
計							

問	調査事項			回答数	割合	備考		
4	大学発ベンチャーの株式の取得について、貴大学の規程に該当するものについて左右を線で結んでください(続き)	b. 大学発ベンチャーの公開株式について	7. 大学の役職員	7. 取得に制限はない		/		
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり			小計
					ii. 特に制限はない			
					無回答			
					計			
				ウ. 取得してはならない	計			
			エ. その他	計				
			イ. 当該ベンチャーの関係者	7. 取得に制限はない				小計
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり			
					ii. 特に制限はない			
					無回答			
					計			
ウ. 取得してはならない	計							
エ. その他	計							
ウ. その他	7. 取得に制限はない		小計					
	イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり						
		ii. 特に制限はない						
		無回答						
		計						
	ウ. 取得してはならない	計						
エ. その他	計							
3. 貴大学では利益相反に関する相談を受けたり、利益相反の有無を審査する委員会や部署等がありますか。該当するものに○印をつけて、具体的な名称等をご記入ください(複数回答)								
a. 利益相反に関する相談を受ける部署等がある ※32				2	9.1%	分母は22(回答数)		
内 訳	7. 学内のメンバー			2	100.0%	分母は2(回答数)		
	イ. 学外のメンバー			0	0.0%			
b. 報告を受けた内容について、利益相反の有無を審査する委員会等がある				0	0.0%	分母は22(回答数)		
内 訳	7. 学内のメンバー			/				
	イ. 学外のメンバー							
c. 利益相反に対する大学の措置について不服申し立てのあった場合に審査する委員会等がある				0	0.0%	分母は22(回答数)		
内 訳	7. 学内のメンバー			/				
	イ. 学外のメンバー							
d. 特に新たに作っておらず、()が全般を担当している ※35				8	36.4%	分母は22(回答数)		
e. その他 ※36				12	54.5%			

問	調査事項	回答数	割合	備考
4. これまでに貴大学であった利益相反事例・審査例について該当する番号に○印を付し、これら事例の詳細を具体的にについてご記入いただき、対処方法については、下記の＜対処方法＞から該当する記号を選択するか具体的にご記入ください。また、列記した事例以外のケースがありましたら、下の表に具体的にご記載ください				
1	金銭的利益(株式を含む)を受けていることが大学の決定や行為に影響を及ぼす懸念がある場合(例:当該企業等の利害関係者が大学の契約決定に関与する場合など)	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した b-3 研究申請や計画を修正の上許可した b-4 関連する行為の縮小の上許可した b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した b-6 金銭的利益の放棄を勧告した b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した c-1 その他 計	
2-1	金銭的利益(株式を含む)を受けていることが研究成果に影響を及ぼす懸念がある場合(例:研究成果によって所有株価に影響を及ぼしたりする場合など)	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した b-3 研究申請や計画を修正の上許可した b-4 関連する行為の縮小の上許可した b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した b-6 金銭的利益の放棄を勧告した b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した c-1 その他 計	
2-2	金銭的利益(株式を含む)を受けていることが治験の結果に影響を及ぼす懸念がある場合(例:研究者が利益を得たり、教員からライセンスを受けている会社の資金提供による場合など)	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した b-3 研究申請や計画を修正の上許可した b-4 関連する行為の縮小の上許可した b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した b-6 金銭的利益の放棄を勧告した b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した c-1 その他 計	

問	調査事項	回答数	割合	備考	
3	<p>金銭的利益(株式を含む)を受けていることが学生への指導に影響を及ぼす懸念がある場合 (例:利益を得ている企業等の資金で来ている学生の指導教官になったり、学生発ベンチャーの株式を取得しながらその学生の指導教官になる場合など)</p>	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた		
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した		
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した		
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した		
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した		
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した		
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した		
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した		
			c-1 その他		
			計		
			4		
b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した					
b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した					
b-3 研究申請や計画を修正の上許可した					
b-4 関連する行為の縮小の上許可した					
b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した					
b-6 金銭的利益の放棄を勧告した					
b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した					
c-1 その他					
計					
5	<p>金銭的利益(株式を含む)を受けていることが学外者の大学施設・設備・大学名の利用に関して影響を及ぼす懸念がある場合(例:大学の利益にならず、大学の目的以外の個人的・商業的(人的資源を含む)資源の使用や長期にわたる使用など)</p>	対処方法		a-1 (結果として)利益相反はないと認めた	
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した		
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した		
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した		
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した		
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した		
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した		
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した		
			c-1 その他		
			計		

問	調査事項	回答数	割合	備考	
6	学生の外部活動への関与（例：アイデアや研究成果を自由にオープンに交換できるという原則が破られ、学生の権利を侵害した場合など）	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた		
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した		
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した		
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した		
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した		
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した		
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した		
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した		
			c-1 その他		
			計		
			7		
b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した					
b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した					
b-3 研究申請や計画を修正の上許可した					
b-4 関連する行為の縮小の上許可した					
b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した					
b-6 金銭的利益の放棄を勧告した					
b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した					
c-1 その他					
計					
上記以外の利益相反事例等		対処方法		a-1 (結果として)利益相反はないと認めた	
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した		
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した		
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した		
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した		
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した		
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した		
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した		
			c-1 その他		
			無回答		
			計		
計					

<私立大学／回答数：211>

※1～42および※(1)～(23)は別紙参照

問	調査事項	回答数	割合	備考		
1. 貴大学では利益相反ポリシーを策定していますか。○印をお付けください						
	a. 策定している	5	2.4%			
	b. 現在策定中である ※(2)	19	9.0%			
	c. 策定していない ※(3)	185	87.7%			
	無回答 ※(4)	2	0.9%			
	計	211	100.0%			
2. 「問1」で「a. 策定している」に○印を付けた方におたずねします (「a」以外の回答でも、記入のあるものは含めた)						
1	貴大学では教職員ら対象の個人としての利益相反ポリシーのほか、大学という組織としての利益相反ポリシーも策定していますか	a. 個人として(教職員対象)の利益相反ポリシーのみ策定している	3	60.0%		
		b. 大学としての組織の利益相反ポリシーのみ策定している	0	0.0%		
		c. 教職員も大学も両方策定している ※(5)	1	20.0%		
		d. その他	0	0.0%		
		無回答	1	20.0%		
		計	5	100.0%		
2	個人としての利益相反ポリシーの対象者の範囲すべてに○印をお付けください(複数回答)	a. 役職員	6	42.9%	分母は14 (回答数)	
		b. 教員(常勤)	11	78.6%		
		c. 職員(常勤)	8	57.1%		
		d. 教員(非常勤)	6	42.9%		
		e. 職員(非常勤)	5	35.7%		
		f. 雇用関係にある学生	2	14.3%		
		g. 雇用関係にない学生	1	7.1%		
		h. その他 ※1	3	21.4%		
			計	44		100.0%
3	企業等から受けた金銭的利益についての報告義務について○印を付けてください	a. 報告義務がある	6	60.0%	分母は10 (回答数)	
		報告義務のある	ア. 研究成果移転企業等	2		33.3%
			イ. 契約関係企業等 ※3 ※(8)	3		50.0%
			ウ. 物品等納入企業等	3		50.0%
			エ. 兼業先 ※5	3		50.0%
			オ. すべて報告	3		50.0%
			カ. その他 ※7	2		33.3%
			ク. その他	0		0.0%
		期間	ア. 1年に1回	2		33.3%
			イ. 半年に1回	0		0.0%
			ウ. 事例を生じた都度 ※10	3		50.0%
			エ. その他	0		0.0%
		収入の対象の開示	ア. 本人の収入 ※12	3		50.0%
			イ. 配偶者の収入	0		0.0%
			ウ. 扶養している子どもの収入	0		0.0%
			エ. その他 ※15	1		16.7%
金額	ア. ()円以上の場合報告する ※16	2	33.3%			
	イ. 給与の()%以上を取得している場合報告する	0	0.0%			
	ウ. 報告すべき金額の下限はない ※17	2	33.3%			
	エ. その他	0	0.0%			

問	調査事項		回答数	割合	備考				
3	企業等から受けた金銭的利益についての報告義務について○印を付けてください (続き)	株式	ア 上場済み株式	i. ()円以上の場合報告する ※19	1	100.0%	分母は1 (回答数)		
				ii. 会社の株式の()%以上を保有する場合報告する	0	0.0%			
				iii. 報告すべき金額や割合は特に決めていない	0	0.0%			
				小計	1	100.0%			
			イ 未公開株式	i. ()円以上の場合報告する	/				
				ii. 会社の株式の()%以上を保有する場合報告する					
				iii. 報告すべき金額や割合は特に決めていない					
				小計					
			小計 (ア、イの回答数)			1	25.0%	分母は4 (回答数)	
			ウ. 株式取得の報告義務はない ※23			2	50.0%		
エ. その他 ※24			1	25.0%					
計			4	100.0%					
b. 報告義務はない			2	20.0%	分母は10 (回答数)				
c. その他 ※25			2	20.0%					
計			10	100.0%					
4	大学発ベンチャーの株式の取得について、貴大学の規程に該当するものについて左右を線で結んでください	a. 大学発ベンチャーの未公開株式について	イ. 当該ベンチャーの関係者	7. 取得に制限はない		3	60.0%		
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0	0.0%		
					ii. 特に制限はない	0	0.0%		
					小計	0	0.0%		
				ウ. 取得してはならない		0	0.0%		
				エ. その他 ※26		2	40.0%		
				計		5	100.0%		
				イ. 大学側の承認の上取得可	7. 取得に制限はない		3		50.0%
					i. 金額や割合の制限あり	ii. 特に制限はない	0		0.0%
						小計	0		0.0%
						ウ. 取得してはならない			0
					エ. その他 ※27		3		50.0%
				計		6	100.0%		
				ウ. その他	7. 取得に制限はない		0		0.0%
					イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0		0.0%
						ii. 特に制限はない	0		0.0%
						小計	0		0.0%
ウ. 取得してはならない		0	0.0%						
エ. その他		1	100.0%						
計		1	100.0%						

問	調査事項			回答数	割合	備考		
4	大学発ベンチャーの株式の取得について、貴大学の規程に該当するものについて左右を線で結んでください(続き)	b. 大学発ベンチャーの公開株式について	7. 大学の役職員	7. 取得に制限はない	3	50.0%		
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0		0.0%
					ii. 特に制限はない	0		0.0%
					無回答	1		16.7%
					小計	1		16.7%
				ウ. 取得してはならない	0	0.0%		
			エ. その他 ※29	2	33.3%			
			計	6	100.0%			
			イ. 当該ベンチャーの関係者	7. 取得に制限はない	2	50.0%		
				イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0		0.0%
					ii. 特に制限はない	0		0.0%
					無回答	0		0.0%
		小計			0	0.0%		
		ウ. 取得してはならない		0	0.0%			
		エ. その他 ※30	2	50.0%				
		計	4	100.0%				
		ウ. その他	7. 取得に制限はない	0	0.0%			
			イ. 大学側の承認の上取得可	i. 金額や割合の制限あり	0	0.0%		
				ii. 特に制限はない	0	0.0%		
				小計	0	0.0%		
				ウ. 取得してはならない	0	0.0%		
エ. その他	1		100.0%					
計	1	100.0%						
3. 貴大学では利益相反に関する相談を受けたり、利益相反の有無を審査する委員会や部署等がありますか。該当するものに○印をつけて、具体的な名称等をご記入ください(複数回答)								
a. 利益相反に関する相談を受ける部署等がある ※32 ※(16)				8	6.3%	分母は127(回答数)		
内 訳		7. 学内のメンバー		5	62.5%	分母は8(回答数)		
		イ. 学外のメンバー		0	0.0%			
b. 報告を受けた内容について、利益相反の有無を審査する委員会等がある ※33 ※(17)				4	3.1%	分母は127(回答数)		
内 訳		7. 学内のメンバー		4	100.0%	分母は4(回答数)		
		イ. 学外のメンバー		1	25.0%			
c. 利益相反に対する大学の措置について不服申し立てのあった場合に審査する委員会等がある ※34※(18)				3	2.4%	分母は127(回答数)		
内 訳		7. 学内のメンバー		3	100.0%	分母は3(回答数)		
		イ. 学外のメンバー		1	33.3%			
d. 特に新たに作っておらず、()が全般を担当している ※35				49	38.6%	分母は127(回答数)		
e. その他 ※36				70	55.1%			

問	調査事項	回答数	割合	備考	
4.	<p>これまでに貴大学であった利益相反事例・審査例について該当する番号に○印を付し、これら事例の詳細を具体的にについてご記入いただき、対処方法については、下記の＜対処方法＞から該当する記号を選択するか具体的にご記入ください。また、列記した事例以外のケースがありましたら、下の表に具体的にご記載ください ※(19)</p>				
1	<p>金銭的利益(株式を含む)を受けていることが大学の決定や行為に影響を及ぼす懸念がある場合(例:当該企業等の利害関係者が大学の契約決定に関与する場合など)</p>	<p>対処方法</p> <p>a-1 (結果として)利益相反はないと認めた</p> <p>b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した</p> <p>b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した</p> <p>b-3 研究申請や計画を修正の上許可した</p> <p>b-4 関連する行為の縮小の上許可した</p> <p>b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した</p> <p>b-6 金銭的利益の放棄を勧告した</p> <p>b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した</p> <p>c-1 その他</p> <p>計</p>			
2-1	<p>金銭的利益(株式を含む)を受けていることが研究成果に影響を及ぼす懸念がある場合(例:研究成果によって所有株価に影響を及ぼしたりする場合など)</p>	<p>対処方法</p> <p>a-1 (結果として)利益相反はないと認めた</p> <p>b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した</p> <p>b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した</p> <p>b-3 研究申請や計画を修正の上許可した</p> <p>b-4 関連する行為の縮小の上許可した</p> <p>b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した</p> <p>b-6 金銭的利益の放棄を勧告した</p> <p>b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した</p> <p>c-1 その他</p> <p>計</p>			
2-2	<p>金銭的利益(株式を含む)を受けていることが治験の結果に影響を及ぼす懸念がある場合(例:研究者が利益を得たり、教員からライセンスを受けている会社の資金提供による場合など)</p>	<p>対処方法</p> <p>a-1 (結果として)利益相反はないと認めた</p> <p>b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した</p> <p>b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した</p> <p>b-3 研究申請や計画を修正の上許可した</p> <p>b-4 関連する行為の縮小の上許可した</p> <p>b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した</p> <p>b-6 金銭的利益の放棄を勧告した</p> <p>b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した</p> <p>c-1 その他</p> <p>計</p>			

問	調査事項	回答数	割合	備考		
3	<p>金銭的利益(株式を含む)を受けていることが学生への指導に影響を及ぼす懸念がある場合 (例:利益を得ている企業等の資金で来ている学生の指導教官になったり、学生発ベンチャーの株式を取得しながらその学生の指導教官になる場合など)</p>	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた			
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した			
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した			
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した			
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した			
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した			
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した			
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した			
			c-1 その他			
			計			
			4			<p>金銭的利益(株式を含む)を受けていることが当該企業等におけるコンサルティング等の外部活動において影響を及ぼす懸念がある場合(例:大学資源の使用や成果物の帰属について明確に境界を設けなかった場合や無許可で他大学等の雇用契約を結んだ場合、取締役等を兼ねつつ研究にも関与して不利益な成果を隠した場合など)</p>
b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した						
b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した						
b-3 研究申請や計画を修正の上許可した						
b-4 関連する行為の縮小の上許可した						
b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した						
b-6 金銭的利益の放棄を勧告した						
b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した						
c-1 その他						
計						
5	<p>金銭的利益(株式を含む)を受けていることが学外者の大学施設・設備・大学名の利用に関して影響を及ぼす懸念がある場合(例:大学の利益にならず、大学の目的以外の個人的・商業的(人的資源を含む)資源の使用や長期にわたる使用など)</p>	対処方法		a-1 (結果として)利益相反はないと認めた	0	
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した	0	0.0%	
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した	0	0.0%	
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した	0	0.0%	
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した	0	0.0%	
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した	0	0.0%	
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した	0	0.0%	
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した	0	0.0%	
			c-1 その他 ※39	1	100.0%	
			計	1	25.0%	分母は4 (回答数)

問	調査事項	回答数	割合	備考		
6	学生の外部活動への関与（例：アイデアや研究成果を自由にオープンに交換できるという原則が破られ、学生の権利を侵害した場合など）	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた	/		
			b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した			
			b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した			
			b-3 研究申請や計画を修正の上許可した			
			b-4 関連する行為の縮小の上許可した			
			b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した			
			b-6 金銭的利益の放棄を勧告した			
			b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した			
			c-1 その他			
			計			
			7			教員の関係する団体に大学が関与（例：教員やその肉親が金銭的利益、雇用関係、コンサルティング関係を持っているような企業等と大学とが契約を締結した場合など） ※(23)
b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した	0	0.0%				
b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した	0	0.0%				
b-3 研究申請や計画を修正の上許可した	0	0.0%				
b-4 関連する行為の縮小の上許可した	0	0.0%				
b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した	0	0.0%				
b-6 金銭的利益の放棄を勧告した	0	0.0%				
b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した	0	0.0%				
c-1 その他 ※41	1	100.0%				
計	1	25.0%		分母は4 (回答数)		
上記以外の利益相反事例等	対処方法	a-1 (結果として)利益相反はないと認めた ※42		1	50.0%	
		b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した	0	0.0%		
		b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した	0	0.0%		
		b-3 研究申請や計画を修正の上許可した	0	0.0%		
		b-4 関連する行為の縮小の上許可した	0	0.0%		
		b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した	0	0.0%		
		b-6 金銭的利益の放棄を勧告した	0	0.0%		
		b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した	0	0.0%		
		c-1 その他	1	50.0%		
		無回答 ※42	0	0.0%		
		計	2	50.0%	分母は4 (回答数)	
計		4	100.0%			

【記述】

【問2.2-h 個人としての利益相反ポリシーの対象者の範囲すべてに○印をお付けください: その他】 ※1

No.	その他	種別
1	外部機関等共同研究が共同研究契約に基づき受け入れを許可された者を除く、研究等を行うことを目的に所定の手続きを経て受入許可された者、a～f、hを『職員等』と定義している	国
2	契約により研究にかかわる研究員	国
3	その他利益相反マネジメント委員会が指定する者	国
4	利益相反管理委員会が対象者と判断した者	国
5	ポストドク、大学院生についても、場合によっては対象者とする	国
6	教員の指導の下に企業との共同研究等産学連携に係わっている学生	国
7	a～fのうち、自己申告書又は相談申込書を提出した者	国
8	個別契約職員	国
9	現在、利益相反マネジメント規程の制定の準備を進めている。規程でマネジメント対象者を特定する予定である	国
10	研究推進、技術移転、知的財産を司る部門・部署の職員。今後、その他の職員、大学院生、学部生の扱いについても検討する	私
11	嘱託講師	私
12	対象者の範囲について特に定めていない	私

【問2.3-a-報告義務-A 大学の研究成果の移転を受けたことのある企業等から受けた利益】 ※2

No.	報告義務のあるケース-A: Aの対象	種別
1	職員等	国
2	教員	国
3	教職員	国

【問2.3-a-報告義務-I 大学と共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄附金などにおいて契約関係がある企業等から受けた利益】 ※3

No.	報告義務のあるケース-I: Iの対象	種別
1	職員等	国
2	教員	国
3	教職員	国
4	教員	私

【問2.3-a-報告義務-U 大学に対して製品またはサービスを提供する関係にある企業等から受けた利益】 ※4

No.	報告義務のあるケース-U: Uの対象	種別
1	職員等	国
2	教員・職員	国
3	教職員	国

【問2.3-a-報告義務-I 兼業先からの収入】 ※5

No.	報告義務のあるケース-I: Iの対象	種別
1	職員等	国
2	教職員	国
3	教員・職員	私

【問2.3-a-報告義務-O 大学以外の企業等からの収入についてはすべて報告する】 ※6

No.	報告義務のあるケース-O: Oの対象	種別
1	教職員	国

【問2.3-a-報告義務-カ その他】

※7

No.	報告義務のあるケース-カ: その他	種別
1	利益相反による弊害の検討が必要な場合及び弊害が予想される場合	国
2	兼業に関する報告①従事時間数②報酬の額の概算[役員、教員、職員]、技術移転兼業・研究成果活用兼業・監査役兼業[教員]・上記①②の詳細	国
3	ただし平成16年度は試行期間とし、利益相反マネジメント委員会が指名した者のみに報告させることにしている	国
4	報告義務は規定しているが、申告書の内容については検討中	国
5	報酬、自営業、知的財産権に係る収入、株式配当、贈与など	私

【問2.3-a-期間-ア 1年に1回】

※8

No.	期間-ア: アの対象	種別
1	職員等	国
2	教員・職員	国
3	教職員	国

【問2.3-a-期間-イ 半年に1回】

※9

No.	期間-イ: イの対象	種別
1	役員、教員、職員	国

【問2.3-a-期間-ウ 事例を生じた都度】

※10

No.	期間-ウ: ウの対象	種別
1	職員等	国
2	教員・職員	私

【問2.3-a-期間-エ その他】

※11

No.	期間-エ: その他	種別
1	定期報告か事例毎か検討中	国

【問2.3-a-収入-ア 本人の収入】

※12

No.	収入の開示対象-ア: アの対象	種別
1	職員等	国
2	教員・職員	国
3	教職員	国
4	教員・職員	私

【問2.3-a-収入-イ 配偶者の収入】

※13

No.	収入の開示対象-イ: イの対象	種別
1	職員等	国
2	教職員	国

【問2.3-a-収入-ウ 扶養している子供の収入】

※14

No.	収入の開示対象-ウ: ウの対象	種別
1	職員等	国
2	教職員	国

【問2.3-a-収入-エ その他】

※15

No.	収入の開示対象-エ: その他	種別
1	検討中	国
2	兼業により受けた報酬の額の概算(技術移転兼業・研究成果活用兼業・監査役兼業[教員])/全兼業報酬総額200万円以上の場合の総額概数	国
3	収入のすべてを開示する必要はない	公
4	企業からの収入のみ	私

【問2.3-a-金額-ア ()円以上の場合報告する】 ※16

No.	金額-ア:アの金額	種別
1	100万	国
2	100万	国
3	総額500万	国
4	1万	公
5	10万	私
6	100万	私

【問2.3-a-金額-ウ 報告すべき金額の下限はない】 ※17

No.	金額-ウ:ウの対象	種別
1	教員・職員	国
2	教員・職員	私

【問2.3-a-金額-エ その他】 ※18

No.	金額-エ:その他	種別
1	詳細未定	国
2	検討中	国
3	特定の相手から100万円以上	国
4	100万円以上とすることを検討中	国
5	報告は自主性に任されている	国

【問2.3-a-株式-ア-i ()円以上の場合報告する】 ※19

No.	上場済み株式-ア-i:ア-iの金額	種別
1	100万	国
2	10万	私

【問2.3-a-株式-ア-ii 会社の株式の()%以上を保有する場合報告する】 ※20

No.	上場済み株式-ア-ii:ア-iiの%	種別
1	5	国
2	5	国

【問2.3-a-株式-ア-iii 報告すべき金額や割合は特に決めていない:対象】 ※21

No.	上場済み株式-ア-iii:ア-iiiの対象	種別
1	教職員	国
2	職員等	国

【問2.3-a-株式-イ-iii 報告すべき金額や割合は特に決めていない:対象】 ※22

No.	未公開株式-イ-iii:イ-iiiの対象	種別
1	教職員	国
2	職員等	国

【問2.3-a-株式-ウ 株式取得の報告義務はない:対象】 ※23

No.	株式-ウ:ウの対象	種別
1	教員・職員	私

【問2.3-a-株式-エ その他】 ※24

No.	株式-エ:その他	種別
1	詳細未定	国
2	検討中	国
3	株式配当による収入、100万円以上の場合、報告義務	私

【問2.3-c その他】

※25

No.	その他	種別
1	報告義務の詳細については現在検討中	国
2	一定以上の収入がある場合は、その活動内容を開示させる	国
3	利益相反マネジメントの実施方法については、現在のところ未定である	私
4	受託研究、研究助成金については、最終的には大学で管理しており、個人的な利益は一切ない	私

【問2.4-a-ア-I 大学発ベンチャーの未公開株式会社について／大学の役職員：その他】

※26

No.	a-ア-I：その他	種別
1	報告義務がある	国
2	現在検討中	国
3	利益相反委員会で判断	国
4	未定	私
5	規程がない	私

【問2.4-a-イ-I 大学発ベンチャーの未公開株式会社について／当該ベンチャーの関係者：その他】

※27

No.	a-イ-I：その他	種別
1	報告義務がある	国
2	現在検討中	国
3	利益相反委員会で判断	国
4	未定	私
5	規程がない	私

【問2.4-a-ウ、I 大学発ベンチャーの未公開株式会社について／その他：その他】

※28

No.	対象者	規程	種別
1	利益相反ポリシー対象者	報告義務がある	国

【問2.4-b-ア-I 大学発ベンチャーの公開株式会社について／大学の役職員：その他】

※29

No.	b-ア-I：その他	種別
1	年額100万円以上の場合は報告義務がある	国
2	現在検討中	国
3	利益相反委員会で判断	国
4	未定	私
5	規程がない	私

【問2.4-b-イ-I 大学発ベンチャーの公開株式会社について／当該ベンチャーの関係者：その他】

※30

No.	b-イ-I：その他	種別
1	年額100万円以上の場合は報告義務がある	国
2	現在検討中	国
3	利益相反委員会で判断	国
4	未定	私
5	規程がない	私

【問2.4-b-ウ、I 大学発ベンチャーの公開株式会社について／その他：その他】

※31

No.	対象者	規程	種別
1	利益相反ポリシー対象者	年額100万円以上の場合は報告義務がある	国
2	—	検討中	国

【問3-a 利益相反に関する相談を受ける部署等がある／名称】

※32

No.	名称	種別
1	利益相反マネジメント室	国
2	知的連携企画オフィス	国
3	利益相反カウンセラー	国
4	利益相反アドバイザー(知的財産総括本部)	国
5	利益相反アドバイザーの設置	国
6	産学連携推進本部	国
7	利益相反アドバイザー(メンバーについては未定)	国
8	利益相反管理ワーキンググループ	国
9	利益相反相談室	国
10	利益相反アドバイザー	国
11	利益相反アドバイザー、利益相反コーディネーター	国
12	利益相反マネジメント委員会相談室(検討中)	国
13	知的財産本部	国
14	利益相反アドバイザーをキャンパス毎に1名 計3名設置している	国
15	健康科学研究センター研究開発科	公
16	産学官連携推進グループ	公
17	交流推進部	私
18	総合調整室	私
19	知的資源活用センター	私
20	総務部研究協力課	私
21	リエゾンオフィス	私
22	利益相反アドバイザー	私
23	リエゾンセンター	私
24	フロンティア研究推進機構	私

【問3-b 報告を受けた内容について、利益相反の有無を審査する委員会等がある／名称】

※33

No.	名称	種別
1	利益相反審査会	国
2	利益相反管理専門委員会	国
3	利益相反アドバイザー、利益相反委員会(最終的な権限と責任を有する)	国
4	利益相反委員会	国
5	利益相反委員会	国
6	利益相反委員会(メンバーについては必要に応じて労務担当理事が召集)	国
7	人事委員会及び利益相反管理ワーキンググループ	国
8	利益相反管理委員会・利益相反専門委員会	国
9	利益相反マネジメント委員会	国
10	利益相反委員会(大学の最終方針決定の委員会)、知的財産本部	国
11	利益相反マネジメント委員会(検討中)	国
12	利益相反委員会	国
13	利益相反検討委員会	国
14	発明等審議委員会	私
15	リエゾンオフィス運営委員会	私
16	利益相反委員会	私
17	事務部庶務課	私

【問3-c 利益相反に対する大学の措置について不服申し立てのあった場合に審査する委員会等がある

／名称】 ※34

No.	名称	種別
1	学長の指示により利益相反管理専門委員会と利益相反アドバイザー、第三者の意見等で検討。その結果等を参考意思として学長が決定	国
2	利益相反アドバイザーボード	国
3	利益相反委員会(再審議し、更に異議がある場合は学長に申し立てる)	国
4	『国立大学法人〇〇大学職員の不服等の申し出等に関する規則』第2条より、〈第2条〉職員からの不服等の申し出は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる機関等(以下「審査機関等」という)が審査を行うものとする。一.常勤の教授、助教授、講師及び助手「教育研究評議会」二.教頭、教諭、養護教諭及び実習助手「学長の指名する理事・副学長及び校長」三.教務職員「学長の指名する理事・副学長及び所属の部局等の長」四.技術職員「学長の指名する理事・副学長及び技術部長」五.事務職員「学長の指名する理事・副学長及び事務局長」六.事務局の非常勤職員「学長の指名する理事・副学長及び事務局長」七.前号以外の非常勤職員「学長の指名する理事・副学長及び所属の部局等の長」	国
5	公平委員会(メンバーについては必要に応じて労務担当理事が召集)	国

No.	名称	種別
6	人事委員会及び利益相反管理ワーキンググループ	国
7	利益相反管理委員会	国
8	利益相反マネジメント委員会	国
9	利益相反委員会	国
10	利益相反マネジメント委員会(検討中)	国
11	利益相反委員会に再度審議を求める事ができる	国
12	利益相反検討委員会	国
13	発明等審議委員会	私
14	利益相反委員会	私
15	事務部庶務課	私

【問3-d 特に新たに作っておらず、()が全般を担当している/名称】

※35

No.	名称	種別
1	理事(総務担当)及び副学長(社会連携担当)	国
2	総務課	国
3	総務課	国
4	知的財産評価部会	国
5	総務課及び研究協力課	国
6	会計課研究協力室	国
7	知的財産本部	国
8	知的財産本部 利益相反部門	国
9	常任委員会	国
10	総務課または共同研究センター	公
11	図書・研究委員会	公
12	東京都産学公連携推進準備室	公
13	地域連携センター	公
14	事務局総務課	公
15	事務局庶務課	公
16	リエゾンオフィス	公
17	事務局総務課	公
18	エクステンションセンター	私
19	法人事務部総務課	私
20	総合研究センター	私
21	教務課	私
22	総合研究センター	私
23	総務課	私
24	業務部(社会貢献担当)	私
25	総務部	私
26	法人本部	私
27	研究科委員会	私
28	教務部研究支援係	私
29	産学コラボレーション企画推進会議	私
30	研究助成課	私
31	人事部	私
32	総合研究所 所長	私
33	産官学交流センター	私
34	知的財産本部	私
35	産官学連携知財センター	私
36	人事部や大学事務部	私
37	研究開発センター	私
38	法人・総務課	私
39	教務委員会	私
40	総務委員会	私
41	総務室	私
42	事務局総務課	私
43	庶務課	私
44	大学事務局	私
45	産官学センター委員会	私
46	総務部国際言語平和研究所	私
47	総合研究所	私
48	学事部	私

No.	名称	種別
49	エクステンションセンター、研究部	私
50	産業研究所	私
51	経営会議	私
52	研究課	私
53	産学協同問題委員会	私
54	学園本部総務課	私
55	教授会	私
56	総務部財務課	私
57	事務局庶務課・教育研究支援室	私
58	大学運営会議	私
59	学外連携推進室	私
60	庶務課	私
61	学部長、研究科長	私
62	事務局	私
63	学術研究推進機構 産学連携支援室	私
64	事務局	私
65	人事課	私
66	総合研究所/総務課	私

【問3-e その他】

※36

No.	その他	種別
1	委員会ではなく、又、担当部署も定まっていない	国
2	利益相反に関する委員会等については、未検討の状況である	国
3	今後、他大学の状況を見ながら検討する予定	国
4	現在検討中	国
5	現在、策定中のガイドラインで委員会を組織予定	国
6	なし	国
7	利益相反ポリシーを含め、今後の検討課題である	国
8	利益相反ポリシーの策定に合わせて、検討中である	国
9	検討中	国
10	現在検討中	国
11	特に新たに作っておらず、今後検討の予定である	国
12	詳細は検討中	国
13	未定	国
14	現在、検討中	国
15	委員会の設置を検討中	国
16	担当部署等はありません	国
17	利益相反の有無を審査する委員会や部署はまだありません	国
18	利益相反検討ワーキンググループで検討中	国
19	利益相反マネジメント委員会を平成17年1月に設置予定	国
20	策定中	国
21	策定中	国
22	現在は知的財産・産学官連携本部で対応しているが、策定中の利益相反マネジメント規程にあわせて学内組織(利益相反審議会)を設置すべく準備中	国
23	未検討	国
24	過去に事例がないため、事例が発生した時に担当部署を決定する予定	国
25	検討中	国
26	暫定的に関係委員会が対応することとなる	国
27	規定上は、利益相反委員会や利益相反相談室や利益相反カウンセラー制度があるが、未だ運用されていない	国
28	現在、マネジメント体制について検討中	国
29	専門的事項を諮問するため、外部の専門家及び学識経験者等で構成するアドバイザーボード置く	国
30	来年度、策定に向けて現在準備中である。策定は、知的財産本部の専門部門等で行う予定	国
31	12月下旬より利益相反マネジメントに関する検討会を開催し、検討して行く予定	国
32	発生する事例に応じて、最も適当な部署が担当する事となる	公
33	利益相反全般について未検討、受託研究、共同研究の相手方と本学担当教員との関係について、各学部長及び事務担当課である事務局企画課において確認するのみ	公
34	現在まで事例がないので、今後検討していく	公
35	特に作っておらず、内容により関係する部署が対応する	公
36	法人化後に体制整備予定	公
37	現在策定中の『利益相反・責務相反マネジメント規則』では、利益相反委員会を設置する方向にある	公
38	特に新たに作っていない	公

No.	その他	種別
39	特に新たに作っておらず、担当する委員会や部署等も決まっていない	公
40	担当なし	公
41	委員会、部署等を定めていない	公
42	特になし	公
43	2004年新設であり、まだ委員会を含め開設していない	私
44	特に設置しておりません	私
45	ない	私
46	まだ、事例がなく、詳細不明。事例が発生したらとりあえず広報・教育事業部教育研究振興課にて対応予定	私
47	特になし	私
48	特に新たに作っていない	私
49	何もなし	私
50	特に新たに作っていない	私
51	本学では、今年度より産学官連携事業開発室が設けられ、利益相反に関する規程の策定について、検討中である	私
52	現在のところ設けていない	私
53	本学リエゾンオフィスでは、現在のところ学生・教職員のボランティア活動をサポートするなかで地域連携の可能性を探っている段階であり、該当事例がありません。今後、リエゾンオフィスの活動において産学連携がすすむ可能性が生じた場合には利益相反ポリシー策定が必要であると考えています	私
54	現在検討中です	私
55	特に新たに作っていない。新薬の実験等については、生命倫理委員会で諮り、許可又は否認を与えている	私
56	特に新たに作っていない	私
57	本学は設立間もなく、該当事例がなく特別に処置する部署は設けておりません	私
58	委員会、部署等は設置あるいは指定はしていません	私
59	なし	私
60	該当なし	私
61	検討中	私
62	リエゾン活動は行っているが知財に係る体制整備等について、これから取り組む	私
63	該当する委員会や部署はありません	私
64	いずれも現在設置に向け検討中	私
65	検討中である	私
66	本学には規定がありませんので該当はありません	私
67	特に新たに作っていない	私
68	利益相反に関する委員会は設置していない	私
69	特に新たに作っておらず研究交流課が知財を担当している(利益相反ということでの具体的な取扱いは現時点では、まだございません)	私
70	特に新たに作っていない	私
71	なし	私
72	事例そのものが、ほとんどありえない(音楽系大学院なので)	私
73	特になし	私
74	ありません	私
75	大学学務課(窓口)経由して財務部対応	私
76	なし	私
77	現時点では設けていない	私
78	今後検討したい	私
79	特に作っていないが、利益相反のポリシー、ルールづくりなどの立ち上げの始動をしている	私
80	担当部署は未定	私
81	特に窓口はありません。設置も含め検討中	私
82	設定していない	私
83	特に新たに作っていない	私
84	該当部署ありません	私
85	特に新たに作っていない	私
86	設置していない	私
87	特に新たに作っていない	私
88	作っていない	私
89	現在検討中	私
90	今のところ事例がない	私
91	検討中である	私
92	利益相反に関する体制が整備されていない	私
93	特に委員会等は設置しておらず、担当部署も定まっていない	私
94	特に問題は発生していない	私
95	現在、利益相反に関する問題は認められない	私
96	特に作っておらず、まだ扱っていない	私
97	担当部署等はもうけていない。もし、必要であれば、学内の関係教職員で協議する	私

No.	その他	種別
98	特に作っていない	私
99	特に新たに作っていない	私
100	委員会や担当部署はありません	私
101	なし	私
102	利益相反に至る程、産学連携は進んでいない	私
103	今後、どう対応するか検討中	私
104	該当部署等なし	私
105	事例がなく、今後検討	私
106	利益相反に関する問題点は、起こっていないため対応する組織は設けていない。しかし今後の課題として認識している	私
107	事例がないため、特に想定していない	私
108	相談はない	私
109	ケース・バイ・ケースで事務局長が判断する	私
110	特に新たに作っていない	私

【問4-3-c-1 金銭的利益(株式を含む)を受けていることが学生への指導に影響を及ぼす懸念がある場合:

【その他】 ※37

No.	具体的に記入	対処法	件数	種別
1	学生が代表取締役としてベンチャーを設立した事例。担当教員研究成果で学生を立ててベンチャーを設立し、その株式を保有している事例	学生との関係についてヒヤリングをして利益相反関係、特に教員の権限等の学生への影響等を確認している	2	国

【問4-4-c-1 金銭的利益(株式を含む)を受けていることが当該企業等におけるコンサルティング等の外部活動に

影響を及ぼす懸念がある場合】 ※38

No.	具体的に記入	対処法	件数	種別
1	兼業の実施場所が大学内であった事例。兼業先との研究成果特に特許の帰属が明確でない事例。兼業先のデータ利用に対する区別が明確でない事例	実施場所は兼業先であることを明確にした。研究成果の区別化に対するレポートの管理、兼業実施の報告書の提出など実施している	3	国

【問4-5-c-1 金銭的利益(株式を含む)を受けていることが学外者の大学施設・設備・大学名の利用に関して

影響を及ぼす懸念がある場合:その他】 ※39

No.	具体的に記入	対処法	件数	種別
1	受託研究員として社員を受け入れている企業から、報酬を得る技術指導の依頼を受けることが、利益相反に該当するのではないかと考えられるケース	利益相反はないと認めた(a-1)。業務と兼業の峻別について、疑念を抱かれることのないよう注意喚起を行った	1	国
2	教員による大学発ベンチャー設立や兼業による学内実施による大学資産の使用、インキュベーション施設等を利用した共同研究で、事務所等が大学内にあるようにインターネット等で公開し、大学の知名度を利用した事例	学内兼業、学内ベンチャー活動への注意と指導を行っている。ベンチャー業務への学生活用等についてはヒヤリングで確認し、指導している	2	国
3	大学発ベンチャーとして学内の研究室を拠点とし、活動を行っている。大学発ベンチャーと従来からの研究活動との境界が非常にあいまいで、大学の施設を無償でベンチャー企業活動に使用しているとも言える	まだ大学内での『利益相反ポリシー』が確立できていないのが最大の問題点ではあるが、今のところ、とりあえずの考え方としてベンチャー企業から受託調査研究としての、受託を受け、その経費の一部を間接経費として大学へ入金することを使用料として置き換えている	1	私

【問4-6-c-1 学生の外部活動への関与:その他】

※40

No.	具体的に記入	対処法	件数	種別
1	学生の外部活動に支障がない範囲内で、学生の子承のもと守秘義務契約を締結した事例	強制はできないが、学内における学生との守秘義務契約書のモデルを作り、教員と学生との間で契約を交わす場合がある	2	国

【問4-7-c-1 教員の関係する団体に大学が関与:その他】

※41

No.	具体的に記入	対処法	件数	種別
1	大学として教員が合成した化合物の企業へのMTA。当該企業へは技術顧問契約を個人的に行い、技術指導をしているケース	担当副学長までの決裁によりMTA契約を承認	1	国
2	教員が代表を務めるベンチャー企業から、その教員の研究室と委託研究契約を締結したいとの申出があった	事実上の脱税に当たる虞があるため、明確な理由がない場合は行わないよう勧告した	1	私

【問4 その他の利益相反の事例等】

※42

No.	具体的に記入	対処法	件数	種別
1	COIになる前の相談が多数を占めています(例:大学発VBの株取得可否、取締役就任、コンサル契約等)。本学では定期モニターは平成17年4月に実施予定となっております	—	—	国
2	教員数名が発起人となり、大学発ベンチャー企業を、大学の研究室を所在地として設立した。その会社代表取締役(1名)、取締役(4名)、監査役(1名)に本学の教員が就任した	現在対処方法について検討中である	1	国
3	本学の教員から研究成果活用兼業の申請があった。その申請自体に問題はないと思われたが、当該教員が所属する学科と、当該ベンチャー企業との間で、今後、物品等の購入契約、共同研究や寄附行為などの関係が生じる可能性があることが、審査の過程で判明した	当該申請を承認するに当たり、当該企業との関係(所属学科との関係も含む)において、共同研究、寄附の受入、発注等の行為については、本学の規則、その他法令等を遵守され、大学の利益が損なわれることがないよう十分配慮のうえ行うこと、不明な点については、相談することの2点を付帯条件として承認することとした	1	国
4	補助金等、外部資金の使用にあたり、教員の経営する企業に対する一部業務委託の妥当性	他の事業所と経費や業務対応の比較を行い、利益相反にあたらぬ事を確認した(a-1)	1	私
5	すでに起業している大学発ベンチャーがあり、利益相反となる状態が発生し、行き過ぎと思われる行為はないか、今まさに注視し始めている段階である	利益相反マネジメントに取り組むため、常任理事会のもとに利益相反委員会を設置した。また、日常的に教職員等の相談に応じ、利益相反に関する知識を普及させるため、利益相反委員会のもと、利益相反アドバイザーを配置した	?	私

【付帯意見】

【問1-a 貴大学では利益相反ポリシーを策定していますか: 策定している】 ※(1)

No.	付 帯 意 見	種別
1	これから学内アンケートをとって事例を収集するところであり、まだ回答できない	国

【問1-b 貴大学では利益相反ポリシーを策定していますか: 現在策定中である】 ※(2)

No.	付 帯 意 見	種別
1	現在、本学においては利益相反ワーキンググループで、今年度末までに利益相反マネジメント制度の構築(ポリシー、関連規則等)について検討を行っている最中ですので、以下の回答は個人の考えであり、また空欄部分は検討中でありまた具体例もなく回答できないことを、ご理解いただきますようお願いします	国
2	利益相反については、現在、今後の対応を検討中である	私
3	利益相反に関する一部の定めを『兼職に関する取扱要項』で規定している。(1)民間企業等の役員、顧問、監査役等を兼職を願い出た場合は、その頻度と本業との関係、産学連携に対する有益性等を総合的に勘案して判断している。ただし、委嘱を受けた企業等との間に、物品購入契約関係その他特別の利害関係またはその発生のおそれが懸念されるときは、これを承認しない旨を定めている。(2)研究成果を活用する企業の設立に関与し、その会社の非常勤講師の役員等の職に就く場合、本務への影響が懸念される時は『職務に従事した日時、内容、報酬その他について兼職状況報告書の提出を求めることがある』旨を定めている	私
4	現在、検討中である	私

【問1-c 貴大学では利益相反ポリシーを策定していますか: 策定していない】 ※(3)

No.	付 帯 意 見	種別
1	知的財産本部産学官連携推進部門に『利益相反・責務相反検討委員会』を設置し、検討を進めることにしている	国
2	本学は県立大学のため、県の人事例規を適用しています	公
3	今回のアンケートにつきまして、本学では策定していないため、また兼職等も不可であるため、特に回答する項目はありません	公
4	本学ではまだ利益相反ルールも組織(委員会)もなく、特に問題視されていない。まだ数年先だろうと考える	私
5	現段階では検討していない	私
6	開学2年目なのでまだ検討していない	私
7	本学では産学連携は行われていない	私
8	当大学では産学提携を殆どしていないため回答できません	私
9	今後、検討予定	私

【問1 貴大学では利益相反ポリシーを策定していますか: 無回答】 ※(4)

No.	付 帯 意 見	種別
1	現在策定を検討中である	私

【問2.1-c 貴大学では教職員ら対象の個人としての利益相反ポリシーのほか、大学という組織としての利益相反ポリシーも策定していますか: 教職員も大学も両方策定している】 ※(5)

No.	付 帯 意 見	種別
1	広義の利益相反を対象としているため	国
2	大学及び教職員の両方を網羅したポリシーを策定している	私

【問2.2-a 個人としての利益相反ポリシーの対象者の範囲すべてに○印をお付けください: 役職員】 ※(6)

No.	付 帯 意 見	種別
1	非常勤を除く	国

【問2.2-c 個人としての利益相反ポリシーの対象者の範囲すべてに○印をお付けください:職員(常勤)】

※(7)

No.	付 帯 意 見	種 別
1	管理職手当対象者	国

【問2.3-a-報告義務-I 大学と共同研究、受託研究、技術指導、奨学寄附金などにおいて契約関係がある
企業等から受けた利益】

※(8)

No.	付 帯 意 見	種 別
1	研究費は大学会計に入れて処理する	私

【問2.3-a-期間-A 1年に1回】

※(9)

No.	付 帯 意 見	種 別
1	年度末	国

【問2.4 大学発ベンチャーの株式の取得について、貴大学の規程に該当するものについて左右を線で結んで
ください】

※(10)

No.	付 帯 意 見	種 別
1	年度内にガイドラインとしてまとめる予定	国

【問2.4-a 大学発ベンチャーの未公開株式について】

※(11)

No.	付 帯 意 見	種 別
1	倫理規則により『関係業者等との接触に関する規則』に抵触のため事前許可必要	国

【問2.4-a-A-ア 大学発ベンチャーの未公開株式について/大学の役職員:取得に制限はない】

※(12)

No.	付 帯 意 見	種 別
1	ただし本学の倫理規程に抵触するものを除く	国
2	今後検討予定	国

【問2.4-a-I-ア 大学発ベンチャーの未公開株式について/当該ベンチャーの関係者:取得に制限はない】

※(13)

No.	付 帯 意 見	種 別
1	今後検討予定	国

【問2.4-b-A-ア 大学発ベンチャーの公開株式について/大学の役職員:取得に制限はない】

※(14)

No.	付 帯 意 見	種 別
1	今後検討予定	国

【問2.4-b-I-ア 大学発ベンチャーの公開株式について/当該ベンチャーの関係者:取得に制限はない】

※(15)

No.	付 帯 意 見	種 別
1	今後検討予定	国

【問3-a 利益相反に関する相談を受ける部署等がある】

※(16)

No.	付 帯 意 見	種別
1	学外者は正式なメンバーでなく、必要に応じて顧問的にアドバイスを受けられる体制	国
2	検討中	国
3	未定	国
4	現在、規程やルールと共に体制を検討している段階です	私
5	作る予定	私

【問3-b 報告を受けた内容について、利益相反の有無を審査する委員会等がある】

※(17)

No.	付 帯 意 見	種別
1	検討中	国
2	現在、規程やルールと共に体制を検討している段階です	私
3	作る予定	私

【問3-c 利益相反に対する大学の措置について不服申し立てのあった場合に審査する委員会等がある】

※(18)

No.	付 帯 意 見	種別
1	検討中	国
2	現在、規程やルールと共に体制を検討している段階です	私
3	作る予定	私

【問4 これまでに貴大学であった利益相反事例・審査例について該当する番号に○印を付し、これら事例の詳細を具体的にご記入いただき、対処方法については、下記の〈対処方法〉から該当する記号を選択するか具体的にご記入ください。また、列記した事例以外のケースがありましたら、下部の表に具体的にご記載ください

※(19)

No.	付 帯 意 見	種別
1	調査中のため、まだ把握できていません	国
2	今後、報告書収集などを行ってから具体的な事例について判断するため、現時点では事例がない	国
3	該当事例を把握していない	国
4	平成16年1月に対象者から報告を求めることにしており、現在のところ具体的な事例はありません	国
5	特に顕在化した事例はありません	私
6	今後の課題として検討する必要があると思っておりますが、現在具体的な事例は発生していません	私
7	利益相反の定義等、検討中であり該当なし	私
8	今後は、これらの項目が問題になる可能性がある	私

【問4-1 金銭的利益(株式を含む)を受けていることが大学の決定や行為に影響を及ぼす懸念がある場合】

※(20)

No.	付 帯 意 見	種別
1	関与することは許されていない。利益相反アドバイザーがヒヤリング(利益相反が考えられる場合)して確認し、指導している	国

【問4-2-1 金銭的利益(株式を含む)を受けていることが研究成果に影響を及ぼす懸念がある場合】

※(21)

No.	付 帯 意 見	種別
1	ベンチャー企業の株保有者は研究成果が株価に大きな影響を与えることが考えられるが、現在、例はない。利益相反アドバイザーがヒヤリング(利益相反が考えられる場合)して確認し、指導している	国

【問4-2-2 金銭的利益(株式を含む)を受けていることが治験の結果に影響を及ぼす懸念がある場合】

※(22)

No.	付 帯 意 見	種別
1	現在事例はない。治験については検討中であるが、治験に関わる教官は、寄付金、共同研究等関係する会社との金銭的、物資等の提供がある場合には、許可しない方針である	国

【問4-7-c-1 教員の関係する団体に大学が関与】

※(23)

No.	付 帯 意 見	種別
1	事例なし。このような利益相反が発生しないよう人事、会計で十分検討されている	国

2. 調査票

平成 16 年 11 月

産学連携における利益相反ルールの形成に関する実証的研究のご協力をお願い

産学連携における最も重要な課題の一つである利益相反問題についてのルール作りは、日本ではまだ、試行錯誤的なものであります。このたび、日本における有効な利益相反ルールを策定していくために、全国の国公立大学において、実際にどのような利益相反事例が生じており、それらをどのように処理をされているかについての実態を調査いたしたく、ご協力をお願いする次第です。

つきましては、ご多用中誠に恐れ入りますが、調査票にお答えいただき、同封の返信用封筒で、12月20日（月）までにご返送下さいますようお願い申し上げます。

また、以下のホームページから白紙の調査票がダウンロードできます（Word 形式／PDF 式）。こちらに改めてご記入いただき、E-mail でご返信いただいても結構です。

- ・ ホームページアドレス <http://www.ilc.tsukuba.ac.jp/rehp/jp/hp/activities.html>
- ・ 調査票返信先 E-mail アドレス yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp

なお、本調査研究は、2004 年度筑波大学システム情報工学研究科教育研究費重点配分プロジェクトとして実施するものです。

調査結果についてはすべて統計的に処理し、大学名や個人名、団体名等を公表することはありません。また、ご回答に関しましては学術的目的以外に使用することはございませんので、ご了解下さいますようお願いいたします。

筑波大学産学リエゾン共同研究センター

教授 菊 本 虔

助手 新 谷 由紀子

* この調査に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1

筑波大学産学リエゾン共同研究センター

新谷 由紀子

TEL & FAX 029-853-7461

E-mail yshinya@ilc.tsukuba.ac.jp

c. 利益相反に対する大学の措置について不服申し立てのあった場合に審査する委員会等がある

名称： ア. 学内のメンバー
イ. 学外のメンバー

d. 特に新たに作っておらず、() が全般を担当している

e. その他 ()

問4	<p>これまでに貴大学であった利益相反事例・審査例について該当する番号に○印を付し、これら事例の詳細を具体的にご記入いただき、対処方法については、下記の<対処方法>から該当する記号を選択するか具体的にご記入ください。また、列記した事例以外のケースがありましたら、下部の表に具体的にご記載ください。</p>
----	--

No.	利益相反事例		対処方法 (記号または具体的に 記入)	件数
	事例の種類	具体的に記入		
1	金銭的利益(株式を含む)を受けていることが大学の決定や行為に影響を及ぼす懸念がある場合(例:当該企業等の利害関係者が大学の契約決定に関与する場合など)			
2-1	金銭的利益(株式を含む)を受けていることが研究成果に影響を及ぼす懸念がある場合(例:研究成果によって所有株価に影響を及ぼしたりする場合など)			

No.	利益相反事例		対処方法 (記号または具体的に 記入)	件数
	事例の種類	具体的に記入		
2-2	金銭的利益（株式を含む） を受けていることが治験の 結果に影響を及ぼす懸念が ある場合（例：研究者が利 益を得たり、教員からライ センスを受けている会社の 資金提供による場合など）			
3	金銭的利益（株式を含む） を受けていることが学生へ の指導に影響を及ぼす懸念 がある場合（例：利益を得 ている企業等の資金で来て いる学生の指導教官になっ たり、学生発ベンチャーの 株式を取得しながらその学 生の指導教官になる場合な ど）			
4	金銭的利益（株式を含む） を受けていることが当該企 業等におけるコンサルティ ング等の外部活動において 影響を及ぼす懸念がある場 合（例：大学資源の使用や 成果物の帰属について明確 に境界を設けなかった場合 や無許可で他大学等の雇用 契約を結んだ場合、取締役 等を兼ねつつ研究にも関与 して不利益な成果を隠した 場合など）			

No.	利益相反事例		対処方法 (記号または具体的に 記入)	件数
	事例の種類	具体的に記入		
5	金銭的利益(株式を含む) を受けていることが学外者 の大学施設・設備・大学名の 利用に関して影響を及ぼす 懸念がある場合(例:大学 の利益にならず、大学の目 的以外の個人的・商業的(人 的資源を含む)資源の使用 や長期にわたる使用など)			
6	学生の外部活動への関与 (例:アイデアや研究成果 を自由にオープンに交換で きるという原則が破られ、 学生の権利を侵害した場合 など)			
7	教員の関係する団体に大学 が関与(例:教員やその肉 親が金銭的利益、雇用関係、 コンサルティング関係を持 っているような企業等と大 学とが契約を締結した場合 など)			

上記以外の利益相反の事例等	対処方法 (記号または具体的に記入)	件数

上記以外の利益相反の事例等	対処方法 (記号または具体的に記入)	件数

<対処方法>

a-1 (結果として) 利益相反はないと認めた
b-1 関係者に関連情報を報告の上承認した
b-2 意思決定や認可の担当から除外の上承認した
b-3 研究申請や計画を修正の上許可した
b-4 関連する行為を縮小の上許可した
b-5 兼業や共同研究等の停止を勧告した
b-6 金銭的利益の放棄を勧告した
b-7 近親者等の関係者の関与を停止の上許可した
c-1 その他 (具体的に記載してください)

※この調査票を記入していただいた方のお名前と連絡先をご記入ください。

貴大学名	ご所属	ご氏名
Tel	Fax	e-mail

ご協力ありがとうございました。

平成 17 年 5 月

新谷 由紀子

菊本 虔

(筑波大学産学リエゾン共同研究センター)

TEL & FAX 029-853-7461

〒305-8577 つくば市天王台 1-1-1